

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成28年10月 第2回訂正分)

株式会社ユーザベース

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成28年10月12日に関東財務局長に提出し、平成28年10月13日にその届出の効力が生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成28年9月15日付をもって提出した有価証券届出書及び平成28年10月3日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集543,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し303,700株(引受人の買取引受による売出し193,300株・オーバーアロットメントによる売出し110,400株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成28年10月12日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載しております。なお、訂正部分には_____を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

2 【募集の方法】

平成28年10月12日に決定された引受価額(2,309.20円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格2,510円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄: 「586,983,000」を「626,947,800」に訂正。
「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄: 「586,983,000」を「626,947,800」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「第2 売出要項 4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照ください。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

(注) 5. の全文削除及び6. 7. の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄：「未定(注) 1.」を「2,510」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注) 1.」を「2,309.20」に訂正。

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注) 3.」を「1,154.60」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注) 4.」を「1株につき2,510」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。

発行価格等の決定に当たりましては、仮条件(2,190円～2,510円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

① 申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

② 申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③ 申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株式に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、2,510円と決定いたしました。

なお、引受価額は2,309.20円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(2,510円)と会社法上の払込金額(1,861.50円)及び平成28年10月12日に決定された引受価額(2,309.20円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は1,154.60円(増加する資本準備金の額の総額626,947,800円)と決定いたしました。
4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき2,309.20円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

(注) 8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、平成28年10月20日までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき2,309.20円)を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき200.80円)の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 上記引受人と平成28年10月12日に元引受契約を締結いたしました。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「1,173,966,000」を「1,253,895,600」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「1,153,966,000」を「1,233,895,600」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額1,233,895千円については、「1 新規発行株式」の(注)3. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限254,935千円と合わせた、手取概算額合計上限1,488,831千円については、全額を運転資金に充当する予定であり、その具体的な内容は以下に記載のとおりであります。

- ① 当社グループ及び当社グループのサービスの知名度向上のための広告宣伝費、並びに「NewsPicks」の新規ユーザー獲得のための広告宣伝費として592,000千円（平成28年12月期：45,000千円、平成29年12月期：232,000千円、平成30年12月期：315,000千円）を充当する予定であります。
- ② 業容拡大に伴う人材獲得のための採用費及び人件費として531,831千円（平成28年12月期：77,103千円、平成29年12月期：308,415千円、平成30年12月期：146,311千円）、「SPEEDA」事業及び「NewsPicks」事業に係るシステム開発に関する業務委託費として205,000千円（平成28年12月期：25,000千円、平成29年12月期：80,000千円、平成30年12月期：100,000千円）、並びにオフィス増床等に伴う費用として160,000千円（平成29年12月期：60,000千円、平成30年12月期：100,000千円）を充当する予定であります。

また、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成28年10月12日に決定された引受価額(2,309,20円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格2,510円)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といいたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「454,255,000」を「485,183,000」に訂正。
「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「454,255,000」を「485,183,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2. に記載した振替機関と同一であります。

4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「第2 売出要項 4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照ください。

5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

(注) 3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. の番号変更

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格(円)」の欄：「未定(注) 1. (注) 2. 」を「2,510」に訂正。
「引受価額(円)」の欄：「未定(注) 2. 」を「2,309,20」に訂正。
「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注) 2. 」を「1株につき2,510」に訂正。
「元引受契約の内容」の欄：「未定(注) 3. 」を「(注) 3.」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 元引受契約の内容
金融商品取引業者の引受株数 みずほ証券株式会社 193,300株
引受人が全株買取引受けを行います。
 なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株
につき200.80円)の総額は引受人の手取金となります。
 4. 上記引受人と平成28年10月12日に元引受契約を締結いたしました。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

- 「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「259,440,000」を「277,104,000」に訂正。
 「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「259,440,000」を「277,104,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2. に記載した振替機関と同一であります。

(注) 5. の全文削除及び6. の番号変更

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

- 「売出価格(円)」の欄：「未定(注) 1.」を「2,510」に訂正。
 「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注) 1.」を「1株につき2,510」に訂正。

<欄外注記の訂正>

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、平成28年10月12日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である新野良介及び梅田優祐（以下「貸株人」という。）より借り入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成28年9月15日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式110,400株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 110,400株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき1,861.50円
(3)	増加する資本金及び 資本準備金に関する事項	<u>増加する資本金の額 127,467,840円(1株につき金1,154.60円)</u> <u>増加する資本準備金の額 127,467,840円(1株につき金1,154.60円)</u>
(4)	払込期日	平成28年11月22日(火)

- (注) 割当価格は、平成28年10月12日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額(2,309.20円)と同一であります。

(以下省略)

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成28年10月 第1回訂正分)

株式会社ユーザベース

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を平成28年10月3日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成28年9月15日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集543,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成28年10月3日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し303,700株(引受人の買取引受による売出し193,300株・オーバーアロットメントによる売出し110,400株)の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載しております。なお、訂正部分には_____を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

(注) 2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 上記とは別に、平成28年9月15日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式110,400株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照ください。

(注) 2. の全文削除及び3. 4. の番号変更

2 【募集の方法】

平成28年10月12日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受け人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成28年10月3日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額(1,861,50円)以上の価額となります。引受け人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受け人の手取金といたします。当社は、引受け人に対して引受け手数料を支払いません。

(略)

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額(円)」の欄：「1,158,490,500」を「1,010,794,500」に訂正。

「計(総発行株式)」の「発行価額の総額(円)」の欄：「1,158,490,500」を「1,010,794,500」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「626,947,800」を「586,983,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「626,947,800」を「586,983,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件(2,190円～2,510円)の平均価格(2,350円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は1,276,050,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額(円)」の欄：「未定(注) 2.」を「1,861,50」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、2,190円以上2,510円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年10月12日に引受価額と同時に決定する予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受け人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心には需要の申告を促す予定であります。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額(1,861,50円)及び平成28年10月12日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受け人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額(1,861,50円)を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

<欄内の記載の訂正>

「引受株式数(株)」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「みずほ証券株式会社396,000、マネックス証券株式会社36,800、S M B C 日興証券株式会社33,100、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社25,700、野村證券株式会社25,700、大和証券株式会社18,400、株式会社SBI証券7,300」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成28年10月12日)に元引受契約を締結する予定であります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額(円)」の欄：「1,253,895,600」を「1,173,966,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「1,233,895,600」を「1,153,966,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(2,190円～2,510円)の平均価格(2,350円)を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額1,153,966千円については、「1 新規発行株式」の(注)3.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限238,684千円と合わせた、手取概算額合計上限1,392,650千円については、全額を運転資金に充当する予定であり、その具体的な内容は以下に記載のとおりであります。

- ① 当社グループ及び当社グループのサービスの知名度向上のための広告宣伝費、並びに「NewsPicks」の新規ユーザー獲得のための広告宣伝費として592,000千円（平成28年12月期：45,000千円、平成29年12月期：232,000千円、平成30年12月期：315,000千円）を充当する予定であります。
- ② 業容拡大に伴う人材獲得のための採用費及び人件費として435,650千円（平成28年12月期：77,103千円、平成29年12月期：308,415千円、平成30年12月期：50,131千円）、「SPEEDA」事業及び「NewsPicks」事業に係るシステム開発に関する業務委託費として205,000千円（平成28年12月期：25,000千円、平成29年12月期：80,000千円、平成30年12月期：100,000千円）、並びにオフィス増床等に伴う費用として160,000千円（平成29年12月期：60,000千円、平成30年12月期：100,000千円）を充当する予定であります。

また、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「485,183,000」を「454,255,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「485,183,000」を「454,255,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 3. 売出価額の総額は、仮条件(2,190円～2,510円)の平均価格(2,350円)で算出した見込額であります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「277,104,000」を「259,440,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「277,104,000」を「259,440,000」に訂正。

<欄外注記の訂正>

(注) 5. 売出価額の総額は、仮条件(2,190円～2,510円)の平均価格(2,350円)で算出した見込額であります。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である新野良介及び梅田優祐（以下「貸株人」という。）より借り入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成28年9月15日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式110,400株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 110,400株
(2)	募集株式の払込金額	<u>1株につき1,861.50円</u>
(3)	増加する資本金及び 資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 (注)
(4)	払込期日	平成28年11月22日(火)

(注) 割当価格は、平成28年10月12日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

(注) 1. の全文削除及び2. の番号削除

(以下省略)

U Z A B A S E

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成 28 年 9 月

株式会社ユーザベース

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式1,158,490千円(見込額)の募集及び株式485,183千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式277,104千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成28年9月15日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社ユーザベース

東京都渋谷区恵比寿一丁目 18 番 14 号

1 ミッション

経済情報で、世界をかえる

世界中の経済情報を人とテクノロジーの力で整理・分析・創出することで、人々の生産性を高め、創造性を解放します。私たちは、経済情報で世界中の意思決定を支えるプラットフォームを作りあげていきたいと考えております。

当該ミッションを果たすために、当社には大切にしている7つのルールがあります。



7
つのルール

#01 自由主義で行こう

自由は、楽しい。精神をあらゆる方向へ解放し、可能性を無限に引き出してくれる。自由な環境の中でこそ、私たちの創造力は最高のパフォーマンスを発揮する。一方、自由は私たち一人ひとりに責任を要求する。それは自由を奪うものではなく、自由であるためのもう片方の翼である。

#02 創造性がなければ意味がない

そこに未知なる驚きがあるか？それはユーザーの期待値を超えているか？答えがNOなら世には出さない。私たちはチームの力を結集し、優れた技術力と独自のビジネスマインドを融合させることで、創造性にあふれる商品とサービスを提供し続ける。それが私たちの価値である。

#03 ユーザーの理想から始める

自分たちの出来ることから考え始めではない。ユーザーの理想の実現に知恵を絞る。謙虚にユーザーの気持ちに耳を澄ませる。細部までこだわり抜き、なおかつシンプルな商品とサービスを追求する。結果、ユーザーの日常に深く入り込み、なくてはならない存在として愛されていく。

#04 スピードで驚かす

どこよりも早く開発し、どこよりも早く改善する。スピードは私たちの文化だ。私たちは、商品・サービスの進化、意志決定のスピード、業務の効率化、ユーザーへのレスポンスなど、経営にかかわるすべての局面においてつねに最速を目指し、社内から一切のムダを排除する。

#05 迷ったら挑戦する道を選ぶ

正解のない道を、私たちは歩いている。迷ったら挑戦する道を選ぼう。挑戦すれば失敗の確率が高くなる。全員で大いに失敗し、検証のPDCAを高速回転させよう。私たちの世界では、失敗は成功への近道なのだ。そこから強さが育ってくる。絶え間ない革新が生まれていく。

#06 潟中の友を助ける

私たち一人ひとりはスーパーマンではない。しかし、チームとして強い仲間意識で結ばれたとき、個の力は何乗にも増幅する。真価を問われるのは、誰もが投げ出したくなるような過酷な状況のとき。そんなときこそ、自ら仲間に手を差し伸べ、チームの力で最高の結果に変えていく。

#07 異能は才能

異能の集まりには、何が飛び出すかわからないパワーがある。私たちは価値観、人種、宗教、性別、性的指向の違いを認め合い、互いに尊重することで、未来を動かす力を生み出していく。そのために、思ったことはダイレクトに伝える。フェアでオープンなコミュニケーションを徹底する。

2 事業の内容

当社グループは、「経済情報で、世界をかえる」をミッションに掲げ、BtoB サービスである企業・業界分析を行うビジネスパーソンのためのオンライン情報プラットフォーム「SPEEDA」と BtoC サービスであるソーシャル機能も兼ね備えた、経済ニュースプラットフォーム「NewsPicks」の 2 つの事業を運営しております。

SPEEDA



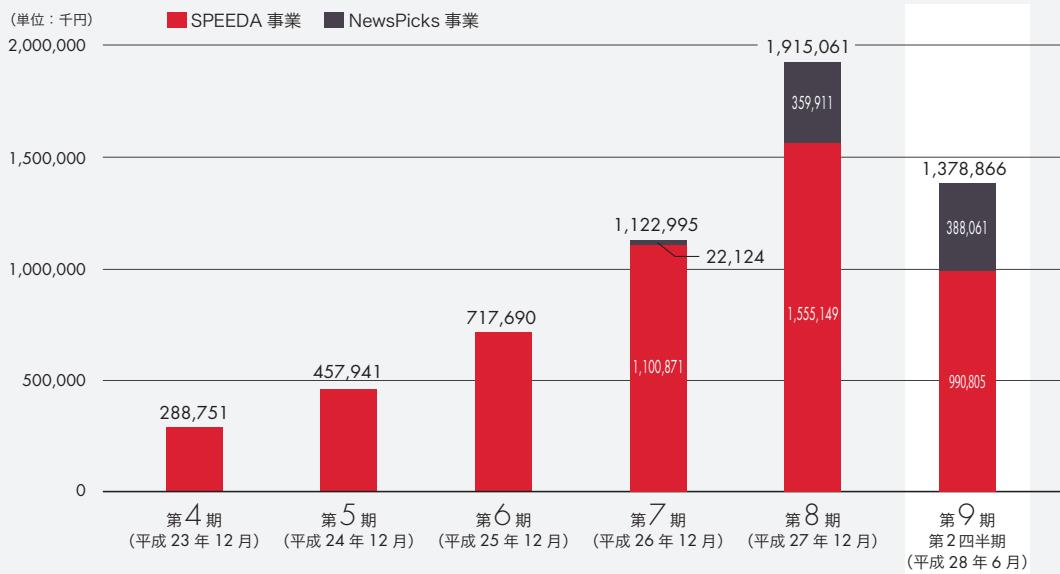
NEWS PICKS



金融機関やコンサルティングファーム、会計ファームの他、事業会社のお客様など日本国内のみならずアジア諸国を中心に世界 11ヶ国でご利用をいただいております。

国内外のメディアに加え、「NewsPicks」独自の編集部が取材・編集したオリジナルコンテンツを提供しております。ユーザーはニュースに対してコメントを投稿することができ、ビジネスパーソンをつなぐ SNS の側面を持ち合わせています。

売上高の推移



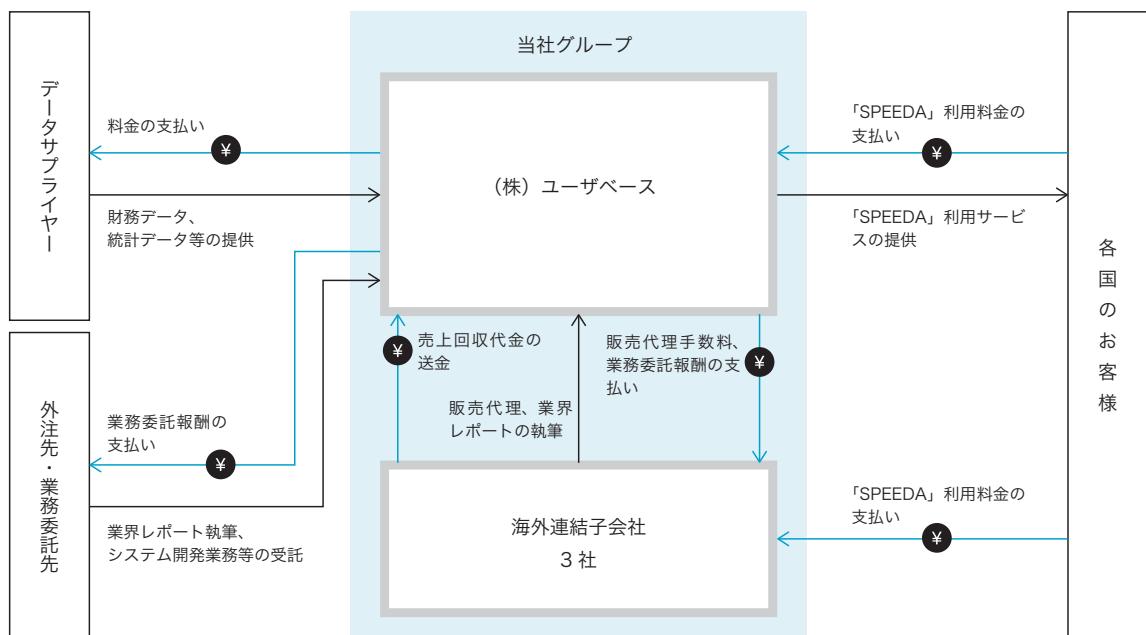
(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第7期以降は連結の売上高です。

「SPEEDA」事業の内容

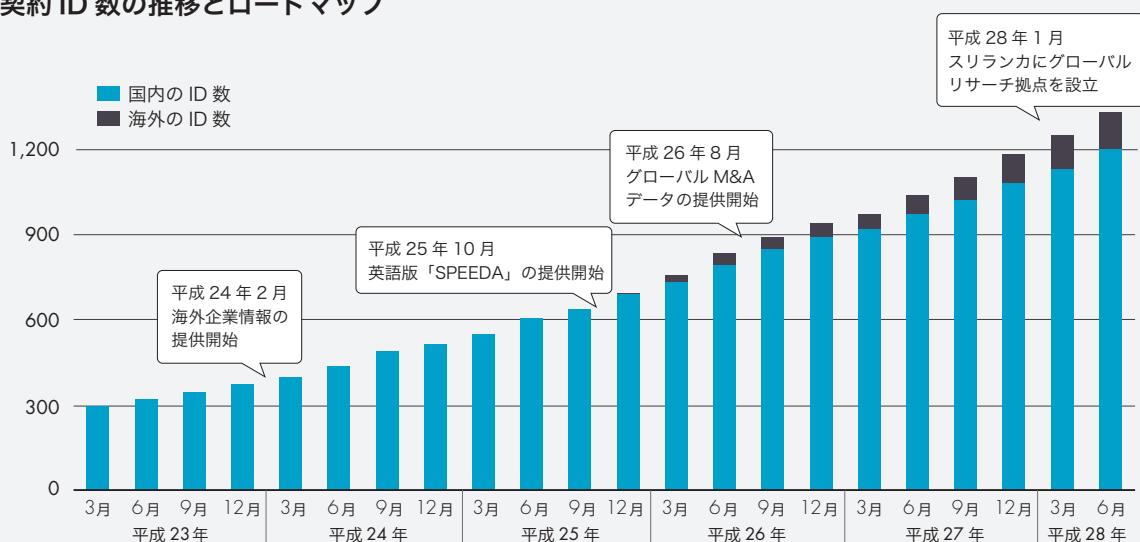
「SPEEDA」は、企業・業界分析を行うすべてのビジネスパーソンのための法人向けオンライン情報プラットフォームであります。世界約200ヶ国以上をカバーした企業の財務、株価データ、550を超える業界の地域別の分析レポートの他、統計データ、経済ニュース、M&A情報などをカバーしており、直観的な操作で幅広いビジネス情報にワンストップでアクセスすることができます。

事業系統図



(注) ❶が付いている矢印は、金銭の流れを示しております。

契約ID数の推移とロードマップ



(注) 「SPEEDA」の契約単位はIDであり、「SPEEDA」の主な収入源は、利用者から毎月受領する、「SPEEDA」の契約ID数に係る月額の定額利用料金であります。

サービスの強み

①世界の企業・業界情報の統合プラットフォーム

世界 200ヶ国以上、380万社以上の上場・未上場企業データの他、統計データ、M&A情報などの経済情報にワンストップでアクセスできます。また、当社の専属アナリストによる550を超える業界の地域別分析レポートにより、業界の概要から市場、競争環境を短時間で把握することができます。

②直観的なインターフェースによる操作性

説明書が必要ない、直観的な操作性により、必要とする世界中の企業・業界データを簡単に探すことができます。また、データはそのまま「SPEEDA」上で編集・加工できる他、ワンクリックでExcel、PowerPointやPDF等、必要な形式にダウンロードすることができます。

③アナリストによる分析・リサーチ支援

専門のコンサルタントや業界のアナリストに、より付加価値の高い分析、リサーチ業務を依頼することができます。テクノロジーと専門家の力を組み合わせることで、お客様のナレッジワーク（※）を幅広く支援します。

（※）ナレッジワークとは、知識により付加価値を生み出す業務のことを持ちます。



(注)上図は中国の「カジュアル衣料専門店」業界の業界概要ページのイメージです。

グローバル展開の加速

「SPEEDA」事業は、シンガポール、香港、上海に販売子会社を構え、スリランカにリサーチ拠点を設立するなど、各拠点でサービスの提供を行っています。

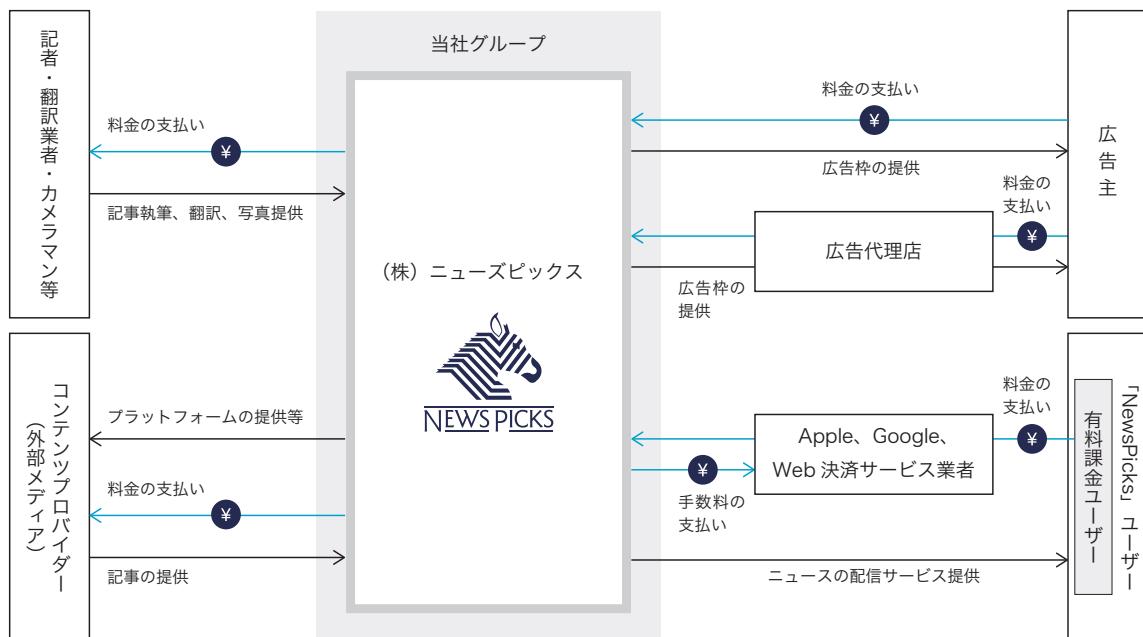
今後も、海外における「SPEEDA」の知名度を向上させると共に、現地における優秀な人材の採用を行い、販売力を強化して参りたいと考えております。また、欧米への進出も視野に入れ、グローバル展開の更なる拡大を図りたいと考えております。



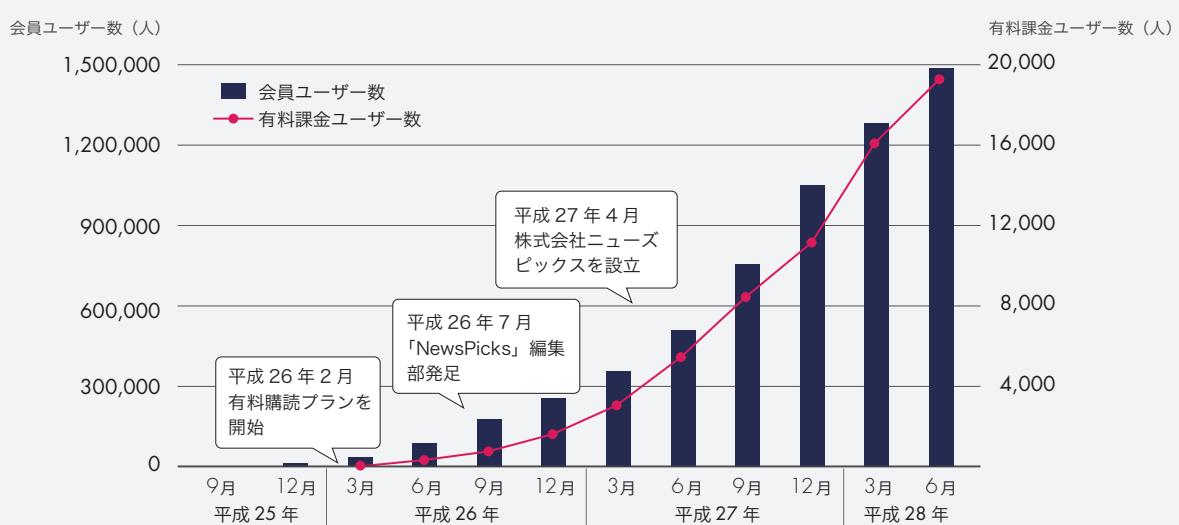
「NewsPicks」事業の内容

「NewsPicks」は、ソーシャル機能も兼ね備えた、経済ニュースプラットフォームです。90以上の国内外のメディアが配信する経済ニュースをワンストップで読むことができることに加え、「NewsPicks」独自の編集部が取材・編集したオリジナルコンテンツを提供しております。ニュースを配信するプラットフォームとしての性格に加えて、ユーザー同士やユーザーと企業とのコミュニケーションを提供する「コミュニティ」の性格も備えており、ソーシャル機能も兼ね備えた経済ニュースプラットフォームとして独自のポジショニングを確立しております。

事業系統図



ユーザー数の推移



サービスの強み

①スマートフォンに特化した経済ニュースメディア
90 以上の国内外のメディアの経済ニュースを配信しています。また、「NewsPicks」独自の編集部が取材する社会性の高いテーマや、ビジネスに示唆を与えるストーリーをオリジナル記事として提供しています。

②ビジネスパーソンをつなぐ SNS

ユーザーはニュースにコメントを投稿することができます。コメントを投稿するユーザーは「ピッカー」と呼ばれ、「NewsPicks」は経済情報に特化していることから多くのビジネスパーソンが参加しており、それら多くのビジネスパーソンに情報を届けられるという特性から多数の専門家や著名人も参加しています。気になるピッカーをフォローすることで、独自のタイムラインを作成することができます。

③「SPEEDA」と連携した検索エンジン

「NewsPicks」に投稿されたユーザーのコメントやニュース情報に加え、「SPEEDA」に格納されている企業財務・統計情報などのデータもワンストップで検索することができます。

(注) 開発中の機能として Web 版のみでの提供。



(注) 1. 「NewsPicks」の画面イメージです。

2. 会員ユーザー数は、平成 28 年 6 月時点です。

収益モデル

「NewsPicks」の収益源は、有料課金ユーザーから受領する月額利用料及び、「NewsPicks」上に掲載する広告に関して広告主から得る広告収入並びに「NewsPicks」上に掲載する採用情報に関してクライアントから得る報酬となっております。



有料課金
個人ユーザー向け



ブランド広告
法人向け



リクルーティング広告
法人向け

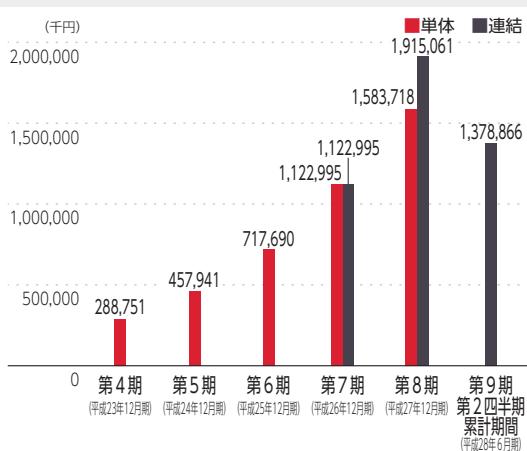
月額 1,500 円 (iOS のみ 1,400 円) の有料会員登録を行うことで、当社及び他メディアから配信される有料コンテンツが読めることに加え、回数制限なく検索機能を利用することができます。

企業プランディングを目的とした広告サービスを提供しております。「ブランドアカウント」「ブランドストーリー」「ブランドカテゴリー」「ブランドパネル」の 4 つのサービスがあります。

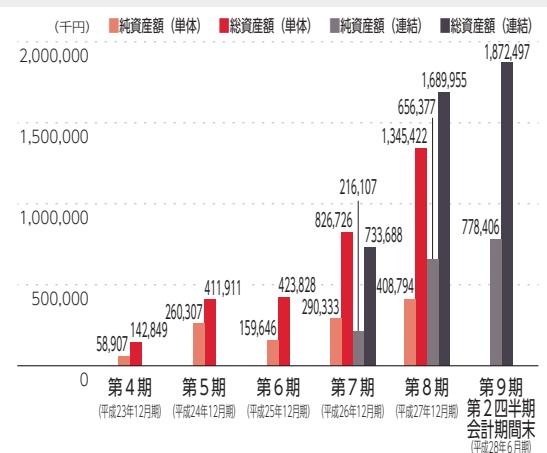
企業の人材採用を目的とした広告サービスをしております。企業は「NewsPicks」のユーザーに対して直接もしくはエージェントを通じて採用活動を行うことができます。

3 業績等の推移

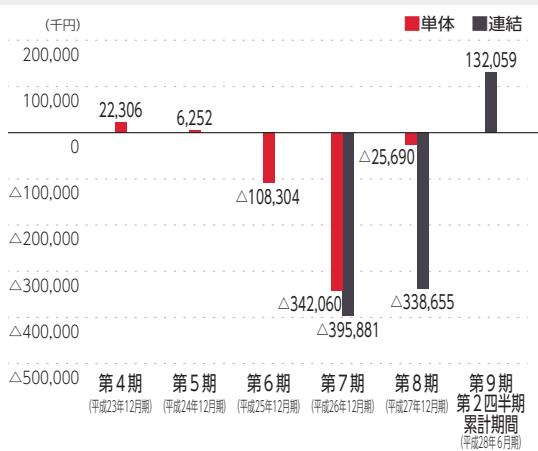
売上高



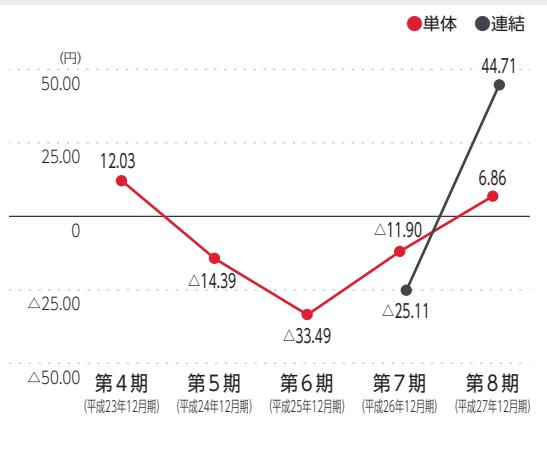
純資産額 / 総資産額



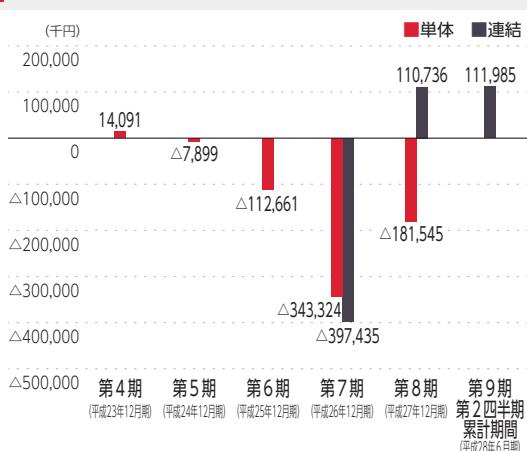
経常利益又は経常損失 (△)



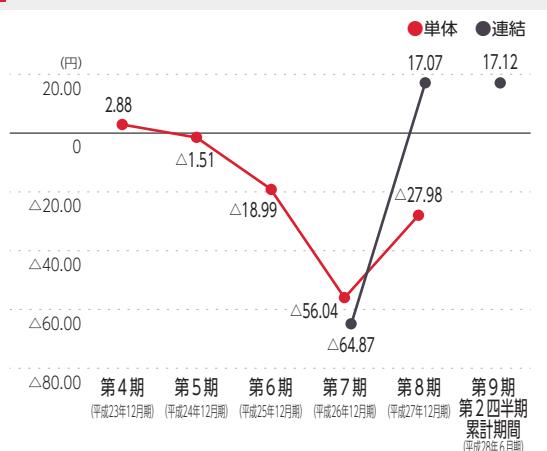
1株当たり純資産額



当期（親会社株主に帰属する四半期）純利益又は当期純損失 (△)



1株当たり当期（四半期）純利益金額又は当期純損失金額 (△)



(注) 1. 平成25年4月30日付で株式1株につき3,000株の株式分割を、平成28年7月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っておりますが、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益金額又は当期純損失金額を算定しております。

2. 第7期及び第8期の連結財務諸表並びに財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。また、第9期第2四半期の四半期連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

なお、第4期、第5期及び第6期の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けておりません。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	10
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	11
第二部 【企業情報】	13
第1 【企業の概況】	13
1 【主要な経営指標等の推移】	13
2 【沿革】	16
3 【事業の内容】	18
4 【関係会社の状況】	24
5 【従業員の状況】	25
第2 【事業の状況】	26
1 【業績等の概要】	26
2 【生産、受注及び販売の状況】	29
3 【対処すべき課題】	30
4 【事業等のリスク】	32
5 【経営上の重要な契約等】	38
6 【研究開発活動】	38
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	39
第3 【設備の状況】	42
1 【設備投資等の概要】	42
2 【主要な設備の状況】	43
3 【設備の新設、除却等の計画】	43

第4 【提出会社の状況】	44
1 【株式等の状況】	44
2 【自己株式の取得等の状況】	70
3 【配当政策】	71
4 【株価の推移】	71
5 【役員の状況】	72
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	74
第5 【経理の状況】	79
1 【連結財務諸表等】	80
2 【財務諸表等】	143
第6 【提出会社の株式事務の概要】	156
第7 【提出会社の参考情報】	157
1 【提出会社の親会社等の情報】	157
2 【その他の参考情報】	157
第四部 【株式公開情報】	158
第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	158
第2 【第三者割当等の概況】	159
1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】	159
2 【取得者の概況】	162
3 【取得者の株式等の移動状況】	167
第3 【株主の状況】	168
監査報告書	卷末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成28年9月15日	
【会社名】	株式会社ユーザベース	
【英訳名】	Uzabase, Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長（共同経営者） 新野 良介 代表取締役社長（共同経営者） 梅田 優祐	
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号	
【電話番号】	(03) 4574-6552(代表)	
【事務連絡者氏名】	管理担当執行役員 村上 未来	
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号	
【電話番号】	(03) 4574-6552(代表)	
【事務連絡者氏名】	管理担当執行役員 村上 未来	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額	
	ブックビルディング方式による募集	1,158,490,500円
	売出金額	
	(引)受人の買取引受による売出し	
	ブックビルディング方式による売出し	485,183,000円
	(オーバーアロットメントによる売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	277,104,000円
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。	
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	543,000(注) 2.	単元株式数は100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、 当社の標準となる株式であります。

- (注) 1. 平成28年9月15日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成28年10月3日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 上記とは別に、平成28年9月15日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式110,400株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照ください。

2 【募集の方法】

平成28年10月12日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成28年10月3日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	543,000	1,158,490,500	626,947,800
計(総発行株式)	543,000	1,158,490,500	626,947,800

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成28年9月15日開催の取締役会決議に基づき、平成28年10月12日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,510円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は1,362,930,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「第2 売出要項 4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照ください。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成28年10月13日(木) 至 平成28年10月18日(火)	未定 (注) 4.	平成28年10月20日(木)

- (注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成28年10月3日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年10月12日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成28年10月3日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成28年10月12日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成28年9月15日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成28年10月12日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成28年10月21日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、平成28年10月4日から平成28年10月11日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 芝支店	東京都港区芝五丁目34番7号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
計	—	543,000	—

(注) 1. 平成28年10月3日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成28年10月12日)に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,253,895,600	20,000,000	1,233,895,600

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,510円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものです。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額1,233,895千円については、「1 新規発行株式」の(注)4. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限254,935千円と合わせた、手取概算額合計上限1,488,831千円については、全額を運転資金に充当する予定であり、その具体的な内容は以下に記載のとおりであります。

- ① 当社グループ及び当社グループのサービスの知名度向上のための広告宣伝費、並びに「NewsPicks」の新規ユーザー獲得のための広告宣伝費として592,000千円（平成28年12月期：45,000千円、平成29年12月期：232,000千円、平成30年12月期：315,000千円）を充当する予定であります。
- ② 業容拡大に伴う人材獲得のための採用費及び人件費として531,831千円（平成28年12月期：77,103千円、平成29年12月期：308,415千円、平成30年12月期：146,311千円）、「SPEEDA」事業及び「NewsPicks」事業に係るシステム開発に関する業務委託費として205,000千円（平成28年12月期：25,000千円、平成29年12月期：80,000千円、平成30年12月期：100,000千円）、並びにオフィス増床等に伴う費用として160,000千円（平成29年12月期：60,000千円、平成30年12月期：100,000千円）を充当する予定であります。

また、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成28年10月12日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出し人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
一 入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
一 入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式 ブックビルディング方式	193,300	485,183,000	群馬県高崎市 新野 良介 78,500株 神奈川県三浦郡葉山町 梅田 優祐 78,500株 東京都目黒区 稻垣 裕介 27,300株 東京都町田市金井町1825番地60 株式会社ウエスト・ブランディング 6,000株 東京都港区西麻布一丁目1番4号 有限会社ネオローグ 3,000株
計(総売出株式)	—	193,300	485,183,000

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,510円)で算出した見込額であります。

4. 売出数等については今後変更される可能性があります。

5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3. に記載した振替機関と同一であります。

6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「第2 売出要項 4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照ください。

7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照ください。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約 の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成28年 10月13日(木) 至 平成28年 10月18日(火)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店 並びに全国各 支店及び営業 所	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 みずほ証券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成28年10月12日)に決定する予定であります。
- なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	110,400	277,104,000	東京都千代田区大手町一丁目5番 1号 みずほ証券株式会社 110,400株
計(総売出株式)	—	110,400	277,104,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘査し、みずほ証券株式会社が行う売出しがあります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成28年9月15日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式110,400株の第三者割当増資の決議を行っております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照ください。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,510円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込 受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約 の内容
未定 (注) 1.	自 平成28年 10月13日(木) 至 平成28年 10月18日(火)	100	未定 (注) 1.	みずほ証券株式会社の本 店並びに全国各支店及び 営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそ
れぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけませ
ん。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であ
ります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に
従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロッ
トメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. みずほ証券株式会社の販売方針は、「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビル
ディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、みずほ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのためには、主幹事会社が当社株主である新野良介及び梅田優祐（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成28年9月15日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式110,400株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 110,400株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び 資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2.
(4)	払込期日	平成28年11月22日(火)

(注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、平成28年10月3日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、平成28年10月12日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成28年10月21日から平成28年11月17日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに連絡して、売出人かつ貸株人である新野良介及び梅田優祐、売出人である稻垣裕介、当社株主であるGlobis Fund III, L.P.、Financial Intelligence Services Ltd.、マネックスベンチャーズ株式会社、ログビジネスファンド投資事業有限責任組合、テクノロジーベンチャーズ3号投資事業有限責任組合、Globis Fund III (B), L.P.、竹内秀行、株式会社リヴァンプ、Y J 1号投資事業組合、佐久間衡、村上未来、株式会社講談社、三菱UFJキャピタル4号投資事業有限責任組合、SMB Cベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合、岩澤脩及び株式会社新生銀行は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後90日目の平成29年1月18日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う取引所での売却等は除く。)等は行わない旨合意しております。なお、ロックアップ対象株式は、上記株主の所有する当社株式のうち5,454,300株であります。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成28年9月15日開催の取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいづれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けたものとの間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第7期	第8期
決算年月	平成26年12月	平成27年12月
売上高 (千円)	1,122,995	1,915,061
経常損失(△) (千円)	△395,881	△338,655
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	△397,435	110,736
包括利益 (千円)	△401,872	84,596
純資産額 (千円)	216,107	656,377
総資産額 (千円)	733,688	1,689,955
1株当たり純資産額 (円)	△25.11	44.71
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり当 期純損失金額(△) (円)	△64.87	17.07
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額	—	—
自己資本比率 (%)	29.45	37.19
自己資本利益率 (%)	—	26.22
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△218,898	△217,967
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△140,514	△1,563
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	543,478	1,081,912
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	408,480	1,269,136
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員数〕 (名)	106 〔16〕	140 〔18〕

- (注) 1. 当社は第7期より連結財務諸表を作成しております。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 1株当たり純資産額の算定につきましては、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
4. 第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 第7期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載をしておりません。
7. 前連結会計年度(第7期)及び当連結会計年度(第8期)の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
8. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用人員数(パートタイマー、アルバイト)は、最近1年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
9. 当社は、平成28年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)を算出しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月
売上高 (千円)	288,751	457,941	717,690	1,122,995	1,583,718
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	22,306	6,252	△108,304	△342,060	△25,690
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	14,091	△7,899	△112,661	△343,324	△181,545
資本金 (千円)	48,700	154,557	160,557	397,563	547,566
発行済株式総数 普通株式 (株)	544	540	1,626,000	1,628,000	1,628,000
A種優先株式 (株)	—	50	156,000	156,000	156,000
B種優先株式 (株)	—	69	207,000	207,000	207,000
C種優先株式 (株)	—	—	—	119,800	119,800
D種優先株式 (株)	—	—	—	—	69,769
純資産額 (千円)	58,907	260,307	159,646	290,333	408,794
総資産額 (千円)	142,849	411,911	423,828	826,726	1,345,422
1株当たり純資産額 (円)	108,286.13	△129,522.87	△100.48	△11.90	6.86
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり 当期純損失金額(△) (円)	25,903.19	△13,570.63	△56.98	△56.04	△27.98
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	41.24	63.20	37.67	35.12	30.38
自己資本利益率 (%)	27.17	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員数〕 (名)	23 [6]	37 [9]	56 [11]	95 [16]	88 [16]

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 第5期から第8期の1株当たり純資産額の算定に当たっては、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
3. 第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。第5期から第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
4. 第5期から第8期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
5. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 上記の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しております。なお、前事業年度(第7期)及び当事業年度(第8期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、第4期、第5期及び第6期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
7. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用人員数(パートタイマー、アルバイト)は、最近1年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

8. 定款に基づき A 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株式及びD 種優先株式の取得条項を行使したことにより、平成28年6月7日付でA種優先株式156,000株、B種優先株式207,000株、C種優先株式119,800株、D種優先株式69,769株を自己株式として取得し、その対価として普通株式をそれぞれ156,000株、207,000株、119,800株、69,769株交付しております。また、同日の取締役会決議により、同日付で自己株式として保有するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式をすべて消却しております。
9. 当社は、平成28年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)を算出しております。
10. 当社は、平成25年4月30日付で株式1株につき3,000株の株式分割を、平成28年7月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第6期以前の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月
1株当たり純資産額 (円)	12.03	△14.39	△33.49	△11.90	6.86
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり 当期純損失金額(△) (円)	2.88	△1.51	△18.99	△56.04	△27.98
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社は、「経済情報で、世界をかえる」ことをミッションとして、平成20年に創業いたしました。設立以降の当社グループに係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
平成20年 4月	東京都港区港南において株式会社ユーザベースを設立
平成21年 5月	「SPEEDA」リリース
平成21年11月	本社を東京都港区赤坂に移転
平成22年11月	本社を東京都港区南青山に移転
平成22年12月	ピッチネス株式会社に出資、当社の持分法適用関連会社となる
平成24年 2月	海外企業情報の提供開始
平成24年 7月	行動指針を「7つのルール」（注）として策定
平成24年10月	本社を東京都港区北青山に移転
平成25年 1月	上海に駐在事務所を設立
平成25年 7月	Uzabase Asia Pacific Pte. Ltd. 及びUzabase Hong Kong Limitedを設立 「NewsPicks」iPad版リリース
平成25年 9月	「NewsPicks」iPhone版リリース
平成25年10月	英語版「SPEEDA」の提供開始
平成26年 2月	「NewsPicks」有料購読プランを開始
平成26年 3月	「NewsPicks」Android版リリース
平成26年 6月	「NewsPicks」Web版リリース
平成26年 7月	「NewsPicks」編集部発足
平成26年 8月	「SPEEDA」グローバルM&Aのデータの提供を開始
平成26年12月	本社を東京都渋谷区恵比寿に移転
平成27年 3月	上海駐在事務所を法人化し、上海優則倍思信息科技有限公司を設立 「SPEEDA」において東京商工リサーチの未上場企業データの提供開始
平成27年 4月	会社分割（新設分割）により株式会社ニューズピックスを設立
平成28年 1月	「SPEEDA」事業におけるグローバルリサーチ拠点としてスリランカ駐在事務所を設立

（注）「7つのルール」は、以下の項目で構成されます。

① 自由主義で行こう

自由は、楽しい。精神をあらゆる方向へ解放し、可能性を無限に引き出してくれる。自由な環境の中でこそ、私たちの創造力は最高のパフォーマンスを發揮する。一方、自由は私たち一人ひとりに責任を要求する。それは自由を奪うものではなく、自由であるためのもう片方の翼である。

② 創造性がなければ意味がない

そこに未知なる驚きがあるか？それはユーザーの期待値を超えてるか？答えがNOなら世には出さない。私たちはチームの力を結集し、優れた技術力と独自のビジネスマインドを融合させることで、創造性にあふれる商品とサービスを提供し続ける。それが私たちの価値である。

③ ユーザーの理想から始める

自分たちの出来ることから考え始めてはならない。ユーザーの理想の実現に知恵を絞る。謙虚にユーザーの気持ちに耳を澄ませる。細部までこだわり抜き、なおかつシンプルな商品とサービスを追求する。結果、ユーザーの日常に深く入り込み、なくてはならない存在として愛されていく。

④ スピードで驚かす

どこよりも早く開発し、どこよりも早く改善する。スピードは私たちの文化だ。私たちは、商品・サービスの進化、意志決定のスピード、業務の効率化、ユーザーへのレスポンスなど、経営にかかわるすべての局面においてつねに最速を目指し、社内から一切のムダを排除する。

⑤ 迷ったら挑戦する道を選ぶ

正解のない道を、私たちは歩いている。迷ったら挑戦する道を選ぼう。挑戦すれば失敗の確率が高くなる。全員で大いに失敗し、検証のPDCAを高速回転させよう。私たちの世界では、失敗は成功への近道なのだ。そこから強さが育っていく。絶え間ない革新が生まれていく。

⑥ 涼中の友を助ける

私たち一人ひとりはスーパーマンではない。しかし、チームとして強い仲間意識で結ばれたとき、個の力は何乗にも増幅する。真価を問われるのは、誰もが投げ出したくなるような過酷な状況のとき。そんなときこそ、自ら仲間に手を差し伸べ、チームの力で最高の結果に変えていく。

⑦ 異能は才能

異能の集まりには、何が飛び出しかわからないパワーがある。私たちは価値観、人種、宗教、性別、性的指向の違いを認め合い、互いに尊重することで、未来を動かす力を生み出していく。そのために、思ったことはダイレクトに伝える。フェアでオープンなコミュニケーションを徹底する。

3 【事業の内容】

(1) 事業の概要

当社及び当社の関係会社（以下、「当社グループ」という。）は、ミッションとして「経済情報で、世界をかえる」を掲げ、世界中の経済情報を人とテクノロジーの力で整理・分析・創出することで、人々の生産性を高め、創造性を解放し、世界中の意思決定を支えるプラットフォームを作りあげたいと考えております。

当該ミッションを果たすために、当社グループは、BtoBサービスである企業・業界分析を行うビジネスパーソンのためのオンライン情報プラットフォーム「SPEEDA」及び、BtoCサービスであるソーシャル経済ニュースプラットフォーム「NewsPicks」の2つの事業を運営しております。なお、当該2事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。また、当社グループは、当社、子会社4社（国内子会社1社（株式会社ニュースピックス）、海外子会社3社（Uzabase Asia Pacific Pte. Ltd.、Uzabase Hong Kong Limited、上海優則倍思信息科技有限公司）及び関連会社1社（ピッチネス株式会社）で構成されております。なお、「SPEEDA」事業は当社及び海外子会社3社が、「NewsPicks」事業は株式会社ニュースピックスが運営しております。

■ 「SPEEDA」事業

「SPEEDA」は、企業・業界分析を行うすべてのビジネスパーソンのための法人向けオンライン情報プラットフォームであります。金融機関・コンサルティングファーム・会計ファームの他、事業会社を顧客とし、顧客の所在地は平成28年8月末現在、日本国内のみならずアジア諸国を中心として世界11ヶ国にわたります。インターネットが接続できる環境であれば、いつでも「SPEEDA」を利用することができます。利用者は、「SPEEDA」を通じ、世界200ヶ国以上をカバーした企業の財務、株価データ、550を超える業界の地域別の分析レポートの他、統計データ、経済ニュース、M&A情報など、幅広いビジネス情報にワンストップでアクセスすることができます。また、「SPEEDA」はサービス利用者の目線に立った開発を追求しており、利用者は直観的な操作によりサービスを利用することが可能であります。

なお、「SPEEDA」のサービスの特徴については以下のとおりであります。

① 世界の企業・業界情報の統合プラットフォーム

世界200ヶ国以上、380万社以上の上場・未上場企業データの他、統計データ、M&A情報などの経済情報にワンストップでアクセスできます。また、当社の専属アナリストによる550を超える業界の地域別分析レポートにより、業界の概要から市場、競争環境を短時間で把握することができます。

② 直観的なインターフェースによる操作性

説明書が必要ない、直観的な操作性により、必要とする世界中の企業・産業データを簡単に探すことができます。また、データはそのまま「SPEEDA」上で編集、加工できる他、ワンクリックでExcel、PowerPointやPDF等、必要な形式にダウンロードすることができます。

③ アナリストによる分析・リサーチ支援

専門のコンサルタントや業界のアナリストに、より付加価値の高い分析、リサーチ業務を依頼することができます。テクノロジーと専門家の力を組み合わせることで、お客様のナレッジワーク（注1）を幅広く支援します。

「SPEEDA」の契約単位はIDであり、「SPEEDA」の主な収入源は、利用者から毎月受領する、「SPEEDA」の契約ID数に係る月額の定額利用料金であります。この他、オプション機能の契約によって追加で発生する月額のオプション利用料金、他社の提供する企業のクレジットレポート（注2）・業界レポートの購入に応じて課金されるレポート料金も「SPEEDA」の収入源となっております。

(注) 1. ナレッジワークとは、知識により付加価値を生み出す業務のことを指します。

2. クレジットレポートとは、企業の信用情報に関するレポートを指します。

「SPEEDA」の基本契約の契約ID数の推移は、以下のとおりであります。

	国内ID数	海外ID数	合計ID数
平成23年3月末	296	—	296
平成23年6月末	318	—	318
平成23年9月末	343	—	343
平成23年12月末	370	—	370
平成24年3月末	394	—	394
平成24年6月末	434	—	434
平成24年9月末	488	—	488
平成24年12月末	515	—	515
平成25年3月末	550	—	550
平成25年6月末	603	—	603
平成25年9月末	638	—	638
平成25年12月末	692	5	697
平成26年3月末	733	22	755
平成26年6月末	791	40	831
平成26年9月末	845	44	889
平成26年12月末	889	49	938
平成27年3月末	915	54	969
平成27年6月末	968	68	1,036
平成27年9月末	1,019	82	1,101
平成27年12月末	1,080	103	1,183
平成28年3月末	1,127	122	1,249
平成28年6月末	1,256	137	1,393

(注) 契約IDとは、「SPEEDA」を利用する際のユーザーID数を示し、1顧客につき複数IDを契約していることもあります。上記の契約ID数は顧客数とは異なります。なお同一法人であっても、事業所や部署ごとに別契約を結んでいる場合があります。

「SPEEDA」によって、主に以下の情報の取得及び機能の利用が可能です。

①業界情報

各業界のオリジナル業界レポートを閲覧することができます。550を超える業界のオリジナル業界レポートが格納されており、地域は、日本のみならず、中国、香港、台湾、シンガポールなどアジア諸国を中心に世界各国をカバーしております。オリジナル業界レポートは、当社グループに在籍するアソシエイト又は当社業務委託先によって執筆され、基本的に「SPEEDA」のみで提供されるオリジナルコンテンツであります。業界レポートは、各業界の特徴などの定性情報、市場の伸びなどの定量情報、業界プレイヤー等について短時間で把握可能な内容になっております。

また、当該オリジナル業界レポートに加え、当社提携先の作成する業界レポートを無料又は有料で取得することが可能となっております。

②企業情報

世界約200ヶ国以上の企業に関するデータを閲覧することができます。上場企業については、世界中の上場企業の内、企業数ベースで97%以上の情報を格納しており、企業概要情報、財務データ、セグメント情報、役員情報、株主情報、株価データ、開示資料等が格納されております。また、未上場企業については、国内企業は約115万社の会社概要、主要財務データ（一部レンジ表記）等を格納、海外企業は、アジアを中心に約260万社の企業概要、主要財務データ、役員情報、株主情報等を格納しております。なお、「SPEEDA」において格納されている各種データは、当社グループ独自で作成したものに加え、外部のデータサプライヤーから有償提供されたものが含まれております。

③M&A情報

平成12年以降の、世界のM&Aデータ約140万件を格納しております。M&Aデータには案件概要、案件の金額規模、当該案件にかかるアドバイザー、資金供給者等が含まれます。

④分析・検索機能

分析・検索では、企業の財務比較分析、株価分析、ヒストリカルマルチプル（注3）分析といった比較・時系列分析、有価証券報告書、その他の開示資料の全文検索、ニュース検索、レポート検索、企業のIRデータ、各国の統計情報の検索などが可能となっております。

⑤その他オプション機能

上記の標準データ・標準機能に加え、オプション申込みによって利用者が利用できるデータ・機能があります。主なオプション契約には、Excelに「SPEEDA」のデータを直接ダウンロードすることのできる「Excel Plug-in」機能があります。

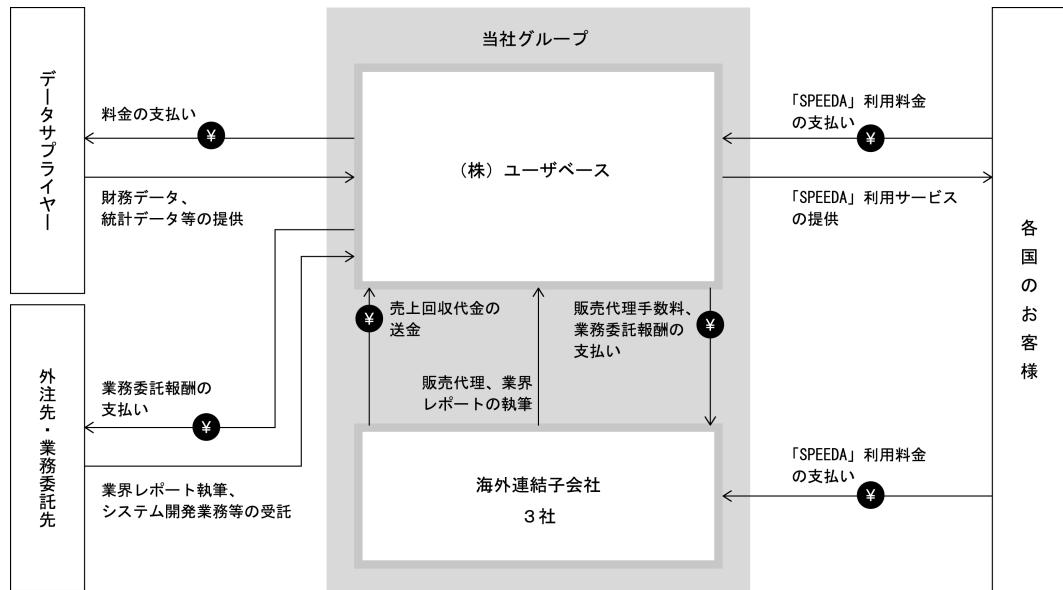
⑥サポートデスク

「SPEEDA」のサービス利用者は、当社のコンサルタントやアナリストによるサポートデスクを原則として契約料金の範囲内で利用することができます。当該サポートデスクは、利用方法の案内を行うのみならず、利用者からの依頼により、データ作成、リサーチ業務のサポートも行っております。

また、上記の他、「SPEEDA」のサービス利用者は、ワンクリックで業界データや企業情報をWord・Excel・PowerPoint・PDF形式等でダウンロードできるほか、簡単な操作により、企業概要、財務諸表、業績推移のグラフ等の資料冊子を30秒程度で自動で生成することができます。

(注) 3. ヒストリカルマルチプルとは企業の株価倍率（財務数値と株価の倍率）の過去推移のことを指します。

事業系統図（「SPEEDA」事業）



(注) ¥が付いている矢印は、金銭の流れを示しております。

■ 「NewsPicks」事業

「NewsPicks」はソーシャル機能も兼ね備えた、経済ニュースプラットフォームであります。「NewsPicks」では、90以上の国内外のメディアが配信する経済ニュースをワンストップで読むことができることに加え、「NewsPicks」独自の編集部が取材・編集したオリジナルコンテンツを提供しております。「NewsPicks」は、ニュースを配信するプラットフォームとしての性格に加えて、ユーザー同士やユーザーと企業とのコミュニケーションを提供する「コミュニティ」の性格も備えており、ソーシャル機能も兼ね備えた、経済ニュースプラットフォームとして独自のポジショニングを確立しております。「NewsPicks」は、iPhoneやAndroidに対応しているアプリ版とPCからご利用いただけるWeb版を展開しております。

「NewsPicks」の特徴の具体的な内容は以下のとおりであります。

① スマートフォンに特化した経済ニュースメディア

90以上の国内外のメディアの経済ニュースを配信しています。また、「NewsPicks」独自の編集部が取材する社会性の高いテーマや、ビジネスに示唆を与えるストーリーをオリジナル記事として提供しています。

② ビジネスパーソンをつなぐSNS

ユーザーはニュースにコメントを投稿することができます。コメントを投稿するユーザーは「ピッカー」と呼ばれ、「NewsPicks」は経済情報に特化していることから多くのビジネスパーソンが参加しており、それら多くのビジネスパーソンに情報を届けられるという特性から多数の専門家や著名人も参加しています。気になるピッカーをフォローすることで、独自のタイムラインを作成することができます。

③ 「SPEEDA」と連携した検索エンジン

「NewsPicks」に投稿されたユーザーのコメントやニュース情報に加え、「SPEEDA」に格納されている企業財務・統計情報などのデータもワンストップで検索することができます（現在、開発中の機能としてWeb版のみでの提供をしております。）。

「NewsPicks」には主に以下の機能があります。

① 「Pick（ピック）」・コメント機能

ユーザーは、「NewsPicks」上のニュースを「Pick（ピック）」することができます。ユーザーが「Pick（ピック）」

したニュースは、ユーザーごとに蓄積され、ユーザーは過去に「Pick（ピック）」したニュースをいつでも見ることができます。また、ユーザーは、「Pick（ピック）」したニュースにコメントを記載することができます。ユーザーによって記載されたコメントは、「NewsPicks」上に公開されます。ユーザーは、「NewsPicks」上のニュースについて、ニュースの内容のみならず、当該ニュースに寄せられた専門家、著名人等のコメントを閲覧することで多角的にニュースを読み解いたり、アイデア発想に役立てたりすることができます。

② 他のユーザーのフォロー機能

ユーザーは、「NewsPicks」を利用する他のユーザーをフォローすることができます。「NewsPicks」内の「タイムライン」というページには、自分がフォローした他のユーザーが、「Pick（ピック）」したニュースが配信されます。これにより、タイムラインは、ユーザーのフォローする専門家、著名人、友人・知人等の、「Pick（ピック）」するニュースで構成されることとなり、ユーザーは、好みのニュースを自分に配信させることができます。

③ 記事投稿機能

ユーザーは、「NewsPicks」に自らニュース記事を投稿することが可能であります。インターネット上公開されているニュースのURLを、「NewsPicks」上の投稿ページに入力することにより、「NewsPicks」上で、他のユーザーにニュースを共有することができます。

④ 検索機能

ユーザーは、「NewsPicks」内のニュース記事、ユーザーコメント、ユーザー名を検索することができます。これにより、過去のニュース検索や、コメントからのキーワード検索、他のユーザーの検索をすることが可能となっております。また、Web版では、「SPEEDA」との連携により、「SPEEDA」に格納されている、財務や統計情報などの経済データもワンストップで検索することができます。ただし、無料ユーザーについては、回数制限を設けております。

「NewsPicks」の収益源は、有料課金ユーザーから受領する月額利用料及び、「NewsPicks」上に掲載する広告に関して広告主から得る広告収入、並びに「NewsPicks」上に掲載する採用情報に関してクライアントから得る報酬となっております。なお、「NewsPicks」における有料課金ユーザー向けサービス及び法人向けのブランド広告サービスの内容は以下のとおりであります。

(有料課金ユーザー向けサービス)

月額1,500円（iOSのみ1,400円）の有料会員登録を行うことで、編集部が作成するオリジナルコンテンツの全てと、他媒体から配信された有料コンテンツが読めるようになることに加え、回数制限なく検索機能を利用することができます。

(法人向けブランド広告サービス)

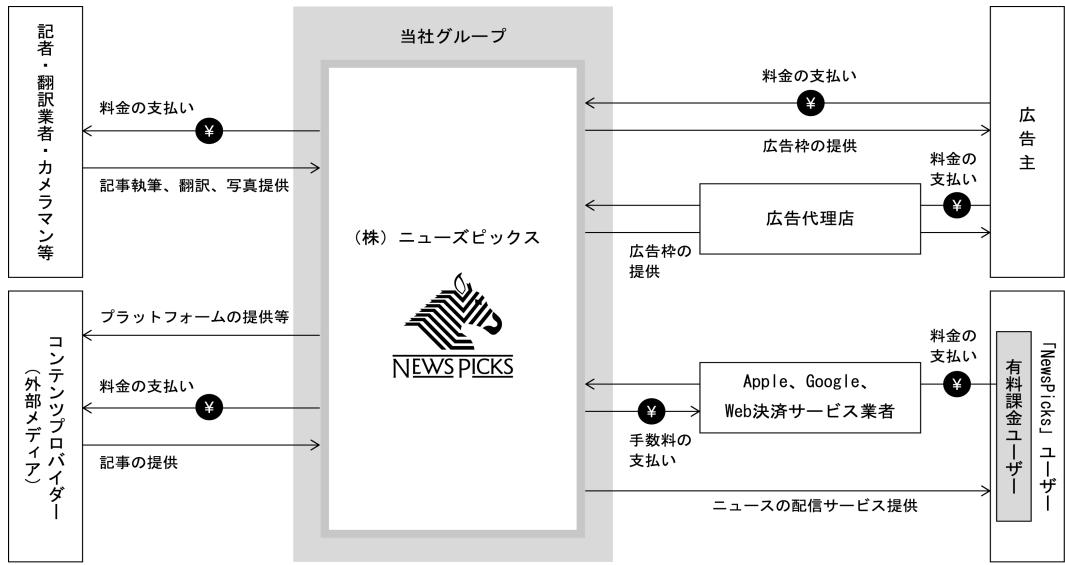
ブランド広告の種類	内容
ブランドアカウント	広告主が、「NewsPicks」内に企業の公式アカウントを開設することができ、ユーザーが当該アカウントをフォローすれば、広告主は当該ユーザーに、Web上で発信する自社コンテンツを配信することができるサービスであります。
ブランドストーリー	広告主と当社が共同で企画制作した記事、又は広告主の依頼に従い当社が企画制作した記事を、「NewsPicks」において配信するサービスであります。
ブランドカテゴリー	「NewsPicks」内の「テクノロジー」、「ビジネス」、「政治・経済」といったニュースカテゴリーと並列に、新たに広告主のブランド向上、イメージ浸透などの目的に沿ったカテゴリーを設け、当該カテゴリー 자체を広告主が協賛するサービスであります。カテゴリー名称の横又は下に、広告主の名称が併記されます。
ブランドパネル	「NewsPicks」内のニュースの表示枠を用いて、広告主の広告を表示するサービスであります。

(リクルーティング広告サービス)

企業が「NewsPicks」を利用するユーザーに対して、直接もしくはエージェントを通じて、採用活動を行うことが可能となるサービスであります。

具体的には、企業が「NewsPicks」に採用したい職種に関連する記事や採用情報を掲載し、記事又は採用情報を閲覧したユーザーが興味を持った採用情報に対して、年収等の詳細情報を登録することで、企業又はエージェントからスカウトメールを受け取ることが可能となる仕組みを提供しております。

事業系統図（「NewsPicks」事業）



(注) ¥が付いている矢印は、金銭の流れを示しております。

サービス開始以後の「NewsPicks」の各種指標（注1）の推移は以下のとおりであります。

	月間平均総DAU数 (注2) (人)	月間平均会員DAU数 (注3) (人)	会員ユーザー数 (注4) (人)	有料課金ユーザー数 (注5) (人)
平成25年9月末	—	—	2,170	—
平成25年12月末	—	—	13,680	—
平成26年3月末	—	6,563	34,689	—
平成26年6月末	—	15,715	87,310	403
平成26年9月末	—	26,809	176,072	822
平成26年12月末	118,600	32,864	252,589	1,688
平成27年3月末	171,796	44,826	356,550	3,107
平成27年6月末	199,271	57,105	510,786	5,498
平成27年9月末	279,341	96,067	756,684	8,440
平成27年12月末	340,695	122,364	1,050,273	11,130
平成28年3月末	407,374	129,441	1,281,248	15,982
平成28年6月末	444,664	151,784	1,494,474	19,336

(注) 1. 上記の各種指標については、当社グループにおいて集計開始した時期より数値を取得したものであります。

2. 月間平均総DAU (Daily Active User) 数は、日々のDAU数を移動平均により算出した値であり、会員（「NewsPicks」に会員登録しているユーザーとスマートフォンアプリ利用時に簡易登録状態で利用しているユーザーの合算）及び非会員（会員登録せずに「NewsPicks」のPC及びスマートフォン版を利用しているユーザー）のうち、スマートフォン、タブレット端末向けのアプリ及びWebブラウザから一度でもアクセスしたユーザーの数を指します。
3. 月間平均会員DAU (Daily Active User) 数は、日々のDAU数を移動平均により算出した値であり、会員（「NewsPicks」に会員登録しているユーザーとスマートフォンアプリ利用時に簡易登録状態で利用しているユーザーの合算）のうち、スマートフォン、タブレット端末向けのアプリ及びWebブラウザから一度でもアクセスしたユーザーの数を指します。
4. 会員ユーザー数は、「NewsPicks」サービスに会員登録（簡易登録含む）しているユーザーの総数（延べ人数ではありません。）を指します。
5. 有料課金ユーザー数は、「NewsPicks」サービスに会員登録しているユーザーのうち、月額有料サービスを利用しているユーザー数（延べ人数ではありません。）を指します。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ニュースピックス (注) 2	東京都渋谷区	250,500千円	「NewsPicks」事業	88.9	役員の兼任3名 管理業務の業務受託 設備の賃貸借(オフィスの間貸し) 資金の貸借取引
Uzabase Asia Pacific Pte. Ltd.	シンガポール共和国	250千シンガポール・ドル	「SPEEDA」事業	100.0	役員の兼任1名 「SPEEDA」の海外市場開拓及び販売代理 業界レポート等の執筆 資金の貸借取引
Uzabase Hong Kong Limited	中国 香港	940千香港ドル	「SPEEDA」事業	100.0	「SPEEDA」の海外市場開拓及び販売代理 資金の貸借取引
上海優則倍思信息科技有限公司	中国 上海	806千人民元	「SPEEDA」事業	100.0	「SPEEDA」の海外市場開拓及び販売代理 業界レポート等の執筆
(持分法適用関連会社) ピッチネス株式会社	東京都渋谷区	9,016千円	その他	33.4	役員の兼任1名 相互製品の販売代理 設備の賃貸借(オフィスの間貸し)

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2. 特定子会社であります。
 3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
 4. 株式会社ニュースピックスは、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。ただし、セグメントの「NewsPicks」事業売上高に占める当該連結子会社の売上高（セグメント間の内部売上高又は振替高を含む）の割合が90%を超えるため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
「SPEEDA」事業	123(15)
「NewsPicks」事業	38(3)
全社(共通)	17(1)
合計	178(19)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
 2. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員（パートタイマー、アルバイト）の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。
 3. 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。
 4. 最近日までの1年間において従業員数が39名増加しております。これは主に業務拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成28年8月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
101(16)	32.6	2.6	5,906

セグメントの名称	従業員数(名)
「SPEEDA」事業	84(15)
「NewsPicks」事業	—(—)
全社(共通)	17(1)
合計	101(16)

- (注) 1. 従業員数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員数であります。なお、海外現地採用社員17名は含んでおりません。
 2. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員（パートタイマー、アルバイト）の年間平均雇用人員（1日8時間換算）であります。
 3. 全社（共通）は、総務業務及び経理業務等に従事する管理部門の従業員であります。
 4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 5. 最近日までの1年間において従業員数が10名増加しております。これは主に業務拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第8期連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

当連結会計年度における我が国経済は、政府による積極的な経済政策を背景に企業収益や設備投資に持ち直しが見られました。一方で、米国による金融政策の動向や、中国をはじめとする新興国の成長鈍化が見られるなど、依然として世界経済は不透明な状況で推移しました。

当社を取り巻く経営環境につきましては、国内情報サービス業の売上高規模は平成27年においては10兆7,926億円（前年比2.5%増加）と4年連続で成長を続けております（経済産業省「特定サービス産業動態統計調査（平成28年3月公表）」より）。また、スマートフォンの世帯普及率は平成26年において64.2%（前年比1.6ポイント増）と急速に普及が進んでおります（総務省「平成26年通信利用動向調査」）。更に、スマートフォン広告の市場規模は平成27年において3,717億円と前年比23.6%増と順調に成長しています（株式会社CyberZ、株式会社シード・プランニング共同調査（平成28年4月公表）より）。

このような環境のもと、当社グループは、「SPEEDA」事業及び「NewsPicks」事業共に売上高が堅調に推移したことから、グループ全体の売上高が増加いたしました。売上高が伸長する一方で、サービスの一層の向上及び事業規模拡大に伴う積極的な人員採用、「SPEEDA」事業におけるコンテンツ拡充のための投資を行いました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,915,061千円（前期比70.5%増）、営業損失332,844千円（前期は395,974千円の営業損失）、経常損失338,655千円（前期は395,881千円の経常損失）となりました。また、株式会社ニュースピックスの第三者割当増資に伴い持分変動利益444,333千円を計上したことにより、当期純利益110,736千円（前期は397,435千円の当期純損失）となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

① 「SPEEDA」事業

当連結会計年度においては、既存顧客からの契約IDの追加及び、事業会社の新規導入に支えられ、国内外において販売は堅調に推移いたしました。一方で、国内及び海外の販売力強化のための営業要員の拡充、製品力向上のための開発要員の拡充を行うとともに、海外未上場企業の財務データを中心にコンテンツの拡充を行いました。

以上の結果、当連結会計年度末における「SPEEDA」の契約ID数は1,183ID（国内1,080ID、海外103ID、前期比26.1%増）となり、「SPEEDA」事業の売上高は1,555,149千円（前期比41.3%増）、セグメント損失（営業損失）7,903千円（前期は181,010千円のセグメント損失）となりました。

② 「NewsPicks」事業

当連結会計年度においては、有料課金ユーザー数が堅調に推移したこと、ユーザー数の堅調な増加に支えられ広告事業が本格的に立ち上がったことから売上高は前連結会計年度に比べ大幅に伸長いたしました。一方で、編集、サービス開発及び広告営業強化のための積極的な人員拡充を行い、自社コンテンツの一層の充実化、製品力の更なる向上、広告営業体制の強化を図りました。

以上の結果、当連結会計年度における「NewsPicks」の平成27年12月の月間平均総DAU数は340,695人（前期比222,095人増）、月間平均会員DAU数は122,364人（前期比89,500人増）会員ユーザー数は1,050千人（前期比797千人増）、有料課金ユーザー数は11,130人（前期比9,442人増）となり、「NewsPicks」事業の売上高は359,911千円（前期比1,526.7%増）、セグメント損失（営業損失）324,941千円（前期は214,964千円のセグメント損失）となりました。

第9期第2四半期連結累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

当第2四半期連結累計期間における我が国の経済状況は、政府による経済・金融政策の効果により、雇用環境において緩やかな改善が続いているものの、企業収益において中国など新興国経済の減速により停滞が強まる世界経済や英国のEU離脱問題による円高の影響が懸念され、先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社を取り巻く経営環境につきましては、国内情報サービス業の売上高規模は平成27年においては10兆7,926億円（前年比2.5%増加）と4年連続で成長を続けております（経済産業省「特定サービス産業動態統計調査（平成28年3月公表）」より）。また、スマートフォンの世帯普及率は平成28年3月において67.4%（前年比6.8ポイント増）と急速に普及が進んでおります（内閣府「消費動向調査（平成28年4月公表）」）。更に、スマートフォン広告の市場規模は平成27年において3,717億円と前年比23.6%増と順調に成長しています（株式会社CyberZ、株式会社シード・プランニング共同調査（平成28年4月公表）より）。

このような環境の下、当第2四半期連結累計期間の連結業績は、売上高が1,378,866千円となりました。また、営業利益は145,060千円、経常利益は132,059千円、親会社株主に帰属する四半期純利益は111,985千円となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

① 「SPEEDA」事業

「SPEEDA」事業においては、国内、海外共にID数が堅調に増加し、売上高が増加致しました。

その結果、当第2四半期末における契約ID数は1,393ID（国内1,256ID、海外137ID）となり、当第2四半期連結累計期間におけるセグメント売上高は990,805千円、セグメント利益は176,028千円となりました。

② 「NewsPicks」事業

「NewsPicks」事業においては、有料課金ユーザー数、登録ユーザー数共に順調に増加し、有料課金売上及び広告売上が増加いたしました。一方で、編集、サービス開発及び広告営業のための積極的な人員拡充を行い、自社コンテンツの一層の充実化、製品力の更なる向上、広告営業体制の強化を図りました。

その結果、当第2四半期連結累計期間における「NewsPicks」の平成28年6月の月間平均総DAU数は、444,664人、月間平均会員DAU数は151,784人、会員ユーザー数は1,494千人、有料課金ユーザー数は19,336人となり、セグメント売上高は388,061千円、セグメント損失は30,968千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第8期連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物の残高は前連結会計年度末と比べ860,656千円増加し、1,269,136千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、217,967千円の支出（前年同期は218,898千円の支出）となりました。

これは主に、税金等調整前当期純利益84,539千円の計上があった一方で、売上債権の増加118,101千円、前払費用の増加22,982千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、1,563千円の支出（前年同期は140,514千円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出20,962千円、差入保証金の差入による支出4,737千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、1,081,912千円の収入（前年同期は543,478千円の収入）となりました。これは主に、長期借入れによる収入350,000千円、株式の発行による収入298,911千円、少数株主からの払込みによる収入498,200千円があったことによるものであります。

第9期第2四半期連結累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ213,826千円増加し、1,482,963千円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、290,578千円の収入となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益132,101千円、前受収益の増加105,457千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、17,778千円の支出となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出9,967千円、差入保証金の差入による支出5,308千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、47,507千円の支出となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出46,994千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしておりません。

(2) 受注実績

受注生産を行っていないため、受注実績に関する記載はしておりません。また、「NewsPicks」事業における広告サービスにおいて受注はありますが、受注から役務提供までの期間が短いため、受注状況に関する記載を省略しております。

(3) 販売実績

第8期連結会計年度及び第9期第2四半期連結累計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第8期連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)		第9期第2四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)
「SPEEDA」事業	1,555,149	141.3	990,805
「NewsPicks」事業	359,911	1,626.7	388,061
合計	1,915,061	170.5	1,378,866

- (注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 最近2連結会計年度及び第9期第2四半期連結累計期間の主な相手先別販売実績及び当該販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当社グループが対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

(1) 収益基盤の強化

当社グループは、「SPEEDA」事業、「NewsPicks」事業と2つの事業を展開していますが、グループ全体の収益基盤について、一層の強化が必要であると考えております。

収益基盤を強化するために最も重要なのが、「SPEEDA」事業については契約ID数、「NewsPicks」事業については、ユーザー数の増加であると考えております。かかる課題に対処するために、効果的なプロモーション活動を通じて、「SPEEDA」及び「NewsPicks」の知名度を向上させると共に、「SPEEDA」及び「NewsPicks」の継続的な機能・利便性・ユーザーインターフェースの改善を行って参りたいと考えております。

(2) グローバル展開の加速

「経済情報で、世界をかえる」というミッションを達成するためには、グローバル展開を加速させることが重要であると考えております。

「SPEEDA」事業は、シンガポール、香港、上海において販売子会社を構え、スリランカにリサーチ拠点を設立するなど、既に各拠点でサービスの提供を行っておりますが、本書提出日現在において海外売上高は国内売上高に比べると少なく、顧客数の一層の拡大を図る必要があると考えております。当社グループでは、かかる課題に対処するために、海外におけるイベント等を通じて「SPEEDA」の知名度を向上させると共に、現地における優秀な人材の採用を行い、販売力を強化して参りたいと考えております。また、今後は、欧米への進出も視野に入れ、グローバル展開の更なる拡大を図りたいと考えております。

(3) 「SPEEDA」事業及び「NewsPicks」事業のシナジー強化

両事業の有するコンテンツを相互に活用し、サービス利用者に一層付加価値のある情報提供を行い、事業間のシナジー効果を実現して参りたいと考えております。

現状、「SPEEDA」において有する一部経済データを、「NewsPicks」上で検索できる機能を提供しており、また、「SPEEDA」上で株式会社ニュースピックスにおいて作成した記事を一部配信しております。上記「NewsPicks」における検索機能については、今後更に改善・充実させて参りたいと考えております。また、「SPEEDA」事業及び「NewsPicks」事業の連携を前提としたモバイル版「SPEEDA」の展開等、新たなサービスラインナップの展開も検討しております。このような両事業における相互のデータ活用を通じて、顧客に対する付加価値の高い情報提供を行い、また、両サービスのプロモーションを相互に図ることにより、2つの事業のシナジー効果を追求して参りたいと考えております。

(4) 情報管理体制の強化

当社グループが運営する事業においては、顧客情報、個人情報を多く取り扱っており、これらの情報管理体制の一層の強化が重要であると考えております。

個人情報保護方針及びインサイダー取引の未然防止を含む社内規程の整備並びに規程の運用の徹底、社内研修の実施を通じて、これらの情報については厳正に管理しておりますが、引き続き関連社内システムの一層のセキュリティ強化、社内研修の更なる整備等を図り、情報管理のための管理体制を強化して参りたいと考えております。

(5) システムの安定的な稼働

当社グループの運営する「SPEEDA」、「NewsPicks」共に、インターネットを利用したサービスであり、システムの安定的な稼働が不可欠であります。

かかる課題に対処するため、利用者の増加、取扱いデータ容量拡大に対応するためのシステム投資、メンテナンス投資及び運用監視体制強化を引き続き計画的に行って参ります。また、データのバックアップ体制強化のためのシステム投資についても計画的に行って参ります。

(6) 迅速な意思決定を行うための組織体制の強化

組織が拡大しても、引き続き高い成長力を維持していくためには、効率的かつ迅速に経営意思決定を行う必要があります。

具体的には、経営上の重要な意思決定を迅速に行うために必要な、主要なKPI（Key Performance Indicator：重要業績評価指標）や財務数値を社内においてタイムリーに把握できる体制・仕組を構築して参りたいと考えております。また、内部牽制体制とのバランスを図りながら、意思決定を迅速に行うため役職員への適切な権限付与を整備することが重要と考えております。

(7) 内部管理体制の強化

継続的に当社グループが成長を遂げていくためには、経営上のリスクを適切に把握し、当該リスクを適切にコントロールするための内部管理体制の強化が重要な課題と考えております。

具体的には、監査役と内部監査チームとの積極的な連携、定期的な内部監査の実施、有効かつ効果的な監査役監査の実施、社内経営陣・従業員に対する各種コンプライアンス研修の実施等を通じて、コンプライアンス体制を強化して参りたいと考えております。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開上、リスク要因となり得る主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上重要と考えられる事項については積極的に開示することとしております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の予防及び発生時の対応に努力する方針ではありますが、当社グループの経営状況及び将来の事業についての判断は、以下の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり将来において発生の可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に係るリスク

① インターネット関連市場の動向について

当社グループは、インターネット上における情報プラットフォーム「SPEEDA」と「NewsPicks」の運営を事業基盤としており、インターネット及び関連サービス等の更なる発展が、当社グループが今後成長を図る上で重要であると考えております。現状、国内におけるインターネットの人口普及率は82.8%（出所：総務省「情報通信白書平成27年度版」平成27年7月公表）に達しており、一般的に普及していると言える中、スマートフォン及びタブレット端末や高速通信手段の普及が急速に進むなど、インターネットの利用環境は年々改善されており、今後についても同様の傾向が続くと思われます。

しかしながら、インターネット利用に関する新たな規制やその他予期せぬ要因により、インターネット利用環境が急激な変化に見舞われ、インターネット利用の順調な発展が阻害された場合、当社グループの事業展開に支障が生じ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

② インターネット広告市場について

インターネット広告市場は拡大傾向にあり、インターネット広告はテレビに次ぐ広告媒体へと成長しており、今後も当該市場は拡大していくものと想定されます。

しかしながら、広告市場は企業の景気動向に敏感であるため、今後急激な景気の変化等によってインターネット広告の需要に影響が及ぶ可能性があります。また、インターネット広告は今後も他の広告媒体との競争状態が継続していくと考えられることから、今後これらの状況に変化が生じた場合、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 情報サービス産業における技術革新について

情報サービス産業においては、情報技術の進化とそれに伴う市場ニーズの変化に迅速に対応することが求められております。当社グループとしても、技術革新に応じたシステムの拡充・改善及び事業戦略の修正などを迅速に行う必要があるものと考えており、迅速にシステム開発を行い機能の追加及びユーザビリティを強化する体制を敷いております。

しかしながら、予期しない技術革新等があった場合、その対応に係る追加のシステム開発費用が発生する可能性がありますが、システム開発等の適切な対応に支障が生じた場合には、各事業における競争力の低下及びユーザーの流出等を招く可能性があり、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 「SPEEDA」事業に係るリスクについて

① 競合優位性について

当社グループは、次のような特徴を有するサービスを提供することによって、情報サービス産業において独自のポジションを確立し、情報サービス産業全体の動きと一線を画して事業展開を図っております。

a) 世界の企業・業界情報の統合プラットフォーム

世界200ヶ国以上、380万社以上の上場・未上場企業データの他、統計データ、M&A情報などの経済情報にワンストップでアクセスできます。また、当社の専属ア널リストによる550を超える業界の地域別分析レポートにより、業界の概要から市場、競争環境を短時間で把握することができます。

b) 直観的なインターフェースによる操作性

説明書が必要ない、直観的な操作性により、必要とする世界中の企業・産業データを簡単に探すことができます。また、データはそのまま「SPEEDA」上で編集、加工できる他、ワンクリックでExcel、PowerPointやPDF等、必要な形式にダウンロードすることができます。

c) アナリストによる分析・リサーチ支援

専門のコンサルタントや業界のアナリストに、より付加価値の高い分析、リサーチ業務を依頼することができます。テクノロジーと専門家の力を組み合わせることで、お客様のナレッジワークを幅広く支援します。

しかしながら、他社により当社サービスの特徴が模倣された場合、当社グループの競合優位性が薄れ、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 契約の解約リスクについて

「SPEEDA」の利用規約上、サービスの契約期間は基本的に1年間となっておりますが、その後、顧客の意思に従つて契約の更新又は解約がなされます。当社としては出来るだけ顧客に「SPEEDA」の利用契約を継続頂けるよう、「SPEEDA」の契約締結後、充実したカスタマーサポートの提供、営業活動を通じた顧客ニーズの継続的な把握及び当該ニーズを反映するための機能改善開発に取り組んでおります。かかる取り組みに加え、「SPEEDA」を利用している顧客数は500社以上にのぼり分散していることから、解約数が急激に増加するリスクは低いと考えておりますが、万が一解約数が急激に増加した場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ データサプライヤーとの取引関係について

当社は、「SPEEDA」に格納している財務データ、統計データ等について、複数のデータサプライヤーとそれぞれ契約を締結し、有償提供を受けております。当社は、継続的により良質なデータサプライヤーの開拓に努めるとともに、既存データサプライヤーとの良好な関係の維持に努めておりますが、データサプライヤーとの契約が当社に極端に不利な条件に変更された場合、または契約更新が拒絶された場合、あるいは契約が解除された場合には、従来どおり「SPEEDA」に当該データ等を格納することや収益の確保が困難になる又は、収益性を悪化させることとなり、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、企業に関する財務データ、統計データ等について、当該データサプライヤーとの契約締結や、データ格納のタイミングが当初の想定と相違した場合、又は特定の時期に集中するような事態が発生した場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 海外展開におけるリスクについて

当社グループは平成25年1月に上海にリサーチ拠点を開設し、平成26年1月よりシンガポール及び香港において本格的に営業活動を開始いたしました。

現状、連結子会社のUzabase Asia Pacific Pte. Ltd.（シンガポール）においてASEAN地域における「SPEEDA」の顧客開拓、販売代理業務、業界レポート執筆業務、カスタマーサポートサービスを、Uzabase Hong Kong Limited（香港）において東アジア地域における顧客開拓、販売代理業務、カスタマーサポートサービスを、さらに上海優則倍思信息科技有限公司（上海）において業界レポート執筆業務、顧客開拓、カスタマーサポートサービス、中国のデータサプライヤーとの契約交渉・契約締結を行っております。

しかしながら、海外における当社グループの事業に係る法規制等の成立・改正等が実施された場合、政治情勢により事業運営に支障をきたす事態が生じた場合、予期せぬ自然災害や感染症などが発生した場合等には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 為替の変動について

当社グループでは、海外グループ会社の現地通貨建ての財務諸表を日本円に換算したうえで、連結財務諸表を作成しております。したがって、為替相場の変動が当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 「NewsPicks」事業に係るリスクについて

① 競合について

「NewsPicks」はソーシャル機能も兼ね備えた、経済ニュースプラットフォームとして、ユーザーの増加・獲得を進めておりますが、今後、高い資本力や知名度を有する企業等の参入により、競争の激化とユーザーの流出やユーザー獲得コストの増加等が生じ、当社グループの事業展開に影響を及ぼす可能性があります。そのような場合には、当社グループが今後競争優位性を発揮し、企業価値の維持向上が図れるか否かは不確実であり、競合他社の状況により当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② サイト運営の健全性等について

当社グループが運営する「NewsPicks」では、ユーザー自身がインターネット上のニュース記事、ブログ記事、雑誌記事等を投稿することができる他、「NewsPicks」上の記事に対して、ユーザー自身がコメントを投稿することが可能となっております。したがって健全性を欠くコメントがユーザーによって投稿される可能性や他のユーザーを誹謗中傷するコメントが投稿される可能性があります。

当社グループでは、サイト運営に関して、利用規約を策定し、サイト上に明示することによってサービスの適切な利用を促すよう努めています。また、同一ユーザーによるコメントの投稿は、システム上、一つの記事に対して一つのコメントに限られる仕様とすることにより、特定のユーザー同士による複数回に渡るコメントの応酬が行われない仕組みとしております。さらにユーザーによる投稿内容が、利用規約で禁止している他のユーザーに対する脅迫、嫌がらせ等に該当する行為、公序良俗に反する内容等に該当する場合には、運営会社である株式会社ニュースピックスがコメント又は投稿された記事の削除を行うことによって、健全なサイト運営を維持しております。

このような体制を構築しているにもかかわらず、不適切な投稿に対して当社グループが十分な対応ができない場合には、当社がサイト運営者として信頼を失う可能性があり、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ ユーザーの継続率について

当社グループの事業にとって獲得したユーザーの継続率は重要な要素であり、ユーザーの利便性の向上、取り扱う情報やサービスの拡充等の施策を通じて、継続率の維持、向上を図っております。しかしながら何らかの施策の見誤りやトラブル等で、継続率が想定を大きく下回る事態が続いた場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 有料課金ユーザーの動向について

「NewsPicks」事業では、有料課金ユーザーに対して、編集部が作成するオリジナルコンテンツの全てと他媒体から配信された有料コンテンツが読めるサービス、及び回数制限なく検索機能を利用することができるサービスを提供しております。当社グループでは、「NewsPicks」事業の収益拡大のために、オリジナルコンテンツの作成やプロモーション活動に注力する等、有料課金ユーザーの獲得に向けた各種施策を講じておりますが、これらの施策について、当社グループが想定した効果が得られず、有料課金ユーザーの獲得が想定を大きく下回る事態が続いた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ Apple Inc. 及びGoogle Inc. の動向について

「NewsPicks」事業において提供するスマートフォン向けアプリは、Apple Inc. 及びGoogle Inc. のプラットフォーム運営事業者にアプリを提供することが現段階における事業展開の重要な前提条件であります。これらプラットフォーム運営事業者の事業戦略の転換並びに動向によっては、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ ブランド広告掲載について

当社グループの運営する「NewsPicks」に掲載される広告について、当社独自の広告掲載基準による確認を実施し、広告代理店を通じた取引では広告代理店が広告内容を精査とともに、法令違反や公序良俗に反する広告の排除に努めています。しかしながら、人為的な過失等の要因により当社グループが掲載した広告に瑕疵があった場合、ユーザーからのクレーム等が発生し当社グループの事業展開及び経営成績に影響を与える可能性があります。

また、システムトラブル等を理由として広告掲載が行われなかつた場合には、広告掲載申込者からのクレームや損害賠償請求がなされ、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(4) システム等に関連するリスクについて

① システム開発について

当社グループは、システムに関わる投資を継続的に行っております。システム開発に関わる他者の知的財産の侵害につきましては、事前調査の徹底、オープンソースの利用徹底など十分注意を払っており、業績に影響を与えるリスクは低いと考えておりますが、システム開発の遅延・トラブル等が発生した場合、開発コストが増大するなど、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② システム障害について

当社グループの事業はインターネットを利用しているため、自然災害、事故、不正アクセスなどによって通信ネットワークの切断、サーバー等ネットワーク機器に作動不能などのシステム障害が発生する可能性があります。当社グループでは、システム障害の発生防止のために、システムの冗長化、脆弱性検査、不正アクセス防御等の対策を講じております。しかしながら、これらの対策を講じているにも拘らず、障害が発生した場合には、当社グループに直接的損害が生じるほか、当社グループのサーバーの作動不能や欠陥等に起因する取引の停止等については、当社グループのシステム自体への信頼性の低下を招きかねず、当社グループの事業展開及び経営成績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(5) 事業運営体制について

① 特定経営者への依存について

代表取締役共同経営者である新野良介と梅田優祐は、創業以来代表取締役を務めております。両氏は、当社グループの経営方針や事業戦略構築、海外展開、ブランド力の向上等において重要な役割を果たしております。また、両氏は、本書提出日現在、当社発行済株式総数の28.3%ずつを有する筆頭株主でもあります。当社グループは、事業拡大に伴い両氏に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、何らかの理由により両氏の経営方針に重大な齟齬をきたした場合や、不測の事態が生じた場合、又はいずれかが退任するような事態が生じた場合には、当社グループの今後の事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 人材の確保及び育成について

当社グループでの人材採用にあたっては、各業務分野における専門能力、及び組織マネジメントの観点から、企業理念・行動指針を理解し実践していく能力を極めて重視しております。また、海外での展開を活発に進めていることから、グローバル人材の確保が急務となっております。さらに、育成・評価制度の充実により、社員の能力向上とモチベーションの向上を重要施策として掲げております。

しかしながら、経済環境好転に伴う人材獲得競争の激化や、人材育成が順調に進まない等の理由により、当社グループの事業の成長が阻害され、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 内部管理体制について

当社グループでは、コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの徹底を図るための様々な施策を実施しております。また、業務の適正化及び財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用しております。しかしながら、事業の急速な拡大等により、内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法的規制について

① 情報の管理について

当社グループでは、提供サービスである「SPEEDA」、「NewsPicks」を通じて、多種多様かつ大量の企業情報及び個人情報を取り扱っております。万が一これらの情報が流出・悪用された場合には、当社グループへの損害賠償請求や社会的信用の失墜により、業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社では、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマークを取得しており、全社で個人情報取扱及びインサイダー取引の未然防止に関する社内規程の整備、定期的な従業員教育、システムのセキュリティ強化、個人情報取扱状況の内部監査等を実施し、個人情報管理の強化に努めています。

② 知的財産権について

当社グループが事業活動を行うに当たり、第三者が保有する商標権、著作権等の知的財産権を侵害しないよう細心の注意を払っておりますが、万が一、第三者の知的財産権を侵害した場合、当該第三者より、損害賠償請求、使用差止請求、ロイヤリティの支払い要求等が発生する可能性があり、その場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ インターネットにおける法的規制について

現在のところ当社グループの事業継続に著しく重要な影響を及ぼす法的規制はありませんが、インターネット関連分野においては「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」等が存在します。以上のように、近年インターネット関連事業を規制する法令は徐々に整備されておりますが、今後、インターネットの利用や関連するサービス及びインターネット広告を含むインターネット関連事業を営む事業者を規制対象とする新たな法令等の規制や既存法令等の解釈変更がなされた場合には、当社グループの事業運営が制約を受け、事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 請負業務について

請負契約の下で行われる業務委託に当たっては、労働関係法令に則った適切な対応が求められます。当社グループでは、請負業務に関する外注管理規程を制定し全社的な問題意識の共有化・定着化を図り、適正な業務委託の徹底に努めています。このような取組みにもかかわらず、請負業務の趣旨から逸脱して業務が遂行され、偽装請負等の問題などが発生した場合には、当社グループの信用を失い、事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 訴訟について

当社グループでは、コンプライアンス規程を制定し、役職員に対して当該規程を遵守させることで、法令違反などの発生リスクの低減に努めています。しかしながら、当社グループ及び役職員の法令違反等の有無に問わらず、ユーザーや取引先、第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、訴訟に発展する可能性があります。また、知的財産による訴訟についても前述のとおり訴訟発生リスクがあるものと考えております。提起された訴訟の内容及び結果によっては、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、多大な訴訟対応費用や企業ブランドイメージの悪化等により、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性もあります。

(7) その他

① 配当政策について

当社は、更なる財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題の一つとして位置づけております。そのため、現時点においては内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資を積極的に行っていくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。しかしながら、当社は株主への利益還元も重要な経営課題であると認識しており、将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討して参る方針ですが、現時点において配当実施の可能性及び、その実施時期につきましては未定であります。

② 調達資金の使途について

当社グループの公募増資による調達資金の使途については、「SPEEDA」事業及び「NewsPicks」事業におけるビジネス規模の拡大に応じた人員体制構築のための投資、システム開発に係る業務委託費並びに当社グループ及び当社グループのサービスの知名度向上等のための広告宣伝費等に充当する計画であります。しかしながら、当社グループを取り巻く外部環境や経営環境の変化に対応するため、調達資金を予定以外の使途に充当する可能性があり、その場合は速やかに資金使途の変更について開示を行う予定であります。また、予定どおりの使途に充当された場合でも、想定どおりの効果を上げることができず、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループでは、役員、従業員に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権等に加え、今後付与される新株予約権等について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

なお、本書提出日現在、新株予約権による潜在株式数は820,356株であり、発行済株式総数6,541,707株の12.5%に相当しております。

④ 繰越欠損金について

当社は、事業拡大のための積極的な人材投資等を行ってきたことから、第5期事業年度から第8期事業年度まで当期純損失を計上しており、第8期事業年度末には、当社に税務上の繰越欠損金が存在しております。しかしながら、当社の事業が当社の想定通りに推移した場合には、繰越欠損金が解消されることにより、法人税、住民税及び事業税の金額が増加することとなり、当期純損益及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(新設分割による子会社の設立)

当社は、平成27年3月27日開催の定時株主総会決議により平成27年4月1日を効力発生日として、「NewsPicks」事業について当社を分割会社、新設会社である株式会社ニュースピックスを承継会社とする会社分割（新設分割）を実施いたしました。

(1) 会社分割の目的

当社は、創業事業である「SPEEDA」事業及び平成25年からサービスを開始した新規事業である「NewsPicks」事業を営んでおりますが、収益責任体制の一層の明確化を図るとともに、意思決定の迅速化及び機動力の向上による経営効率の向上を目的として、「NewsPicks」事業を会社分割により新規に設立する子会社に承継いたしました。

(2) 会社分割日

平成27年4月1日

(3) 会社分割方式

当社を分割会社とし、新設会社を承継会社とする新設分割です。

(4) 分割に係る株式の割当

新設会社は、本分割に際して普通株式10,000株を発行し、そのすべてを当社に割り当てております。

(5) 割当株式数の算定根拠

本新設分割は、当社が単独で行う新設分割であり、新設分割に際して、株式会社ニュースピックスが発行する株式は、すべて当社に割当交付されることから、第三者機関による算定は実施しておりません。

(6) 会社分割する事業内容及び規模

「NewsPicks」事業

分割する部門の売上高（平成26年12月期）

株式会社ユーザベース（単体）			
	分割部門（A）	当社（B）	比率（A／B）
売上高	22,124千円	1,122,995千円	2.0%

(7) 承継会社の資産、負債の状況

資産		負債	
流動資産	4千円	流動負債	-千円
固定資産	995千円	固定負債	-千円
資産合計	1,000千円	負債合計	-千円

(8) 新設分割承継会社の概要

商号 株式会社ニュースピックス
代表者 代表取締役社長 梅田 優祐
住所 東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号
資本金 500千円
事業内容 「NewsPicks」事業
決算期 12月31日

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は以下のとおりあります。文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たって、決算日における資産・負債の報告数値及び報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積り及び仮定の設定を行っております。当該見積りにつきましては、過去の実績や状況に応じて合理的と考えられる各種の要因に関して仮定設定、情報収集を行い、見積金額を算出しておりますが、実際の結果は見積り自体に不確実性があるために、これらの見積りと異なる可能性があります。

当社グループの連結財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第8期連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

①資産の部

当連結会計年度末の資産は、前連結会計年度末に比べて956,267千円増加し、1,689,955千円となりました。

これは主に、現金及び預金が860,656千円増加したことによるものであります。

②負債の部

当連結会計年度末の負債は、前連結会計年度末に比べて515,997千円増加し、1,033,578千円となりました。

これは主に、未払費用が55,538千円、前受収益が71,816千円、1年内返済予定の長期借入金が65,841千円、長期借入金が240,093千円増加したことによるものであります。

③純資産の部

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末に比べて440,269千円増加し、656,377千円となりました。

これは主に、株式の発行により資本金が150,003千円、資本剰余金が150,003千円増加したこと及び、当期純利益の計上により利益剰余金が110,736千円増加したことによるものであります。

第9期第2四半期連結累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

①資産の部

当第2四半期連結会計期間末の資産合計は、前連結会計年度末と比較して182,541千円増加し、1,872,497千円となりました。これは主に、固定資産が前連結会計年度末と比較して8,319千円減少したものの、流動資産において現金及び預金が前連結会計年度末と比較して213,826千円増加したことによるものであります。

②負債の部

当第2四半期連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末と比較して60,512千円増加し、1,094,091千円となりました。これは主に、流動負債が前連結会計年度末と比較して117,872千円増加し、825,996千円となつたことによるものであります。流動負債の増加は、主に前受収益が103,393千円増加したことによるものであります。

③純資産の部

当第2四半期連結会計期間末の純資産合計は、前連結会計年度末と比較して122,028千円増加し、778,406千円となりました。これは主に、当第2四半期連結累計期間に111,985千円の親会社株主に帰属する四半期純利益が計上された結果、利益剰余金が増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

第8期連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

①売上高

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べて792,065千円増加し、1,915,061千円となりました。これは主に、「SPEEDA」の利用料収入が増加したことによるものであります。

②売上原価、売上総利益

当連結会計年度の売上原価は、前連結会計年度に比べて393,031千円増加し、1,204,404千円となりました。これは主に、「SPEEDA」の開発・運営費用及び「NewsPicks」の編集に係る人件費・外注費が増加したことによるものであります。

以上の結果、当連結会計年度の売上総利益は、前連結会計年度に比べて399,033千円増加し、710,656千円となりました。

③販売費及び一般管理費、営業損益

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べて335,903千円増加し、1,043,501千円となりました。これは主に、給料及び手当が94,426千円、広告宣伝費が90,644千円増加したことによるものであります。

以上の結果、当連結会計年度の営業損失は332,844千円（前連結会計年度は395,974千円の営業損失）となりました。

④営業外損益、経常損益

当連結会計年度の営業外収益は、前連結会計年度に比べて1,053千円増加し、5,941千円となりました。これは主に、持分法による投資利益が1,043千円増加したことによるものであります。

当連結会計年度の営業外費用は、前連結会計年度に比べて6,957千円増加し、11,752千円となりました。これは主に、株式交付費が1,163千円、支払利息が2,603千円、為替差損が3,167千円増加したことによるものであります。

以上の結果、当連結会計年度の経常損失は338,655千円（前連結会計年度は395,881千円の経常損失）となりました。

⑤特別損益、当期純損益

当連結会計年度の特別利益は444,380千円となりました。これは主に、持分変動利益が444,333千円発生したことによるものであります。

当連結会計年度の特別損失は21,185千円となりました。これは主に、自己新株予約権消却損が20,963千円発生したことによるものであります。

この結果、税金等調整前当期純利益は84,539千円（前連結会計年度は395,881千円の税金等調整前当期純損失）、当期純利益は110,736千円（前連結会計年度は397,435千円の当期純損失）となりました。

第9期第2四半期連結累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

①売上高

当第2四半期連結累計期間の売上高は、1,378,866千円となりました。これは、「SPEEDA」事業において990,805千円、「NewsPicks」事業において388,061千円計上したことによるものであり、「SPEEDA」事業の契約ID数及び「NewsPicks」事業の有料課金ユーザー数、会員ユーザー数共に堅調に増加しております。

②売上原価、売上総利益

当第2四半期連結累計期間の売上原価は、626,970千円となりました。これは主に、「SPEEDA」事業、「NewsPicks」事業に係る開発・運営等の労務費、情報使用料等を計上したことによるものであります。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の売上総利益は、751,896千円となりました。

③販売費及び一般管理費、営業利益

当第2四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費は、606,835千円となりました。これは主に、事業拡大に伴い採用した人材に係る人件費、広告宣伝費等を計上したことによるものであります。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、145,060千円となりました。

④営業外損益、経常利益

当第2四半期連結累計期間の営業外収益は、10,918千円となりました。これは主に、持分法による投資利益5,435千円を計上したことによるものであります。

当第2四半期連結累計期間の営業外費用は、23,920千円となりました。これは主に、支払利息3,434千円、為替差損19,985千円を計上したことによるものであります。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の経常利益は、132,059千円となりました。

⑤親会社株主に帰属する四半期純利益

当第2四半期連結累計期間の税金等調整前四半期純利益は132,101千円となり、法人税等23,308千円を計上した結果、四半期純利益は108,793千円となりました。また、非支配株主に帰属する四半期純損失3,191千円を計上した結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は、111,985千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

第8期連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

第9期第2四半期連結累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

当第2四半期連結累計期間におけるキャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの将来の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えるリスク要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社グループは、ミッションとして「経済情報で、世界をかえる」を掲げ、世界中のビジネス情報のあり方を人とテクノロジーの力で整理・分析・創出することで、人々の生産性を高め、創造性を解放するとともに、経済情報で、世界中の意思決定を支えるプラットフォームを作りあげたいと考えております。当該ミッションを果たすために、現状は、BtoBビジネスとして「SPEEDA」事業、BtoCビジネスとして「NewsPicks」事業を運営しております。

「SPEEDA」事業においては、国内に加え、アジアで確固たるポジショニングを築いた後に、欧米を含むグローバル展開を加速させて参りたいと考えております。「NewsPicks」事業においては、まずは国内の事業基盤を確固たるものとした後、経済メディアの枠を超えて、企業がリクルーティングやマーケティングプラットフォームとしても活用できる経済インフラとしての役割を拡大させて参りたいと考えております。

また、ミッションを実現するために、「SPEEDA」事業、「NewsPicks」事業の自前での更なる成長施策に加え、将来的には、新規事業の立ち上げや、資本・業務提携を通じて、経済情報のプラットフォームを提供する企業として、企業価値の更なる拡大を図って参りたいと考えております。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループが今後業容を拡大し、より高品質なサービスを継続的に提供していくためには、経営者は「第2事業の状況 3 対処すべき課題」に記載の課題に対処していく必要があると認識しております。それらの課題に対応するため、経営者は常に市場におけるニーズや事業環境の変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を認識したうえで、当社グループの経営資源を最適に配分し、最適な解決策を実施していく方針であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第8期連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は31,650千円であり、その主な内訳は次のとおりであります。

セグメントの名称	設備投資金額（千円）	主な設備投資の目的・内容
「SPEEDA」事業	28,024	サーバー等情報機器
「NewsPicks」事業	3,837	サーバー等情報機器
計	31,861	—
調整額	△210	セグメント間取引消去
合計	31,650	—

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

第9期第2四半期連結累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

当第2四半期連結累計期間に実施した設備投資の総額は9,764千円であり、その主な内訳は次のとおりであります。

セグメントの名称	設備投資金額（千円）	主な設備投資の目的・内容
「SPEEDA」事業	8,625	サーバー等情報機器
「NewsPicks」事業	1,138	サーバー等情報機器
計	9,764	—
調整額	—	セグメント間取引消去
合計	9,764	—

なお、当第2四半期連結累計期間における重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成27年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	リース 資産	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都 渋谷区)	「SPEEDA」 事業	本社内部造 作、情報機器 及びソフトウ エア	14,752	32,431	4,722	4,220	56,127	88

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 事業所は賃借しており、その年間賃借料は60,822千円であります。
 3. 従業員数には、パートタイマー及びアルバイトを含んでおりません。

(2) 国内子会社

平成27年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物	工具、器具 及び備品	リース 資産	ソフトウェア	合計	
株 ニュ ーズビ ックス	本社 (東京都 渋谷区)	「NewsPicks」 事業	情報機器	—	3,388	—	—	3,388	33

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 従業員数には、パートタイマー及びアルバイトを含んでおりません。

(3) 在外子会社

平成27年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物	工具、器具 及び備品	リース 資産	ソフトウェア	合計	
Uzabase Hong Kong Limited	本社 (香港)	「SPEEDA」 事業	情報機器	—	266	—	—	266	3

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 事業所は賃借しており、その年間賃借料は4,898千円であります。
 3. 従業員数には、パートタイマー及びアルバイトを含んでおりません。
 4. Uzabase Asia Pacific Pte. Ltd.、上海優則倍思信息科技有限公司については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成28年8月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	26,000,000
計	26,000,000

(注) 平成28年6月16日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、平成28年7月19日付で発行可能株式総数は10,600,000株増加し、26,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,541,707	非上場	完全議決権株式であり、権利内容として何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	6,541,707	—	—

(注) 1. 定款に基づきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の取得条項を行使したことにより、平成28年6月7日付でA種優先株式156,000株、B種優先株式207,000株、C種優先株式119,800株、D種優先株式69,769株を自己株式として取得し、その対価として普通株式をそれぞれ156,000株、207,000株、119,800株、69,769株交付しております。また、同日の取締役会決議により、同日付で自己株式として保有するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式をすべて消却しております。
2. 平成28年6月7日開催の取締役会決議により、平成28年7月1日付で、当社普通株式1株を3株に分割いたしました。これにより株式数は4,361,138株増加し、6,541,707株となっております。
3. 平成28年6月16日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権（平成21年7月24日臨時株主総会決議及び平成21年7月24日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年8月31日)
新株予約権の数(個)	5 (注) 5.	5 (注) 5.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,000 (注) 5. 6.	45,000 (注) 5. 6.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	17 (注) 6.	6 (注) 6.
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月30日 至 平成31年7月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 17 資本組入額 9 (注) 6.	発行価格 6 資本組入額 3 (注) 6.
新株予約権の行使の条件	(注) 3.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7.	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 行使条件

①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議によって取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めることができない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

②本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

③その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(2) 相続

権利者が死亡した場合には、会社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。但し、会社の取締役会の決議により特に相続を認められた場合はこの限りでない。会社が取締役会の決議により権利者の相続を認めた場合、権利者の相続人は、下記に定める条件に従って未行使の本新株予約権を相続するものとする。

- ①本新株予約権を相続した権利者の相続人は、その全員が共同して、相続開始後速やかに、書面により会社に對して次の各事項を届け出なければならない。
- 1) 相続開始の年月日
 - 2) 本新株予約権に関する遺産分割協議の内容及びその成立年月日
 - 3) 相続人中、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）の氏名及び住所
 - 4) 権利承継者の代表者（以下「承継者代表者」という。）の氏名及び住所
 - 5) 上記1) 乃至4) のほか、会社の定める事項
- ②①に定める届出に際しては、除籍謄本、戸籍謄本、遺産分割協議書、その他会社が指定する書類を添付しなければならない。
- ③権利承継者は、承継者代表者を通じ、全員が共同して本新株予約権を行使するものとする。承継者代表者は、本新株予約権の行使及び放棄その他、本新株予約権に関する一切の事項につき全権利承継者を代理する権限を有する。
- ④権利承継者は、本新株予約権の行使による行使価額の払込義務その他、本新株予約権に関し会社に対し負担する一切の債務につき、相互に連帯して履行する義務を負う。
- ⑤権利行使期間中に上記①1) 乃至5) の事項に変更が生じた場合、権利承継者は、書面により速やかに変更内容を会社に届け出なければならない。
- ⑥権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しないものとする。
- ⑦本第（3）号を除く本要項の適用に関しては、権利承継者を権利者とみなす。但し、権利承継者には「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」第（3）号の規定は適用されないものとする。
4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- (1) 会社が消滅会社となる吸收合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸收分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 権利者が死亡した場合には本新株予約権を無償で取得することができるものとする。但し、会社の取締役会の決議により特に相続を認められた場合はこの限りでない。本項事由に基づき、本新株予約権を無償で取得する場合、新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち会社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (3) 権利者が下記いずれかの身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。但し、会社の取締役会の決議により本新株予約権の保有継続を認められた場合はこの限りでない。
- ①会社の取締役又は監査役
 - ②会社の使用人
 - ③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (4) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ①権利者が会社と競合する業務を當む会社を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ②権利者が法令違反その他不正行為により会社の信用を損ねた場合
 - ③権利者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合
- (5) 権利者が会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
- ①権利者が会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ②権利者が取締役としての忠実義務等会社に対する義務に違反した場合
- (6) 会社は、前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は、前各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
5. 新株予約権の数は、平成21年7月24日付取締役会決議による10個から、退職の理由により取締役会決議において権利消滅した5個を差し引いております。これにともない、本書提出日の前月末現在の新株予約権の目的となる株式の数は、90,000株から45,000株に減少しております。
6. 平成25年4月30日付で株式分割（1：3,000）、平成28年7月1日付で株式分割（1：3）を行った結果、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の行使価額及び新株予約権の行使により発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

7. 会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「企業再編」という。）を行う場合は、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って権利者に交付することができる。
 - ①目的たる再編会社の株式の種類
本新株予約権の目的たる株式と同種の再編会社の株式
 - ②目的たる再編会社の株式の数
企業再編の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。なお、企業再編の比率とは、企業再編の条件の基礎となった会社と再編会社の株式の1株当たりの価値の比率を意味し、詳細は企業再編にかかる契約書又は計画において定めるものとする。
 - ③権利行使に際して払い込むべき金額
企業再編の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
 - ④権利行使期間、権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
本新株予約権の内容に準じて、企業再編にかかる契約書又は計画において定めるものとする。
 - ⑤取締役会による譲渡承認について
本新株予約権の譲渡について、再編会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑥割当てに関する事項
権利者の有する本新株予約権の数に応じて割り当てるものとする。

第4回新株予約権（平成25年5月3日臨時株主総会決議及び平成25年5月3日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年8月31日)
新株予約権の数(個)	27,006 (注) 5.	26,170 (注) 5.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,006 (注) 5.	78,510 (注) 5. 6.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	834	278 (注) 6.
新株予約権の行使期間	自 平成25年5月5日 至 平成35年5月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 834 資本組入額 417	発行価格 278 資本組入額 139 (注) 6.
新株予約権の行使の条件	(注) 3.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会 の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 7.	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

(3) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

(4) 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

(5) 上記新株予約権の行使期間にかかるわらず、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めにより、平成27年5月5日以降に限り、権利行使することができる。

(6) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

- (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (3) 当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。
5. 新株予約権の数は、平成25年5月3日付取締役会決議による32,655個から、退職等の理由により取締役会決議において権利消滅した5,649個を差し引いております。これにともない、新株予約権の目的となる株式の数は、最近事業年度末現在で32,655株から27,006株に減少しております。また、退職の理由により平成28年6月7日開催の取締役会決議において新株予約権836個が同日付で権利消滅しており、本書提出日の前月末現在の新株予約権の目的となる株式の数は78,510株に減少しております。
6. 平成28年6月7日開催の取締役会決議により、平成28年7月1日付で、株式分割（1：3）を行った結果、本書提出日の前月末現在において、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の行使価額及び新株予約権の行使により発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。
7. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、上記2.で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤新株予約権を使用することができる期間
上記表中の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を使用することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表中の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を使用することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使の条件
上記表中の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
 - ⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
 - ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑨新株予約権の取得条項
上記4.に準じて決定する。

第5回新株予約権（平成26年3月28日定時株主総会決議及び平成26年4月28日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年8月31日)
新株予約権の数(個)	101,326 (注) 5.	98,259 (注) 5.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	101,326 (注) 5.	294,777 (注) 5. 6.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000	334 (注) 6.
新株予約権の行使期間	自 平成26年5月1日 至 平成36年3月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,000 資本組入額 500	発行価格 334 資本組入額 167 (注) 6.
新株予約権の行使の条件	(注) 3.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会 の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 7.	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- (3) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (4) 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることができない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- (5) 上記新株予約権の行使期間にかかるわらず、税制適格に該当するものについては、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めにより、平成28年5月1日以降に限り、権利行使することができる。
- (6) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 - (1) 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - (3) 当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。
5. 新株予約権の数は、平成26年4月28日付取締役会決議による115,255個から、退職等の理由により取締役会において権利消滅した13,929個を差し引いております。これにともない、新株予約権の目的となる株式の数は、最近事業年度末現在で115,255株から101,326株に減少しております。また、退職の理由により平成28年6月7日開催の取締役会決議において新株予約権3,067個が同日付で権利消滅しており、本書提出日の前月末現在の新株予約権の目的となる株式の数は294,777株に減少しております。
6. 平成28年6月7日開催の取締役会決議により、平成28年7月1日付で、株式分割(1:3)を行った結果、本書提出日の前月末現在において、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の行使価額及び新株予約権の行使により発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。
7. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、上記2.で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤新株予約権を使用することができる期間
上記表中の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を使用することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表中の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を使用することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使の条件
上記表中の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
 - ⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
 - ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑨新株予約権の取得条項
上記4.に準じて決定する。

第6回新株予約権（平成26年7月18日臨時株主総会決議及び平成26年12月5日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年8月31日)
新株予約権の数(個)	11,000	11,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,000	33,000 (注) 5.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000	334 (注) 5.
新株予約権の行使期間	自 平成26年12月10日 至 平成31年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,000 資本組入額 500	発行価格 334 資本組入額 167 (注) 5.
新株予約権の行使の条件	(注) 3.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会 の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 6.	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社と協力関係を有することを要する。
- (2) 新株予約権者が合併（新株予約権者が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割又は新設分割をした場合、新株予約権を包括承継した者による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- (3) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (4) 新株予約権者が当社と協力関係を有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

- (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (3) 当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。
5. 平成28年6月7日開催の取締役会決議により、平成28年7月1日付で、株式分割(1:3)を行った結果、本書提出日の前月末現在において、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の行使価額及び新株予約権の行使により発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、上記2.で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤新株予約権を使用することができる期間
上記表中の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を使用することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表中の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を使用することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使の条件
上記表中の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
 - ⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
 - ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑨新株予約権の取得条項
上記4.に準じて決定する。

第7回新株予約権（平成26年7月18日臨時株主総会決議）

第7回新株予約権は、平成27年5月15日付で、取締役会決議によりすべて消滅しております。

第8回新株予約権（平成27年3月27日定時株主総会決議及び平成27年6月19日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年8月31日)
新株予約権の数(個)	43,248	39,709 (注) 5.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	43,248	119,127 (注) 5. 6.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,500	1,167 (注) 6.
新株予約権の行使期間	自 平成27年7月2日 至 平成37年3月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,500 資本組入額 1,750	発行価格 1,167 資本組入額 584 (注) 6.
新株予約権の行使の条件	(注) 3.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7.	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- (3) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (4) 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることができない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- (5) 上記新株予約権の行使期間にかかるわらず、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めにより、平成29年7月2日以降に限り、権利行使することができる。

- (6) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- (1) 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
- ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (3) 当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。
5. 新株予約権の数は、平成27年6月19日付取締役会決議による43,248個から、退職の理由により平成28年6月7日開催の取締役会決議において新株予約権3,539個を同日付で権利消滅しており、本書提出日の前月末現在の新株予約の目的となる株式の数は119,127株に減少しております。
6. 平成28年6月7日開催の取締役会決議により、平成28年7月1日付で、株式分割(1:3)を行った結果、本書提出日の前月末現在において、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の行使価額及び新株予約権の行使により発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。
7. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
　残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
　再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
　組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1.に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　交付される新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、上記2.で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記③に従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
　上記表中の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記表中の新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使の条件
　上記表中の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
- ⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
　新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
　譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑨新株予約権の取得条項
　上記4.に準じて決定する。

第9回新株予約権（平成27年12月18日臨時株主総会決議及び平成28年1月4日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年8月31日)
新株予約権の数(個)	—	20,812 (注) 5.
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	62,436 (注) 5. 6.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	1,167 (注) 6.
新株予約権の行使期間	—	自 平成28年1月6日 至 平成37年12月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 1,167 資本組入額 584 (注) 6.
新株予約権の行使の条件	—	(注) 3.
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- (3) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (4) 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることができない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- (5) 上記新株予約権の行使期間にかかるわらず、税制適格に該当するものについては、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めにより、平成30年1月6日以降に限り、権利行使することができる。
- (6) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 - (1) 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - (3) 当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。
5. 新株予約権の数は、平成28年1月4日付取締役会決議による23,320個から、退職の理由により平成28年6月7日開催の取締役会決議において新株予約権2,508個が同日付で権利消滅しており、本書提出日の前月末現在の新株予約権の目的となる株式の数は62,436株に減少しております。
6. 平成28年6月7日開催の取締役会決議により、平成28年7月1日付で、株式分割(1:3)を行った結果、本書提出日の前月末現在において、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の行使価額及び新株予約権の行使により発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

第10回新株予約権（平成27年12月18日臨時株主総会決議及び平成28年1月4日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年8月31日)
新株予約権の数(個)	—	7,200
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	21,600 (注) 5.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	1,167 (注) 5.
新株予約権の行使期間	—	自 平成28年1月6日 至 平成33年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 1,167 資本組入額 584 (注) 5.
新株予約権の行使の条件	—	(注) 3.
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社と協力関係を有することを要する。
- (2) 新株予約権者が合併（新株予約権者が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割又は新設分割をした場合、新株予約権を包括承継した者による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- (3) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (4) 新株予約権者が当社と協力関係を有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- (5) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権者が当社と協力関係を有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

- (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (3) 当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。
5. 平成28年6月7日開催の取締役会決議により、平成28年7月1日付で、株式分割(1:3)を行った結果、本書提出日の前月末現在において、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の行使価額及び新株予約権の行使により発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

第11回新株予約権（平成27年12月18日臨時株主総会決議及び平成28年7月15日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年8月31日)
新株予約権の数(個)	—	45,700
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	137,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	1,167
新株予約権の行使期間	—	自 平成28年7月20日 至 平成37年12月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 1,167 資本組入額 584
新株予約権の行使の条件	—	(注) 3.
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、3株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

- (2) 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- (3) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (4) 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- (5) 上記新株予約権の行使期間にかかるわらず、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めにより、平成30年7月20日以降に限り、権利行使することができる。
- (6) 上記行使の条件の規定にかかるわらず、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めにより、特定の日において、当該特定の日を含む直前20営業日（当社の普通株式の普通取引が成立しない日を除く。）の時価総額（次式によって算出する。）の平均値が初めて500億円を超過することとなった場合、当該特定の日以降に限り、権利行使することができるものとする。

$$\text{時価総額} = \left[\frac{\text{当社の発行済普通株式総数}}{\text{当社が保有する普通株式総数}} + \frac{\text{当社の潜在普通株式総数}}{\text{通株式に係る自己株式数}} \right] \times \frac{\text{の普通取引の終値}}{\text{株式数}}$$

なお、上記算式において「当社の潜在普通株式総数」とは、発行済みの当社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の目的である当社の普通株式の総数をいう。

- (7) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (3) 当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

第12回新株予約権（平成27年12月18日臨時株主総会決議及び平成28年7月15日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年8月31日)
新株予約権の数(個)	—	9,602
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	28,806
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	1,167
新株予約権の行使期間	—	自 平成28年7月20日 至 平成37年12月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 1,167 資本組入額 584
新株予約権の行使の条件	—	(注) 3.
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、3株である。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- (3) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (4) 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- (5) 上記新株予約権の行使期間にかかるわらず、税制適格に該当するものについては、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めにより、平成30年7月20日以降に限り、権利行使することができる。
- (6) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- (3) 当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年 7月25日 (注) 1.	普通株式 46	普通株式 590	2,357	51,057	—	5,500
平成24年 9月 4日 (注) 2.	普通株式 △50 A種優先株式 50	普通株式 540 A種優先株式 50	—	51,057	—	5,500
平成24年 9月28日 (注) 3.	B種優先株式 69	普通株式 540 A種優先株式 50 B種優先株式 69	103,500	154,557	103,500	109,000
平成25年 3月22日 (注) 4.	普通株式 △2 A種優先株式 2	普通株式 538 A種優先株式 52 B種優先株式 69	—	154,557	—	109,000
平成25年 4月30日 (注) 5.	普通株式 1,613,462 A種優先株式 155,948 B種優先株式 206,931	普通株式 1,614,000 A種優先株式 156,000 B種優先株式 207,000	—	154,557	—	109,000
平成25年12月30日 (注) 6.	普通株式 12,000	普通株式 1,626,000 A種優先株式 156,000 B種優先株式 207,000	6,000	160,557	6,000	115,000
平成26年 1月 6日 (注) 7.	普通株式 2,000	普通株式 1,628,000 A種優先株式 156,000 B種優先株式 207,000	1,000	161,557	1,000	116,000

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年 7月25日 (注) 8.	C種優先株式 107,109	普通株式 1,628,000 A種優先株式 156,000 B種優先株式 207,000 C種優先株式 107,019	211,004	372,562	211,004	327,004
平成26年 8月29日 (注) 9.	C種優先株式 12,691	普通株式 1,628,000 A種優先株式 156,000 B種優先株式 207,000 C種優先株式 119,800	25,001	397,563	25,001	352,006
平成27年 4月 3日 (注) 10.	D種優先株式 69,769	普通株式 1,628,000 A種優先株式 156,000 B種優先株式 207,000 C種優先株式 119,800 D種優先株式 69,769	150,003	547,566	150,003	502,009
平成28年 6月 7日 (注) 11.	A種優先株式 △156,000 B種優先株式 △207,000 C種優先株式 △119,800 D種優先株式 △69,769 普通株式 552,569	普通株式 2,180,569	—	547,566	—	502,009
平成28年 7月 1日 (注) 12.	普通株式 4,361,138	普通株式 6,541,707	—	547,566	—	502,009

(注) 1. 新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 普通株式からA種優先株式への転換

3. 有償第三者割当増資

割当先 ブログビジネスファンド投資事業有限責任組合、Globis Fund III, L.P.、
Globis Fund III(B), L.P.

発行価格 3,000,000円

資本組入額 1,500,000円

4. 普通株式からA種優先株式への転換

5. 株式分割(1:3,000)によるものであります。

6. 有償第三者割当増資

割当先 佐久間衡、夏野剛、有限会社ネオローグ

発行価格 1,000円

資本組入額 500円

7. 有償第三者割当増資

割当先 株式会社ウエスト・プラニング

発行価格 1,000円

資本組入額 500円

8. 有償第三者割当増資

割当先 テクノロジーベンチャーズ3号投資事業有限責任組合、YJ1号投資事業組合、

Globis Fund III, L.P.、Globis Fund III (B), L.P.、

GMO VenturePartners 3投資事業有限責任組合、マネックスベンチャーズ株式会社、

三菱UFJキャピタル4号投資事業有限責任組合、

SMB Cベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合、株式会社新生銀行

発行価格 3,940円

資本組入額 1,970円

9. 有償第三者割当増資

割当先 株式会社講談社

発行価格 3,940円

資本組入額 1,970円

10. 有償第三者割当増資

割当先 マネックスベンチャーズ株式会社、Globis Fund III, L.P.、Globis Fund III (B), L.P.、

テクノロジーベンチャーズ3号投資事業有限責任組合、

GMO VenturePartners 3投資事業有限責任組合

発行価格 4,300円

資本組入額 2,150円

11. 定款に基づきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式の取得条項を行使したことにより、平成28年6月7日付でA種優先株式156,000株、B種優先株式207,000株、C種優先株式119,800株、D種優先株式69,769株を自己株式として取得し、その対価として普通株式をそれぞれ156,000株、207,000株、119,800株、69,769株交付しております。また、同日の取締役会決議により、同日付で自己株式として保有するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式をすべて消却しております。

12. 株式分割（1：3）によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成28年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	1	—	11	3	—	9	24	
所有株式数 (単元)	—	154	—	9,032	10,625	—	45,600	65,411	
所有株式数 の割合(%)	—	0.24	—	13.81	16.24	—	69.71	100.00	

(注) 平成28年6月16日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,541,100	65,411	1 (1) ②「発行済株式」の「内容」に記載のとおりであります。
単元未満株式	普通株式 607	—	—
発行済株式総数	6,541,707	—	—
総株主の議決権	—	65,411	—

(注) 平成28年6月16日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

①第3回新株予約権（平成21年7月24日取締役会決議）

決議年月日	平成21年7月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本書提出日現在におきましては、付与対象者は退職により1名減少し、1名であります。

②第4回新株予約権（平成25年5月3日取締役会決議）

決議年月日	平成25年5月3日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 26
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本書提出日現在におきましては、付与対象者は退職等により7名減少し、当社取締役1名、当社従業員19名であります。

③第5回新株予約権（平成26年4月28日取締役会決議）

決議年月日	平成26年4月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社監査役 1 当社従業員 47
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本書提出日現在におきましては、付与対象者は退職等により14名減少し、また、当社監査役が当社従業員に区分が変更されており、当社取締役2名、当社従業員34名であります。

④第6回新株予約権（平成26年12月5日取締役会決議）

決議年月日	平成26年12月5日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑤第8回新株予約権（平成27年6月19日取締役会決議）

決議年月日	平成27年6月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 71
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本書提出日現在におきましては、付与対象者は退職により7名減少し、64名であります。

⑥第9回新株予約権（平成28年1月4日取締役会決議）

決議年月日	平成28年1月4日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の監査役 1 当社の従業員 16 当社子会社の従業員 20
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 本書提出日現在におきましては、付与対象者は退職により当社の従業員が4名減少し、当社監査役1名、当社従業員12名、当社子会社の従業員20名であります。

⑦第10回新株予約権（平成28年1月4日取締役会決議）

決議年月日	平成28年1月4日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑧第11回新株予約権（平成28年7月15日取締役会決議）

決議年月日	平成28年7月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員 19 当社子会社の取締役 4 当社子会社の従業員 11
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

⑨第12回新株予約権（平成28年7月15日取締役会決議）

決議年月日	平成28年7月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の従業員 10 当社子会社の従業員 8
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第1号及び第4号に該当するA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、及びD種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
最近事業年度における取得自己株式 (平成27年1月1日～平成27年12月31日)	—	—
最近期間における取得自己株式	A種優先株式 156,000 B種優先株式 207,000 C種優先株式 119,800 D種優先株式 69,769	—

(注) 当社は平成28年6月7日付で、定款に基づきA種優先株式のすべて(156,000株)、B種優先株式のすべて(207,000株)、C種優先株式のすべて(119,800株)、D種優先株式のすべて(69,769株)を自己株式として取得し、対価として普通株式(552,569株)を交付しております。また、取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式については、平成28年6月7日付の取締役会決議により、同日付ですべて消却しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	株式の種類	最近事業年度		最近期間	
		株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	A種優先株式	—	—	156,000 (注) 1.	—
	B種優先株式	—	—	207,000 (注) 2.	—
	C種優先株式	—	—	119,800 (注) 3.	—
	D種優先株式	—	—	69,769 (注) 4.	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—	—
その他(—)	—	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—	—

- (注) 1. 平成28年6月7日開催の取締役会決議により、同日付で当該A種優先株式をすべて消却しております。
 2. 平成28年6月7日開催の取締役会決議により、同日付で当該B種優先株式をすべて消却しております。
 3. 平成28年6月7日開催の取締役会決議により、同日付で当該C種優先株式をすべて消却しております。
 4. 平成28年6月7日開催の取締役会決議により、同日付で当該D種優先株式をすべて消却しております。

3 【配当政策】

当社は、更なる財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題の一つとして位置づけております。そのため、現時点においては内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資を積極的に行っていくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。しかしながら、当社は株主への利益還元も重要な経営課題であると認識しており、将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討して参る方針ですが、現時点において配当実施の可能性及び、その実施時期につきましては未定であります。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした事業原資として利用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取り締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性 6 名、女性 1 名（役員のうち女性の比率14.3%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役	社長 (共同経営者)	新野 良介	昭和52年11月24日	平成14年 4月 平成19年 4月 平成20年 9月 平成28年 3月	三井物産株式会社入社 UBS証券株式会社入社 当社代表取締役（現任） 上海優則倍思信息科技有限公司 董事長（現任）	(注) 3.	1,854,000
代表取締役	社長 (共同経営者)	梅田 優祐	昭和56年 4月26日	平成16年 4月 平成19年 2月 平成20年 4月 平成27年 4月	株式会社コーポレイトディレクション入社 UBS証券株式会社入社 当社設立 代表取締役（現任） 株式会社ニューズピックス設立 代表取締役（現任）	(注) 3.	1,854,000
取締役	COO	稻垣 裕介	昭和56年 5月12日	平成16年 4月 平成20年 4月	アビームコンサルティング株式会社入社 当社取締役（現任）	(注) 3.	648,000
取締役	—	松本 大	昭和38年12月19日	昭和62年 4月 平成 2年 4月 平成 6年 11月 平成11年 4月 平成16年 8月 平成17年 5月 平成20年 6月 平成20年 6月 平成22年 6月 平成23年 6月 平成25年 6月 平成25年11月 平成27年11月 平成28年 6月 平成28年 8月	ソロモン・ブラザーズ・アジア 証券会社入社 ゴールドマン・サックス証券会 社入社 ゴールドマン・サックス・グル ープ、L.P.ゼネラルパートナー 株式会社マネックス（旧マネッ クス証券株式会社）代表取締役 マネックス・ビーンズ・ホール ディングス株式会社（現マネッ クスグループ株式会社）代表取 締役社長 マネックス・ビーンズ証券株式 会社（現マネックス証券株式会 社）代表取締役社長 株式会社東京証券取引所取締役 株式会社新生銀行取締役 株式会社カカクコム取締役（現 任） TradeStation Group, Inc.取 締役会長（現任） マネックスグループ株式会社取 締役会長兼代表執行役社長（現 任） 株式会社ジェイアイエヌ取締役 （現任） マネックス証券株式会社代表取 締役会長（現任） MasterCard Incorporated取締役 （現任） 当社外取締役（現任）	(注) 4.	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
常勤監査役	—	嶋田 敬子	昭和55年9月18日	平成16年12月 平成20年10月 平成23年10月 平成26年10月 平成27年8月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入社 明豊ファシリティワークス株式会社入社 清和監査法人入社 SCS国際コンサルティング株式会社/SCS国際税理士法人入社 当社社外監査役（現任） 株式会社ニューズピックス監査役（現任）	(注) 5.	—
監査役	—	琴坂 将広	昭和57年1月14日	平成16年9月 平成25年4月 平成27年4月 平成28年3月 平成28年4月	マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク入社 立命館大学経営学部准教授 株式会社アビリッツ社外取締役（現任） 当社社外監査役（現任） 慶應義塾大学総合政策学部准教授（現任）	(注) 5.	—
監査役	—	松本 真輔	昭和45年4月17日	平成9年4月 平成15年3月 平成17年1月 平成21年12月 平成22年3月 平成24年6月 平成26年4月 平成28年2月 平成28年3月	西村総合法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）入所 ニューヨーク州弁護士登録 中村・角田・松本法律事務所パートナー（現任） 日本オープンエンド不動産投資法人監督役員（現任） 株式会社大塚家具社外監査役 株式会社エスエルディー社外監査役（現任） 早稲田大学大学院法務研究科教授（現任） 株式会社ホープ社外取締役（現任） 当社社外監査役（現任）	(注) 5.	—
計							4,356,000

- (注) 1. 取締役 松本大は、社外取締役であります。
 2. 監査役 嶋田敬子、琴坂将広、松本真輔は、社外監査役であります。
 3. 任期は平成28年6月16日開催の臨時株主総会終結の時から2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までであります。
 4. 任期は平成28年7月15日開催の臨時株主総会終結の時から2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までであります。
 5. 任期は平成28年6月16日開催の臨時株主総会終結の時から4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までであります。
 6. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員の氏名及び担当は以下のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員	岩澤 優	東アジア Sales&Marketingユニット
執行役員	加藤 ミオ	Partnerships, Analysis, Consulting and Translationユニット
執行役員	佐久間 衡	東京 Sales&Marketingユニット
執行役員	竹内 秀行	イノベーション開発
執行役員	村上 未来	管理ユニット

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「企業価値の最大化を達成し、株主、取引先、従業員等のステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、コーポレート・ガバナンスの充実により経営の機動性、透明性及び健全性を高めることが経営の最重要課題であると認識する」との基本的認識とコンプライアンスの重要性をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方として、株主の権利を重視し、また、社会的信頼に応え、持続的成長と発展を遂げていくことが重要であるとの認識に立ち、コーポレート・ガバナンスの強化に努めています。

②会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

イ. 会社の機関の基本説明及び採用理由

当社は会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会及び監査役会を設置するとともに、日常的に業務を監視する役割として内部監査チームを設置し、これら各機関の相互連携により、経営の健全性・効率性を確保できるものと認識しております。

a. 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役4名（うち、社外取締役1名）で構成されております。取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、定款及び法令に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。

また、業務執行は、執行役員5名を選任し、権限移譲した組織運営を行い、取締役を日常業務より分離することで迅速で的確な経営意思決定と業務遂行責任の明確化を可能とする体制作りを推進しております。

b. 監査役及び監査役会

当社の監査役会は3名（うち、社外監査役3名）で構成され、1名が常勤監査役であります。社外監査役には公認会計士及び弁護士をそれぞれ1名含んでおります。監査役は取締役会その他社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。監査役は、監査計画に基づき監査を実施し、監査役会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時監査役会を開催しております。また、内部監査チーム及び会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

c. 経営会議

当社では、下記それぞれの経営会議を開催し、経営の重要事項を共有し、各ユニットからの報告事項が上程されており、経営の透明性を図っております。

会議名	構成員	開催頻度
全社執行役員会議	当社グループの常勤取締役・執行役員・常勤監査役、管理ユニット経理チームリーダー	原則毎月1回
SPEEDA経営会議	「SPEEDA」事業担当の常勤取締役・執行役員・出席を要するものとされたユニット長、常勤監査役	原則毎週1回
NewsPicks経営会議	株式会社ニュースピックスの常勤取締役、常勤監査役、当社グループ管理担当執行役員、その他出席を要するものとされたユニット長	原則毎週1回

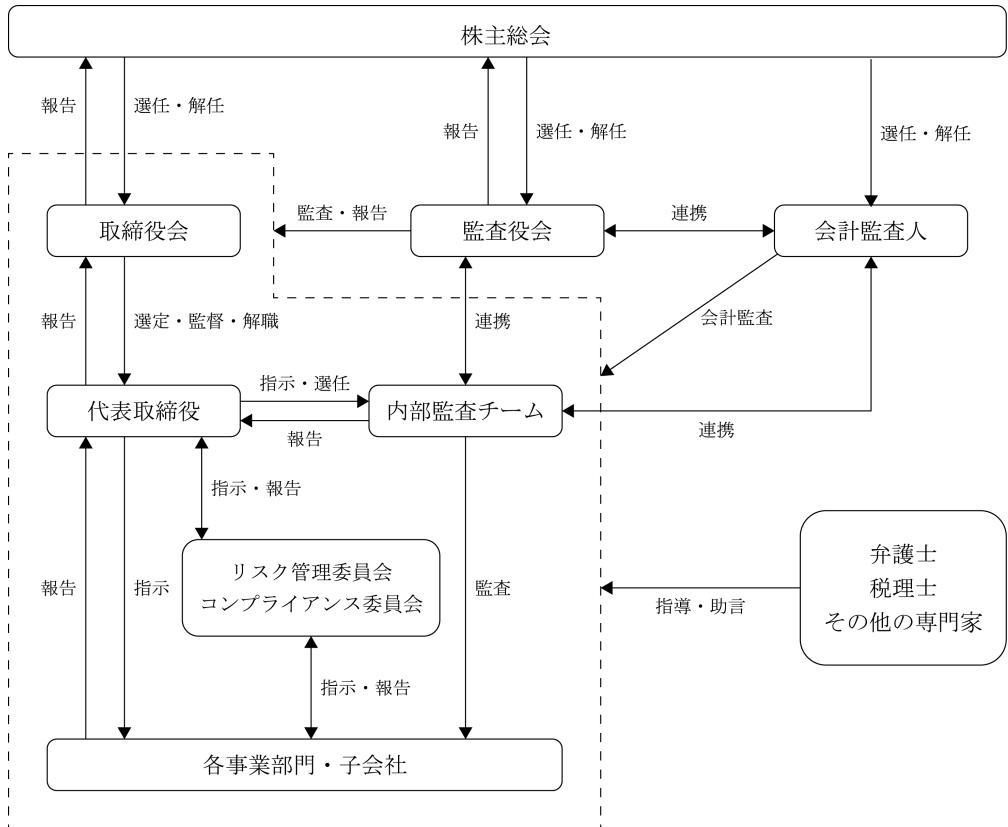
d. 内部監査

当社では、専担部門としての内部監査部門は設置しておりませんが、管理担当執行役員及び代表取締役の承認により指名された内部監査担当者によって編成する組織横断的な内部監査チーム（責任者1名、担当者8名、オブザーバー2名）が内部監査を実施しております。内部監査責任者は、管理ユニットで然るべき責任のある者が担っております。また、自己監査とならないように、内部監査担当者は、自己が所属するチームについて内部監査を実施しております。

e. 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

四、コーポレート・ガバナンス体制



ハ. 内部統制システムの整備状況

当社は、取締役会決議によって「内部統制システムに関する基本方針」を定め、当該方針に基づき、各種社内規程等を整備するとともに規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。また、内部統制システムが有効に機能していることを確認するため、内部監査チームによる内部監査を実施しております。

二. 内部監査及び監査役監査の状況

当社では、管理担当執行役員及び代表取締役の承認により指名された内部監査担当者によって編成する組織横断的な内部監査チームが内部監査を実施しております。内部監査は内部監査規程に基づき、会社の業務運営が法令、定款及び会社の諸規程に準拠して正確に処理され、経営目的達成のために合理的、効果的に運営されているか確認しております。

また、監査役は監査役監査規程及び監査役会規程の定めに基づき、監査計画を策定し、取締役会その他社内会議に出席するほか、各取締役に対する面談等を通じて、取締役の職務執行について監査しております。

さらに、監査役、内部監査チーム及び会計監査人は、定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

ホ. 社外取締役及び社外監査役の状況

当社の取締役4名のうち、1名は社外取締役であります。また、監査役3名は全員社外監査役であります。

当社は、経営監視機能の客観性及び中立性を確保することを目的として、社外取締役及び社外監査役について、高い専門性及び見識等に基づき、客観的、中立的な観点からの助言を期待しております。なお、当社は社外取締役及び社外監査役の選任について、当社からの独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の判断基準等を参考にしており、経歴や当社との関係を踏まえて、会社法に定める要件に該当し、独立性に問題がない人物を社外取締役及び社外監査役として選任しております。

社外取締役松本大は、当社の取引先企業及び当社の株主であるマネックスベンチャーズ株式会社の関係会社の取締役を兼務しておりますが、その他に当社と人的・資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役松本大は、金融事業及びインターネット事業における豊富な経験と、上場企業の経営者としての幅広い見識を有していることから、社外取締役として適任であると判断しております。

社外監査役嶋田敬子は新株予約権590個を保有しておりますが、当社と人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。当社と社外監査役琴坂将広、松本真輔との間には、人的・資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役嶋田敬子は、公認会計士として財務及び会計に関する知見を有しており、その経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。

社外監査役琴坂将広は、豊富な経営管理の知識等があり、経営監視機能の客観性及び中立性を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。

社外監査役松本真輔は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。

へ. 会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。同監査法人又は同監査法人の業務執行社員と当社との間に特別な利害関係はありません。業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりであります。

- 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員・業務執行社員 岡田 雅史 (継続監査年数 2年)

指定有限責任社員・業務執行社員 岩村 篤 (継続監査年数 2年)

- 監査業務における補助者の構成

公認会計士 4名

その他 7名

③リスク管理体制の整備の状況

当社は、管理ユニットが主管部署となり、各ユニットとの情報交換及び情報共有を行うことで、リスクの早期発見と未然防止に努めるとともに、内部通報制度ガイドラインにおいて定めた窓口担当者を通報窓口とする内部通報制度を定めております。組織的又は個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報等について、適正に処理する仕組みを定めることにより、不正行為等に起因する不祥事の未然防止及び早期発見を図っております。

なお、当社ではコンプライアンス規程を制定しており、コンプライアンス規程に違反する事象が発生した場合には、取締役会において指名された取締役COOを委員長とするコンプライアンス委員会を設置することとしております。仮に内部通報が行われた場合、内部通報窓口責任者は通報内容を調査し、内部通報報告書に取り纏めて、コンプライアンス委員会に報告することとしております。

また、当社ではリスク管理規程を制定し、役職員は業務上のリスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、リスクの回避、軽減に必要な措置を講じることとしております。さらに、代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、6ヶ月に1度定期的又は必要がある場合にリスク管理委員会を開催しております。

④役員報酬の内容

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	退職慰労金	
取締役（社外取締役を除く）	22,583	22,583	—	—	—	3
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—	—
社外取締役	—	—	—	—	—	—
社外監査役	4,536	3,776	—	760	—	2

(注) 上記のほか、子会社の取締役を兼務する当社取締役2名については、当該子会社より9,193千円の報酬を受領しております。また、子会社の社外監査役を兼務する当社社外監査役2名については、同社より2,076千円の報酬を受領しております。

ロ. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

二. 役員の報酬等の額の決定に関する基本方針

取締役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役の協議により各取締役の職務と実績に応じて、決定するものとしております。また、監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定するものとしております。

⑤提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社では子会社の業務の適正を確保するために、関係会社管理規程及び関係会社管理運用細則に基づき、子会社の経営情報等を適宜把握できる体制を構築し、子会社の経営状況のモニタリングを行っております。

また、子会社に対する内部監査を実施することで、子会社業務が関係会社管理規程及び関係会社管理運用細則に基づき適正に運営されていることを確認する体制を構築し、業務の適正を確保しております。

⑥株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額

銘柄数 1 銘柄

貸借対照表計上額 1,505千円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

⑦取締役の定数

当社の取締役の定数は7名以内とする旨定款で定めております。

⑧取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款で定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑨株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑩責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役である者を除く）及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令で定める額を限度とする契約を締結することができる旨定款に定めております。当社は、当該定款の規定に基づき、社外取締役1名及び社外監査役3名と責任限定契約を締結しております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑪中間配当の決定機関

当社は会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑫自己株式

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	5,500	—	8,000	2,000
連結子会社	—	—	—	—
計	5,500	—	8,000	2,000

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

最近連結会計年度の前連結会計年度

該当事項はありません。

最近連結会計年度

非監査業務の内容は、株式公開を前提とした決算資料及び申請資料のレビュー業務であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査時間の見積りに基づき監査法人より提示された見積金額を基に、双方協議のうえで管理ユニットにおいて報酬額案を提示し、監査役会の同意を得たうえで、取締役会決議により決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)及び当連結会計年度(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)及び当事業年度(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成28年1月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人、宝印刷株式会社等が主催する各種セミナー等に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	408,480	1,269,136
受取手形及び売掛金	31,769	149,695
前払費用	49,531	72,494
その他	5,312	8,311
流動資産合計	495,093	1,499,637
固定資産		
有形固定資産		
建物	31,241	23,584
減価償却累計額	△8,352	△8,831
建物（純額）	22,889	14,752
工具、器具及び備品	62,209	82,888
減価償却累計額	△30,945	△46,802
工具、器具及び備品（純額）	31,263	36,086
リース資産	—	4,885
減価償却累計額	—	△162
リース資産（純額）	—	4,722
有形固定資産合計	54,153	55,561
無形固定資産		
ソフトウエア	9,252	4,220
無形固定資産合計	9,252	4,220
投資その他の資産		
投資有価証券	※ 4,640	※ 7,608
敷金及び保証金	105,507	79,380
長期前払費用	59,635	37,050
その他	5,405	6,496
投資その他の資産合計	175,189	130,535
固定資産合計	238,595	190,317
資産合計	733,688	1,689,955

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	52,611	74,184
1年内返済予定の長期借入金	36,726	102,567
未払金	70,662	70,407
未払費用	106,462	162,001
未払法人税等	1,814	6,878
繰延税金負債	47	-
前受収益	133,648	205,464
その他	33,403	86,620
流動負債合計	435,376	708,123
固定負債		
長期借入金	81,227	321,321
繰延税金負債	977	43
その他	-	4,089
固定負債合計	82,204	325,454
負債合計	517,581	1,033,578
純資産の部		
株主資本		
資本金	397,563	547,566
資本剰余金	352,006	502,009
利益剰余金	△529,334	△418,598
株主資本合計	220,234	630,977
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	△4,127	△2,543
その他の包括利益累計額合計	△4,127	△2,543
少数株主持分	-	27,943
純資産合計	216,107	656,377
負債純資産合計	733,688	1,689,955

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(平成28年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,482,963
受取手形及び売掛金	122,425
前払費用	78,281
その他	7,224
貸倒引当金	△396
流動資産合計	1,690,498
固定資産	
有形固定資産	51,190
無形固定資産	3,695
投資その他の資産	127,112
固定資産合計	181,998
資産合計	1,872,497
負債の部	
流動負債	
買掛金	84,068
1年内返済予定の長期借入金	112,412
未払金	53,653
未払費用	156,768
未払法人税等	30,035
前受収益	308,857
その他	80,201
流動負債合計	825,996
固定負債	
長期借入金	264,482
繰延税金負債	43
その他	3,568
固定負債合計	268,094
負債合計	1,094,091
純資産の部	
株主資本	
資本金	547,566
資本剰余金	502,009
利益剰余金	△306,613
株主資本合計	742,962
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	10,691
その他の包括利益累計額合計	10,691
非支配株主持分	24,751
純資産合計	778,406
負債純資産合計	1,872,497

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
売上高	1,122,995	1,915,061
売上原価	811,372	1,204,404
売上総利益	311,623	710,656
販売費及び一般管理費	※1 707,597	※1 1,043,501
営業損失（△）	$\triangle 395,974$	$\triangle 332,844$
営業外収益		
受取地代家賃	1,748	1,281
持分法による投資利益	1,924	2,967
その他	1,214	1,692
営業外収益合計	4,887	5,941
営業外費用		
支払利息	1,557	4,161
株式交付費	1,732	2,895
為替差損	1,504	4,671
その他	-	23
営業外費用合計	4,794	11,752
経常損失（△）	$\triangle 395,881$	$\triangle 338,655$
特別利益		
持分変動利益	-	※2 444,333
その他	-	46
特別利益合計	-	444,380
特別損失		
自己新株予約権消却損	-	20,963
その他	-	221
特別損失合計	-	21,185
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（△）	$\triangle 395,881$	84,539
法人税、住民税及び事業税	529	2,507
法人税等調整額	1,025	△981
法人税等合計	1,554	1,526
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失（△）	$\triangle 397,435$	83,012
少数株主損失（△）	-	$\triangle 27,723$
当期純利益又は当期純損失（△）	$\triangle 397,435$	110,736

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失(△)	△397,435	83,012
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△4,436	1,583
その他の包括利益合計	* △4,436	* 1,583
包括利益	△401,872	84,596
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△401,872	112,319
少数株主に係る包括利益	-	△27,723

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)	
売上高	1,378,866
売上原価	626,970
売上総利益	751,896
販売費及び一般管理費	※ 606,835
営業利益	145,060
営業外収益	
持分法による投資利益	5,435
受取補償金	3,200
その他	2,282
営業外収益合計	10,918
営業外費用	
支払利息	3,434
為替差損	19,985
その他	500
営業外費用合計	23,920
経常利益	132,059
特別利益	
固定資産売却益	42
特別利益合計	42
税金等調整前四半期純利益	132,101
法人税、住民税及び事業税	23,308
法人税等合計	23,308
四半期純利益	108,793
非支配株主に帰属する四半期純損失（△）	△3,191
親会社株主に帰属する四半期純利益	111,985

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)	
四半期純利益	108,793
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	13,234
その他の包括利益合計	13,234
四半期包括利益	122,028
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	125,220
非支配株主に係る四半期包括利益	△3,191

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	160,557	115,000	△131,898	143,658	309	309	143,968
当期変動額							
新株の発行	237,006	237,006		474,012			474,012
当期純利益又は当期純損失(△)			△397,435	△397,435			△397,435
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					△4,436	△4,436	△4,436
当期変動額合計	237,006	237,006	△397,435	76,576	△4,436	△4,436	72,139
当期末残高	397,563	352,006	△529,334	220,234	△4,127	△4,127	216,107

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		少數株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	397,563	352,006	△529,334	220,234	△4,127	△4,127	—	216,107
当期変動額								
新株の発行	150,003	150,003		300,006				300,006
当期純利益又は当期純損失(△)			110,736	110,736				110,736
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					1,583	1,583	27,943	29,527
当期変動額合計	150,003	150,003	110,736	410,742	1,583	1,583	27,943	440,269
当期末残高	547,566	502,009	△418,598	630,977	△2,543	△2,543	27,943	656,377

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整後当期純損失(△)	△395,881	84,539
減価償却費	24,143	34,509
敷金償却額	3,013	4,249
受取利息及び受取配当金	△55	△112
支払利息	1,557	4,161
為替差損益(△は益)	△3,230	2,597
持分法による投資損益(△は益)	△1,924	△2,967
持分変動損益(△は益)	—	△444,333
固定資産除売却損益(△は益)	—	174
自己新株予約権消却損	—	20,963
売上債権の増減額(△は増加)	△21,914	△118,101
前払費用の増減額(△は増加)	△16,163	△22,982
長期前払費用の増減額(△は増加)	19,135	22,585
仕入債務の増減額(△は減少)	41,645	31,020
未払金の増減額(△は減少)	23,700	△13,168
未払費用の増減額(△は減少)	43,651	55,928
未払消費税等の増減額(△は減少)	9,199	32,842
未払事業所税の増減額(△は減少)	—	2,702
前受収益の増減額(△は減少)	51,319	72,049
預り金の増減額(△は減少)	446	12,550
その他	617	6,543
小計	△220,739	△214,247
利息及び配当金の受取額	55	112
利息の支払額	△1,606	△4,188
法人税等の還付額	3,391	356
営業活動によるキャッシュ・フロー	△218,898	△217,967
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△53,316	△20,962
有形固定資産の売却による収入	—	345
無形固定資産の取得による支出	△6,229	△1,914
投資有価証券の取得による支出	△1,505	—
差入保証金の差入による支出	△81,416	△4,737
差入保証金の回収による収入	1,953	26,334
その他	—	△629
投資活動によるキャッシュ・フロー	△140,514	△1,563
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	95,000	350,000
長期借入金の返済による支出	△23,802	△44,065
リース債務の返済による支出	—	△170
株式の発行による収入	472,280	298,911
少数株主からの払込みによる収入	—	498,200
自己新株予約権の取得による支出	—	△20,963
財務活動によるキャッシュ・フロー	543,478	1,081,912
現金及び現金同等物に係る換算差額	873	△1,724
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	184,938	860,656
現金及び現金同等物の期首残高	223,541	408,480
現金及び現金同等物の期末残高	※ 408,480	※ 1,269,136

【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
 (自 平成28年1月1日
 至 平成28年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	132,101
減価償却費	15,312
敷金償却額	2,124
貸倒り引当金の増減額（△は減少）	396
受取利息及び受取配当金	△108
支払利息	3,434
為替差損益（△は益）	21,050
持分法による投資損益（△は益）	△5,435
固定資産除売却損益（△は益）	△42
売上債権の増減額（△は増加）	25,698
前払費用の増減額（△は増加）	△6,162
長期前払費用の増減額（△は増加）	10,600
仕入債務の増減額（△は減少）	9,884
未払金の増減額（△は減少）	△12,255
未払費用の増減額（△は減少）	△3,838
未払消費税等の増減額（△は減少）	△7,891
前受収益の増減額（△は減少）	105,457
預り金の増減額（△は減少）	7,826
その他	△3,638
小計	294,514
利息及び配当金の受取額	108
利息の支払額	△3,429
法人税等の還付額	△615
営業活動によるキャッシュ・フロー	290,578
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△9,967
有形固定資産の売却による収入	64
無形固定資産の取得による支出	△2,190
差入保証金の差入による支出	△5,308
その他	△376
投資活動によるキャッシュ・フロー	△17,778
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△46,994
リース債務の返済による支出	△513
財務活動によるキャッシュ・フロー	△47,507
現金及び現金同等物に係る換算差額	△11,464
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	213,826
現金及び現金同等物の期首残高	1,269,136
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 1,482,963

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

前連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

(1) 連結子会社の数

2社

(2) 連結子会社の名称

Uzabase Hong Kong Limited

Uzabase Asia Pacific Pte. Ltd.

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

1社

(2) 関連会社の名称

ピッヂネス株式会社

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 4年

工具、器具及び備品 4～15年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～5年）に基づいております。

③長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

なお、当連結会計年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

(1) 連結子会社の数

4 社

(2) 連結子会社の名称

株式会社ニューズピックス

Uzabase Hong Kong Limited

Uzabase Asia Pacific Pte. Ltd.

上海優則倍思信息科技有限公司

(3) 連結の範囲の変更

第1四半期連結会計期間より、新たに設立した上海優則倍思信息科技有限公司を連結の範囲に含めております。また、第2四半期連結会計期間より、新設分割により新たに設立した株式会社ニューズピックスを連結の範囲に含めております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数

1 社

(2) 関連会社の名称

ピッチネス株式会社

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 4年

工具、器具及び備品 4～15年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

なお、当連結会計年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

- ・「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)
- ・「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)
- ・「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成25年9月13日)
- ・「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日)

(1) 概要

本会計基準等は、①子会社株式の追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、②取得関連費用の取扱い、③当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更、④暫定的な会計処理の取扱いを中心に改正されたものです。

(2) 適用予定日

平成28年12月期の期首より適用予定です。なお、暫定的な会計処理の取扱いについては、平成28年12月期の期首以後実施される企業結合から適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中です。

(表示方法の変更)

前連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

下記の表示方法の変更に関する注記は、連結財務諸表規則附則第2項の規定に基づき、平成27年12月期における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

平成27年1月1日に開始する連結会計年度(翌連結会計年度)より、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「預り金の増減額(△は減少)」は、重要性が増したため、独立掲記することとしております。連結財務諸表規則附則第2項の規定に基づき、この表示方法の変更を反映させるため、当連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた1,064千円は、「預り金の増減額(△は減少)」446千円、「その他」617千円として組み替えております。

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「預り金の増減額(△は減少)」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた1,064千円は、「預り金の増減額(△は減少)」446千円、「その他」617千円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※ 関連会社に対するもの

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
投資有価証券	3,135千円	6,103千円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
給料及び手当	146,965千円	241,391千円
広告宣伝費	100,902〃	191,546〃

※2 持分変動利益

前連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

当連結会計年度の持分変動利益は、当社の連結子会社である株式会社ニュースピックスにおける、第三者割当增资によるものです。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	△4,436千円	1,583千円
組替調整額	—	—
税効果調整前	△4,436〃	1,583〃
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	△4,436〃	1,583〃
その他の包括利益合計	△4,436〃	1,583〃

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,626,000	2,000	—	1,628,000
A種優先株式(株)	156,000	—	—	156,000
B種優先株式(株)	207,000	—	—	207,000
C種優先株式(株)	—	119,800	—	119,800

(変動事由の概要)

第三者割当増資により、普通株式が2,000株、C種優先株式が119,800株増加しております。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	1,628,000	—	—	1,628,000
A種優先株式(株)	156,000	—	—	156,000
B種優先株式(株)	207,000	—	—	207,000
C種優先株式(株)	119,800	—	—	119,800
D種優先株式(株)	—	69,769	—	69,769

(変動事由の概要)

第三者割当増資により、D種優先株式が69,769株増加しております。

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
現金及び預金	408,480千円	1,269,136千円
現金及び現金同等物	408,480千円	1,269,136千円

(リース取引関係)

前連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

・有形固定資産 本社における複合機(工具、器具及び備品)であります。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な運転資金を銀行借入により調達しております。また、一時的な余剰資金は預金で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に建物の賃借時に差し入れているものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

買掛金、未払金及び未払費用は、ほとんど1年以内の支払期日であります。長期借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。また、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っております。敷金及び保証金については、必要に応じて担当部署がモニタリングを行い、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク低減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各グループ企業からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性を管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください)。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	408,480	408,480	—
(2) 受取手形及び売掛金	31,769	31,769	—
(3) 敷金及び保証金	74,944	58,145	△16,798
資産計	515,194	498,395	△16,798
(1) 買掛金	52,611	52,611	—
(2) 未払金	70,662	70,662	—
(3) 未払費用	106,462	106,462	—
(4) 未払法人税等	1,814	1,814	—
(5) 長期借入金 (※)	117,953	117,950	△2
負債計	349,504	349,501	△2

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

これらの時価は、期末から返還までの見積り期間に基づき、将来キャッシュ・フロー（資産除去債務の履行により最終的に回収が見込めない金額控除後）を国債の利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額
(単位:千円)

区分	平成26年12月31日
関係会社株式	3,135
非上場株式	1,505
敷金及び保証金	30,562

関係会社株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

また、敷金及び保証金の一部については返還期限の合理的な見積が困難なことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)敷金及び保証金」に含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	408,480	—	—	—
受取手形及び売掛金	31,769	—	—	—
敷金及び保証金	—	74,944	—	—
合計	440,249	74,944	—	—

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	36,726	35,796	26,996	13,185	5,250	—
合計	36,726	35,796	26,996	13,185	5,250	—

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な運転資金を銀行借入により調達しております。また、一時的な余剰資金は預金で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、主に建物の賃借時に差し入れているものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

買掛金、未払金及び未払費用は、ほとんど1年以内の支払期日であります。長期借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。また、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っております。敷金及び保証金については、必要に応じて担当部署がモニタリングを行い、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各グループ企業からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性を管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください)。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,269,136	1,269,136	—
(2) 受取手形及び売掛金	149,695	149,695	—
(3) 敷金及び保証金	70,694	58,294	△12,400
資産計	1,489,526	1,477,126	△12,400
(1) 買掛金	74,184	74,184	—
(2) 未払金	70,407	70,407	—
(3) 未払費用	162,001	162,001	—
(4) 未払法人税等	6,878	6,878	—
(5) 長期借入金 (※)	423,888	426,036	2,148
負債計	737,359	739,507	2,148

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

これらの時価は、期末から返還までの見積り期間に基づき、将来キャッシュ・フロー（資産除去債務の履行により最終的に回収が見込めない金額控除後）を国債の利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	平成27年12月31日
関係会社株式	6,103
非上場株式	1,505
敷金及び保証金	8,686

関係会社株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

また、敷金及び保証金の一部については返還期限の合理的な見積が困難なことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 敷金及び保証金」に含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,269,136	—	—	—
受取手形及び売掛金	149,695	—	—	—
敷金及び保証金	—	70,694	—	—
合計	1,418,832	70,694	—	—

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	102,567	104,012	90,201	82,266	44,842	—
合計	102,567	104,012	90,201	82,266	44,842	—

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度(平成26年12月31日)

非上場株式（連結貸借対照表計上額 1,505千円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額 3,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当連結会計年度(平成27年12月31日)

非上場株式（連結貸借対照表計上額 1,505千円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額 6,103千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

当社は、退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

当社は、退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしておりません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成26年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成25年4月30日に1株を3,000株、平成28年7月1日に1株を3株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成21年 7月24日臨時株主総会 第3回新株予約権 (ストック・オプション)	平成25年 5月 3日臨時株主総会 第4回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 2名	当社取締役 1名 当社従業員 26名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 90,000株	普通株式 97,965株
付与日	平成21年 7月30日	平成25年 5月 4日
権利確定条件		<p>①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について、「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。なお、上記但書にかかるわらず、会社は取締役会の決議によって取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めることができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。</p> <p>②本新株予約権の要項に定める企業再編を行うときに、当該企業再編にかかる契約書又は計画において、本新株予約権の権利者に対して本新株予約権に代わる再編会社の新株予約権を交付するが定められなかった場合には、かかる場合に会社法に基づく本新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午において、本新株予約権は行使できなくなるものとする。</p> <p>③本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。</p> <p>④新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</p>

権利確定条件	<p>④権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数（会社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍）でなければならず、1株（会社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数）未満の部分については株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。</p> <p>⑤権利者は会社の株式の最初の証券取引所への上場日より3年間は本新株予約権の行使は行うことができないものとする。但し、会社の取締役会の決議により、本上場日より3年以内の行使が認められた場合には権利者は本取締役会決議に従い本新株予約権の行使を行うことができる。</p>	
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	平成21年7月30日～平成31年7月29日	平成25年5月5日～平成35年5月3日

(注) 第3回新株予約権の権利確定条件の②については、平成27年3月27日開催の定時株主総会にて当該規定を削除しております、④及び⑤については、平成28年6月16日開催の臨時株主総会にて当該規定を削除しております。

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成26年3月28日定時株主総会 第5回新株予約権 (ストック・オプション)	平成26年7月18日臨時株主総会 第6回新株予約権 (自社株式オプション)
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2名 当社監査役 1名 当社従業員 47名	社外協力者 1社
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 345,765株	普通株式 33,000株
付与日	平成26年4月30日	平成26年12月9日
権利確定条件	①新株予約権者は、権利行使においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。 ③新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。 ④新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。	①新株予約権者は、権利行使においても、当社と協力関係を有することを要する。 ②新株予約権者が合併（新株予約権者が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割又は新設分割をした場合、新株予約権を包括承継した者による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。 ③新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。 ④新株予約権者が当社と協力関係を有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	平成26年5月1日～平成36年3月28日	平成26年12月10日～平成31年12月31日

会社名	提出会社
決議年月日	平成26年7月18日臨時株主総会 第7回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数（名）	派遣従業員 5名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 10,770株
付与日	平成26年12月9日
権利確定条件	<p>①新株予約権者は、権利行使時ににおいても、当社と協力関係を有することを要する。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</p> <p>③新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>④新株予約権者が当社と協力関係を有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</p>
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	平成26年12月10日～平成36年3月28日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成26年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成21年7月24日臨時株主総会 第3回新株予約権	平成25年5月3日臨時株主総会 第4回新株予約権
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	90,000	97,965
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	90,000	97,965
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成26年3月28日定時株主総会 第5回新株予約権	平成26年7月18日臨時株主総会 第6回新株予約権
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	—	—
付与	345,765	33,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	345,765	33,000
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

会社名	提出会社
決議年月日	平成26年7月18日臨時株主総会 第7回新株予約権
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	—
付与	10,770
失効	—
権利確定	—
未確定残	10,770
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成21年 7月24日 臨時株主総会 第3回新株予約権	平成25年 5月3日 臨時株主総会 第4回新株予約権
権利行使価格（円）	6	278
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（株）	—	—

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成26年 3月28日 定時株主総会 第5回新株予約権	平成26年 7月18日 臨時株主総会 第6回新株予約権
権利行使価格（円）	334	334
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（株）	—	—

会社名	提出会社
決議年月日	平成26年 7月18日 臨時株主総会 第7回新株予約権
権利行使価格（円）	334
行使時平均株価（円）	—
付与日における公正な評価単価（株）	—

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、公正な評価単価を本源的価値により算定しています。また、付与日時点における単位当たりの本源的価値はゼロであるため、公正な評価単価を記載しておりません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1)当連結会計年度末における本源的価値の合計額 —円

(2)当連結会計年度末において権利行使された本源的価値の合計額 —円

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当連結会計年度において、当社及び当社の子会社の従業員に付与していたストック・オプションについて、買取りを行いました。また、これに伴う自己新株予約権消却損20,963千円を特別損失に計上しております。

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、上記のほか、費用計上はしておりません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成27年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成25年4月30日に1株を3,000株、平成28年7月1日に1株を3株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成21年7月24日臨時株主総会 第3回新株予約権 (ストック・オプション)	平成25年5月3日臨時株主総会 第4回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 2名	当社取締役 1名 当社従業員 26名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 90,000株	普通株式 97,965株
付与日	平成21年7月30日	平成25年5月4日
権利確定条件	①本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について、「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議によって取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。 ②本新株予約権の要項に定める企業再編を行うときに、当該企業再編にかかる契約書又は計画において、本新株予約権の権利者に対して本新株予約権に代わる再編会社の新株予約権を交付することが定められなかった場合には、かかる場合に会社法に基づく本新株予約権の買取請求権の行使が可能となる日の前日の正午において、本新株予約権は行使できなくなるものとする。	①新株予約権者は、権利行使時ににおいても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。 ③新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。 ④新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

権利確定条件	<p>③本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。</p> <p>④権利者が1個又は複数の本新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該権利者に対して発行される株式数は整数（会社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数の整数倍）でなければならず、1株（会社が単元株制度を導入した場合は一単元の株式数）未満の部分については株式は割り当てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行わない。</p> <p>⑤権利者は会社の株式の最初の証券取引所への上場日より3年間は本新株予約権の行使は行うことができないものとする。但し、会社の取締役会の決議により、本上場日より3年以内の行使が認められた場合には権利者は本取締役会決議に従い本新株予約権の行使を行うことができる。</p>	
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	平成21年7月30日～平成31年7月29日	平成25年5月5日～平成35年5月3日

(注) 第3回新株予約権の権利確定条件の②については、平成27年3月27日開催の定時株主総会にて当該規定を削除しております、④及び⑤については、平成28年6月16日開催の臨時株主総会にて当該規定を削除しております。

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成26年3月28日定時株主総会 第5回新株予約権 (ストック・オプション)	平成26年7月18日臨時株主総会 第6回新株予約権 (自社株式オプション)
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2名 当社監査役 1名 当社従業員 47名	社外協力者 1社
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 345,765株	普通株式 33,000株
付与日	平成26年4月30日	平成26年12月9日
権利確定条件	<p>①新株予約権者は、権利行使においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。但し、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</p> <p>③新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>④新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</p>	
対象勤務期間	期間の定めはありません。	
権利行使期間	平成26年5月1日～平成36年3月28日	
	平成26年12月10日～平成31年12月31日	

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成26年7月18日定時株主総会 第7回新株予約権 (ストック・オプション)	平成27年3月27日定時株主総会 第8回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数（名）	派遣従業員 5名	当社従業員71名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式 10,770株	普通株式 129,744株
付与日	平成26年12月9日	平成27年7月1日
権利確定条件	<p>①新株予約権者は、権利行使時ににおいても、当社と協力関係を有することを要する。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</p> <p>③新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>④新株予約権者が当社と協力関係を有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</p>	<p>①新株予約権者は、権利行使時ににおいても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。但し、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</p> <p>③新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>④新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。</p>
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	平成26年12月10日～平成36年3月28日	平成27年7月2日～平成37年3月27日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成27年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成21年7月24日臨時株主総会 第3回新株予約権	平成25年5月3日臨時株主総会 第4回新株予約権
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	90,000	97,965
付与	—	—
失効、消却	△45,000	△16,947
権利確定	—	—
未確定残	45,000	81,018
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成26年3月28日定時株主総会 第5回新株予約権	平成26年7月18日臨時株主総会 第6回新株予約権
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	345,765	33,000
付与	—	—
失効、消却	△41,787	—
権利確定	—	—
未確定残	303,978	33,000
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成26年7月18日臨時株主総会 第7回新株予約権	平成27年3月27日定時株主総会 第8回新株予約権
権利確定前（株）		
前連結会計年度末	10,770	—
付与	—	129,744
失効、消却	△10,770	—
権利確定	—	—
未確定残	—	129,744
権利確定後（株）		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成21年 7月24日 臨時株主総会 第3回新株予約権	平成25年 5月3日 臨時株主総会 第4回新株予約権
権利行使価格（円）	6	278
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成26年 3月28日 定時株主総会 第5回新株予約権	平成26年 7月18日 臨時株主総会 第6回新株予約権
権利行使価格（円）	334	334
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成26年 7月18日 臨時株主総会 第7回新株予約権	平成27年 3月27日 定時株主総会 第8回新株予約権
権利行使価格（円）	334	1,167
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、公正な評価単価を本源的価値により算定しています。また、付与日時点における単位当たりの本源的価値はゼロであるため、公正な評価単価を記載しておりません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1)当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一円

(2)当連結会計年度末において権利行使された本源的価値の合計額 一円

(税効果会計関係)

前連結会計年度(平成26年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	12,751千円
資産除去債務	2,569 "
未払事業税	457 "
繰越欠損金	156,643 "
その他	244 "
繰延税金資産小計	<u>172,665千円</u>
評価性引当額	<u>△172,665 "</u>
繰延税金資産合計	-千円

繰延税金負債

フリーレント賃料	621千円
その他	403 "
繰延税金負債合計	<u>1,025千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>1,025千円</u>

(注) 繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動負債-繰延税金負債	47千円
固定負債-繰延税金負債	977 "

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成27年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異について、前連結会計年度の38.0%から35.6%に変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

当連結会計年度(平成27年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	5,485千円
資産除去債務	1,599〃
未払事業税	1,414〃
繰越欠損金	255,289〃
その他	874〃
繰延税金資産小計	264,663千円
評価性引当額	△264,663〃
繰延税金資産合計	-千円

繰延税金負債	
在外子会社の減価償却費	43千円
繰延税金負債合計	43千円
繰延税金負債の純額	43千円

(注) 繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動負債－繰延税金負債	-千円
固定負債－繰延税金負債	43〃

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.6%
(調整)	
持分変動利益	△187.3%
持分法による投資利益	△1.3%
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.2%
住民税均等割等	3.0%
税率変更による影響	35.1%
評価性引当額の増減	98.4%
在外子会社の税率差異	14.1%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.8%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から、平成28年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成29年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%になります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

4. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から、平成29年1月1日に開始する連結会計年度及び平成30年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成31年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%になります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. 共通支配下の取引等（連結子会社の新設分割）

事業運営の効率化を図るために、平成27年4月1日付で株式会社ユーザベースが運営していた「NewsPicks」事業の開発及び運営業務を新設分割しました。

当該会社分割の概要は以下のとおりであります。

(1)取引の概要

①対象となった事業の名称及び内容

事業の名称： 「NewsPicks」事業

事業の内容： ソーシャル機能も兼ね備えた経済ニュースプラットフォームの開発及び運営

②企業結合日

平成27年4月1日

③企業結合の法的形式

株式会社ユーザベースを分割会社とし、株式会社ニュースピックスを承継会社とする新設分割

④結合後企業の名称及び概要

商号 株式会社ニュースピックス

代表者 代表取締役社長 梅田 優祐

住所 東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号

資本金 500千円

事業内容 「NewsPicks」事業

決算期 12月31日

⑤取引の目的を含む取引の概要

グループの資源配分の最適化と収益力の強化を図り、企業価値を向上させることを目的として株式会社ユーザベースで開発及び運営していた「NewsPicks」事業を株式会社ニュースピックスに会社分割しました。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を見込まれる入居期間に基づいて算出し、費用計上する方法によっております。

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を見込まれる入居期間に基づいて算出し、費用計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、提供するサービスの特性から、「SPEEDA」事業及び「NewsPicks」事業の2つを報告セグメントとしております。

「SPEEDA」事業は、企業・産業分析を行う際に必要となる情報（財務データ、統計データ、分析レポートなど）を当社が運営するWEB上のプラットフォーム「SPEEDA」を通じて金融機関、各種事業会社、大学・研究機関等に対して提供しております。「SPEEDA」の利用料として顧客から受領する導入時の初期料金と毎月の定額料金が当社の主な収益源となっております。

「NewsPicks」事業は、ソーシャル機能も兼ね備えた、経済ニュースプラットフォームを提供しております。各種メディアの経済ニュース及び当社の編集・作成した記事をワンストップで閲覧することができます。各業界の専門家のコメントを閲覧したり、自分の意見を発言したり、ニュースを共有することができます。毎月の有料会員からの定額利用料金及び広告の販売が主な収益源となっております。

当社グループは、前連結会計年度末においては「SPEEDA」事業の単一セグメントでありましたが、当連結会計年度より「NewsPicks」事業の重要性が増したため、従来の単一セグメントから「SPEEDA」事業及び「NewsPicks」事業に変更しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の区分方法に基づき作成したものを開示しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益又は損失(△)は、営業利益ベースの数値であります。報告セグメント間の内部収益及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	連結財務諸表 計上額（注）
	「SPEEDA」事業	「NewsPicks」事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,100,871	22,124	1,122,995	-	1,122,995
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	1,100,871	22,124	1,122,995	-	1,122,995
セグメント損失（△）	△181,010	△214,964	△395,974	-	△395,974
セグメント資産	709,426	24,262	733,688	-	733,688
その他の項目					
減価償却費	23,835	307	24,143	-	24,143
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	61,947	1,127	63,075	-	63,075

(注) セグメント損失（△）は、連結財務諸表の営業損失と一致しております。

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、提供するサービスの特性から、「SPEEDA」事業及び「NewsPicks」事業の2つを報告セグメントとしております。

「SPEEDA」事業は、企業・産業分析を行う際に必要となる情報（財務データ、統計データ、分析レポートなど）を当社が運営するWEB上のプラットフォーム「SPEEDA」を通じて金融機関、各種事業会社、大学・研究機関等に対して提供しております。「SPEEDA」の利用料として顧客から受領する導入時の初期料金と毎月の定額料金が当社の主な収益源となっております。

「NewsPicks」事業は、ソーシャル機能も兼ね備えた、経済ニュースプラットフォームを提供しております。各種メディアの経済ニュース及び当社の編集・作成した記事をワンストップで閲覧することができます。各業界の専門家のコメントを閲覧したり、自分の意見を発言したり、ニュースを共有することができます。毎月の有料会員からの定額利用料金及び広告の販売が主な収益源となっております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益又は損失（△）は、営業利益ベースの数値であります。報告セグメント間の内部収益及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1, 2)	連結財務諸表 計上額 (注3)
	「SPEEDA」事業	「NewsPicks」事業	合計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,555,149	359,911	1,915,061	—	1,915,061
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,555,149	359,911	1,915,061	—	1,915,061
セグメント損失 (△)	△7,903	△324,941	△332,844	—	△332,844
セグメント資産	1,335,005	582,192	1,917,198	△227,242	1,689,955
その他の項目					
減価償却費	33,170	1,339	34,509	—	34,509
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	28,024	3,837	31,861	△210	31,650

- (注) 1. セグメント資産の調整額△227,242千円は、セグメント間の債権債務消去等によるものであります。
 2. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△210千円は、セグメント間取引消去によるものであります。
 3. セグメント損失 (△) は、連結財務諸表の営業損失と一致しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
1 株当たり純資産額	△25.11円	44.71円
1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額(△)	△64.87円	17.07円

- (注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できいため、また、1 株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。また、当連結会計年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できいため記載しておりません。
2. 当社は平成28年 7 月 1 日付で普通株式 1 株につき 3 株の割合で株式分割を行っておりますが、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額、1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額を算出しております。
3. 1 株当たり純資産額の算定につきましては、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
4. 1 株当たり当期純利益又は当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額(△)		
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	△397,435	110,736
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は 普通株式に係る当期純損失(△)(千円)	△397,435	110,736
普通株式の期中平均株式数(株)	6,126,813	6,488,949
(うち普通株式数(株))	4,883,919	4,884,000
(うちA種優先株式数(株))	468,000	468,000
(うちB種優先株式数(株))	621,000	621,000
(うちC種優先株式数(株))	153,894	359,400
(うちD種優先株式数(株))	—	156,549
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかつた潜在株式の概要	新株予約権 5 種類 (新株予約権の数162,510個) これらの詳細は、新株予約権の概要は「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権 5 種類 (新株予約権の数182,585個) これらの詳細は、新株予約権の概要は「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

I. ストック・オプション(新株予約権)の発行

当社は平成28年1月4日開催の取締役会において、当社の監査役、当社の従業員並びに当社子会社の従業員に対し、申込者から申込みがあることを条件としてストック・オプションとして発行する第9回新株予約権を割り当てる旨、及び、当社の社外協力者に対し、申込者から申込みがあることを条件としてストック・オプションとして発行する第10回新株予約権を割り当てる旨を決議いたしました。また、平成28年7月15日開催の取締役会において、当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、申込者から申込みがあることを条件としてストック・オプションとして発行する第11回新株予約権及び第12回新株予約権を割り当てる旨を決議いたしました。各新株予約権の募集事項は、以下のとおりあります。

1. 第9回新株予約権の募集事項

(1) 新株予約権の数

23,320個とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、23,320株とし、下記(2)①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。

なお、平成27年12月18日開催の臨時株主総会の決議の日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金3,500円とする。

なお、決議日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

i 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

ii 当社が時価（ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなし。）を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

		新規発行株式数×1株当たり払込金額
	既発行株式数 +	
調整後	調整前	時 價
		行使価額 = 行使価額 ×
		既発行株式数 + 新規発行株式数

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

iii 上記 i 及び ii のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

③ 新株予約権行使することができる期間

平成28年1月6日から平成37年12月18日までとする。

④ 新株予約権の行使の条件

i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

ii 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

iii 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

iv 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 i 記載の資本金等増加限度額から上記 i に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

⑦ 新株予約権の取得条項

i 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

ii 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

(i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

(iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

iii 当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

⑧ 端数の取扱い

新株予約権行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

- (3) 新株予約権の払込金額
新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。
- (4) 新株予約権の割当日
平成28年1月5日
- (5) 新株予約権の割当てを受ける者及び数
当社監査役 1名 590個
当社従業員 16名 10,006個
当社子会社の従業員 20名 12,724個

2. 第10回新株予約権の募集事項

- (1) 新株予約権の数
7,200個とする。
なお、新株予約権行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、7,200株とし、下記(2)①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の数を乗じた数とする。
- (2) 新株予約権の内容
① 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。
なお、平成27年12月18日開催の臨時株主総会の決議の日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金3,500円とする。

なお、決議日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

i 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

ii 当社が時価（ただし、当社普通株式がいざれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみます。）を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}$$

$$\text{既発行株式数} + \text{時価}$$

$$\text{行使価額} = \frac{\text{行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

iii 上記 i 及び ii のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

③ 新株予約権を行使することができる期間

平成28年1月6日から平成33年1月31日までとする。

④ 新株予約権の行使の条件

i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社と協力関係を有することを要する。

ii 新株予約権者が合併（新株予約権者が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割又は新設分割をした場合、新株予約権を包括承継した者による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

iii 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

iv 新株予約権者が当社と協力関係を有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 i 記載の資本金等増加限度額から上記 i に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

⑦ 新株予約権の取得条項

i 新株予約権者が当社と協力関係を有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

ii 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

(i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

(iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

iii 当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

⑧ 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 新株予約権の割当日

平成28年1月5日

(5) 新株予約権の割当てを受ける者及び数

社外協力者 7,200個

3. 第11回新株予約権の募集事項

(1) 新株予約権の数

45,700個とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、137,100株とし、下記(2)①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は3株とする。

なお、平成27年12月18日開催の臨時株主総会の決議の日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,167円とする。

なお、決議日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

i 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

ii 当社が時価（ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなし。）を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

時価

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

iii 上記i及びiiのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

③ 新株予約権行使することができる期間

平成28年7月20日から平成37年12月18日までとする。

④ 新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- ii 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- iii 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- iv 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
- ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

⑦ 新株予約権の取得条項

- i 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
- ii 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- iii 当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

⑧ 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 新株予約権の割当日

平成28年7月19日

(5) 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社従業員	19名	26,200個
当社子会社の取締役	4名	7,400個
当社子会社の従業員	11名	12,100個

4. 第12回新株予約権の募集事項

(1) 新株予約権の数

9,602個とする。

なお、新株予約権を使用することにより交付を受けることができる株式の総数は、28,806株とし、下記(2)①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は3株とする。

なお、平成27年12月18日開催の臨時株主総会の決議の日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,167円とする。

なお、決議日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

i 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{1}}{\text{分割・併合の比率}} \times \text{調整前行使価額}$$

ii 当社が時価（ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなし。）を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}} \times \frac{\text{時価}}{\text{時価}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

iii 上記i及びiiのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

③ 新株予約権行使ができる期間

平成28年7月20日から平成37年12月18日までとする。

④ 新株予約権の行使の条件

i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

ii 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

iii 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

iv 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権による権利行使を認めることができない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥ 謾渡による新株予約権の取得の制限

謹渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

⑦ 新株予約権の取得条項

i 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

ii 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

(i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

(iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

iii 当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

⑧ 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 新株予約権の割当日

平成28年7月19日

(5) 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社従業員 10名 5,348個

当社子会社の従業員 8名 4,254個

II. 優先株式の普通株式との交換並びに自己株式（優先株式）の消却

当社は平成28年6月7日付で、定款に基づきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式について、同日開催の取締役会決議により、同日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得株式数

A種優先株式 156,000株

B種優先株式 207,000株

C種優先株式 119,800株

D種優先株式 69,769株

(2) 交換により交付した普通株式数

普通株式 552,569株

(3) 交付後の発行済普通株式数 2,180,569株

III. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、平成28年6月7日開催の臨時取締役会決議により平成28年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を実施しております。また、平成28年6月16日開催の臨時株主総会において、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数（売買単価）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成28年6月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき3株の割合をもつて分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式総数 2,180,569株

②今回の分割により増加する株式数 4,361,138株

③株式分割後の発行済株式総数 6,541,707株

④株式分割後の発行可能株式総数 26,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成28年7月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度期首に行われたものとして算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(5) 新株予約権の権利行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、平成28年7月1日の効力発生と同時に新株予約権の1株当たりの行使価格を以下のとおり調整しております。

	株主総会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第3回新株予約権	平成21年7月24日	17円	6円
第4回新株予約権	平成25年5月3日	834円	278円
第5回新株予約権	平成26年3月28日	1,000円	334円
第6回新株予約権	平成26年7月18日	1,000円	334円
第8回新株予約権	平成27年3月27日	3,500円	1,167円
第9回新株予約権	平成27年12月18日	3,500円	1,167円
第10回新株予約権	平成27年12月18日	3,500円	1,167円

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当第2四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響額はありません。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取り扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当第2四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。なお、当第2四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表への影響額はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)	
給料及び手当	150,750千円
広告宣伝費	75,109〃
貸倒引当金繰入額	396〃

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係は、次のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)	
現金及び預金	1,482,963千円
現金及び現金同等物	1,482,963千円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結累計期間(自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間(自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期連結損益 計算書計上額 (注2)
	「SPEEDA」事業	「NewsPicks」事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	990,805	388,061	1,378,866	—	1,378,866
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	4,000	4,000	△4,000	—
計	990,805	392,061	1,382,866	△4,000	1,378,866
セグメント利益又は損失 (△)	176,028	△30,968	145,060	—	145,060

(注) 1. 調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。

2. セグメント利益又は損失(△)は四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	17円12銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	111,985
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(千円)	111,985
普通株式の期中平均株式数(株)	6,541,707
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかつた潜在株式 で、前連結会計年度末から重要な変動があつたものの 概要	第9回新株予約権 (株式の数69,960株) 第10回新株予約権 (株式の数21,600株)

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場で
あり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 平成28年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行つており、当連結会計年度の期首に当
該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

I. ストック・オプション（新株予約権）の発行

当社は平成28年7月15日開催の取締役会において、当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、申込者から申込みがあることを条件としてストック・オプションとして発行する第11回新株予約権及び第12回新株予約権を割り当てる旨を決議いたしました。各新株予約権の募集事項は、以下のとおりであります。

1. 第11回新株予約権の募集事項

(1) 新株予約権の数

45,700個とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、137,100株とし、下記(2)①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は3株とする。

なお、平成27年12月18日開催の臨時株主総会の決議の日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,167円とする。

なお、決議日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

i 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{——}}{\text{分割・併合の比率}}$$

ii 当社が時価（ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} & \text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額} \\ & \text{既発行株式数} + \text{——} \\ & \text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \text{時価} \\ & \text{行使価額} = \frac{\text{行使価額} \times \text{——}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{aligned}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る

自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

iii 上記 i 及び ii のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

③ 新株予約権行使することができる期間

平成28年7月20日から平成37年12月18日までとする。

④ 新株予約権の行使の条件

i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

ii 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

iii 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

iv 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることができない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

⑦ 新株予約権の取得条項

i 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

ii 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

(i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

(iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

iii 当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

⑧ 端数の取扱い

新株予約権行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(4) 新株予約権の割当日

平成28年7月19日

(5) 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社従業員 19名 26,200個

当社子会社の取締役 4名 7,400個

当社子会社の従業員 11名 12,100個

2. 第12回新株予約権の募集事項

(1) 新株予約権の数

9,602個とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、28,806株とし、下記(2)①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の数を乗じた数とする。

(2) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は3株とする。

なお、平成27年12月18日開催の臨時株主総会の決議の日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,167円とする。

なお、決議日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

i 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ii 当社が時価（ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみます。）を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$
$$\text{行使価額} = \frac{\text{既發行株式數} \times \text{時価}}{\text{既發行株式數} + \text{新規發行株式數}}$$

上記算式において、「既發行株式數」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

iii 上記i及びiiのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

- ③ 新株予約権を行使することができる期間
平成28年7月20日から平成37年12月18日までとする。
- ④ 新株予約権の行使の条件
- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
 - ii 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
 - iii 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
 - iv 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることができない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- ⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
 - ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
- ⑦ 新株予約権の取得条項
- i 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
 - ii 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - (i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - (ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
 - (iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - iii 当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。
- ⑧ 端数の取扱い
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- (3) 新株予約権の払込金額
新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。
- (4) 新株予約権の割当日
平成28年7月19日
- (5) 新株予約権の割当てを受ける者及び数
当社従業員 10名 5,348個
当社子会社の従業員 8名 4,254個

II. 株式分割

当社は、平成28年6月7日開催の臨時取締役会決議により平成28年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を実施しております。

1. 株式分割の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成28年6月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき3株の割合をもつて分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式総数	2,180,569株
②今回の分割により増加する株式数	4,361,138株
③株式分割後の発行済株式総数	6,541,707株
④株式分割後の発行可能株式総数	26,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成28年7月1日

(4) 新株予約権の権利行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、平成28年7月1日の効力発生と同時に新株予約権の1株当たりの行使価額を以下のとおり調整しております。

	株主総会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第3回新株予約権	平成21年7月24日	17円	6円
第4回新株予約権	平成25年5月3日	834円	278円
第5回新株予約権	平成26年3月28日	1,000円	334円
第6回新株予約権	平成26年7月18日	1,000円	334円
第8回新株予約権	平成27年3月27日	3,500円	1,167円
第9回新株予約権	平成27年12月18日	3,500円	1,167円
第10回新株予約権	平成27年12月18日	3,500円	1,167円

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しております。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	36,726	102,567	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	1,031	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	81,227	321,321	1.7	平成29年1月1日～ 平成32年10月9日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	—	4,089	1.4	平成29年1月2日～ 平成32年10月2日
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	117,953	429,008	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	104,012	90,201	82,266	44,842
リース債務	1,046	1,060	1,075	907

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	334,285	735,583
売掛金	※ 74,016	※ 84,350
前払費用	48,138	64,567
その他	11,516	42,963
流動資産合計	467,957	927,464
固定資産		
有形固定資産		
建物	31,241	23,584
減価償却累計額	△8,352	△8,831
建物（純額）	22,889	14,752
工具、器具及び備品	61,533	77,188
減価償却累計額	△30,828	△44,757
工具、器具及び備品（純額）	30,705	32,431
リース資産	—	4,885
減価償却累計額	—	△162
リース資産（純額）	—	4,722
有形固定資産合計	53,594	51,906
無形固定資産		
ソフトウエア	9,252	4,220
無形固定資産合計	9,252	4,220
投資その他の資産		
関係会社株式	33,208	17,560
敷金及び保証金	99,310	73,262
関係会社貸付金	96,856	326,856
長期前払費用	59,635	37,050
その他	6,910	8,001
貸倒引当金	—	△100,901
投資その他の資産合計	295,921	361,830
固定資産合計	358,768	417,957
資産合計	826,726	1,345,422

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	72,722	64,667
1年内返済予定の長期借入金	36,726	102,567
未払金	92,432	60,786
未払費用	91,172	106,787
未払法人税等	1,814	5,582
繰延税金負債	47	—
預り金	15,354	16,923
前受収益	126,160	196,455
その他	18,048	57,448
流動負債合計	454,479	611,217
固定負債		
長期借入金	81,227	321,321
繰延税金負債	686	—
その他	—	4,089
固定負債合計	81,913	325,410
負債合計	536,393	936,627
純資産の部		
株主資本		
資本金	397,563	547,566
資本剰余金		
資本準備金	352,006	502,009
資本剰余金合計	352,006	502,009
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△459,235	△640,781
利益剰余金合計	△459,235	△640,781
株主資本合計	290,333	408,794
純資産合計	290,333	408,794
負債純資産合計	826,726	1,345,422

② 【損益計算書】

(単位 : 千円)

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
売上高	1,122,995	1,583,718
売上原価	821,377	930,861
売上総利益	301,618	652,857
販売費及び一般管理費	※1 639,943	※1 714,239
営業損失 (△)	<u>△338,324</u>	<u>△61,381</u>
営業外収益		
受取利息	388	2,912
受取地代家賃	※2 1,748	※2 9,919
受取手数料	※2 945	※2 28,104
その他	1,067	1,425
営業外収益合計	<u>4,150</u>	<u>42,361</u>
営業外費用		
支払利息	1,557	4,171
為替差損	4,596	1,387
株式交付費	1,732	1,095
その他	—	16
営業外費用合計	<u>7,886</u>	<u>6,670</u>
経常損失 (△)	<u>△342,060</u>	<u>△25,690</u>
特別利益		
固定資産売却益	—	46
特別利益合計	<u>—</u>	<u>46</u>
特別損失		
自己新株予約権消却損	—	20,963
関係会社株式評価損	—	※3 32,389
関係会社貸倒引当金繰入額	—	※4 100,901
その他	—	91
特別損失合計	<u>—</u>	<u>154,346</u>
税引前当期純損失 (△)	<u>△342,060</u>	<u>△179,989</u>
法人税、住民税及び事業税	529	2,290
法人税等調整額	734	△734
法人税等合計	1,264	1,555
当期純損失 (△)	<u>△343,324</u>	<u>△181,545</u>

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)		当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 労務費		334,992	40.8	371,631	39.9
II 経費	※	486,384	59.2	559,229	60.1
当期売上原価		821,377	100.0	930,861	100.0

(注) ※ 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
業務委託費	203,943	267,997
情報使用料	257,237	283,776

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

(単位：千円)

資本金	株主資本						純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計			
	資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金	利益剰余金合計				
			繙越利益剰余金					
当期首残高	160,557	115,000	115,000	△115,911	△115,911	159,646	159,646	
当期変動額								
新株の発行	237,006	237,006	237,006	-	-	474,012	474,012	
当期純損失(△)	-	-	-	△343,324	△343,324	△343,324	△343,324	
当期変動額合計	237,006	237,006	237,006	△343,324	△343,324	130,687	130,687	
当期末残高	397,563	352,006	352,006	△459,235	△459,235	290,333	290,333	

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

資本金	株主資本						純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計			
	資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金	利益剰余金合計				
			繙越利益剰余金					
当期首残高	397,563	352,006	352,006	△459,235	△459,235	290,333	290,333	
当期変動額								
新株の発行	150,003	150,003	150,003	-	-	300,006	300,006	
当期純損失(△)	-	-	-	△181,545	△181,545	△181,545	△181,545	
当期変動額合計	150,003	150,003	150,003	△181,545	△181,545	118,460	118,460	
当期末残高	547,566	502,009	502,009	△640,781	△640,781	408,794	408,794	

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 4年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～5年）に基づいております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 4年

工具、器具及び備品 4~15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2~5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※ 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
売掛金	43,092千円	41,438千円

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
給料及び手当	113,953千円	184,937千円
広告宣伝費	98,776〃	43,139〃
減価償却費	17,473〃	26,286〃
おおよその割合		
販売費	22.1%	15.9%
一般管理費	77.9〃	84.1〃

※2 関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
受取地代家賃	239千円	9,144千円
受取手数料	945千円	28,104千円

※3 関係会社株式評価損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
Uzabase Hong Kong Limited	—	12,311千円
Uzabase Asia Pacific Pte. Ltd.	—	20,077〃

※4 関係会社貸倒引当金繰入額の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
Uzabase Hong Kong Limited	—	58,360千円
Uzabase Asia Pacific Pte. Ltd.	—	42,541〃

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成26年12月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 32,389千円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 819千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成27年12月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 16,741千円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 819千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度(平成26年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	12,738千円
資産除去債務	2,569 //
未払事業税	457 //
繰越欠損金	148,063 //
その他	139 //
繰延税金資産小計	163,968千円
評価性引当額	△163,968 //
繰延税金資産合計	一千円

繰延税金負債

フリーレント賃料	621千円
その他	112 //
繰延税金負債合計	734千円
繰延税金負債の純額	734千円

(注) 繰延税金負債の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動負債-繰延税金負債	47千円
固定負債-繰延税金負債	686 //

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成27年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.0%から35.6%に変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

当事業年度(平成27年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	5,087千円
資産除去債務	1,599 "
未払事業税	1,088 "
貸倒引当金	32,550 "
関係会社株式評価損	10,448 "
繰越欠損金	153,230 "
その他	741 "
繰延税金資産小計	204,747千円
評価性引当額	△204,747 "
繰延税金資産合計	-千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から、平成28年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成29年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%になります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

4. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から、平成29年1月1日に開始する事業年度及び平成30年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成31年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%になります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

共通支配下の取引等

連結財務諸表の「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

I. ストック・オプション(新株予約権)の発行

当社は平成28年1月4日開催の取締役会において、当社の監査役、当社の従業員並びに当社子会社の従業員に対し、申込者から申込みがあることを条件としてストック・オプションとして発行する第9回新株予約権を割り当てる旨、及び、当社の社外協力者に対し、申込者から申込みがあることを条件としてストック・オプションとして発行する第10回新株予約権を割り当てる旨を決議いたしました。また、平成28年7月15日開催の取締役会において、当社従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、申込者から申込みがあることを条件としてストック・オプションとして発行する第11回新株予約権及び第12回新株予約権を割り当てる旨を決議いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載のとおりであります。

II. 優先株式の取得及び自己株式(優先株式)の消却

当社は平成28年6月7日付で、定款に基づきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式及びD種優先株式について、同日開催の取締役会決議により、同日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得株式数

A種優先株式	156,000株
B種優先株式	207,000株
C種優先株式	119,800株
D種優先株式	69,769株

(2) 交換により交付した普通株式数

普通株式	552,569株
------	----------

(3) 交付後の発行済普通株式数 2,180,569株

III. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、平成28年6月7日開催の臨時取締役会決議により平成28年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を実施しております。また、平成28年6月16日開催の臨時株主総会において、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単価)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成28年6月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき3株の割合をもつて分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式総数	2,180,569株
②今回の分割により増加する株式数	4,361,138株
③株式分割後の発行済株式総数	6,541,707株
④株式分割後の発行可能株式総数	26,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成28年7月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における（1株当たり情報）の各数値はそれ次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
1株当たり純資産額	△11.90円	6.86円
1株当たり当期純損失金額（△）	△56.04円	△27.98円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

(5) 新株予約権の権利行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、平成28年7月1日の効力発生と同時に新株予約権の1株当たりの行使価額を以下のとおり調整しております。

	株主総会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第3回新株予約権	平成21年7月24日	17円	6円
第4回新株予約権	平成25年5月3日	834円	278円
第5回新株予約権	平成26年3月28日	1,000円	334円
第6回新株予約権	平成26年7月18日	1,000円	334円
第8回新株予約権	平成27年3月27日	3,500円	1,167円
第9回新株予約権	平成27年12月18日	3,500円	1,167円
第10回新株予約権	平成27年12月18日	3,500円	1,167円

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

財務諸表等規則第124条の規定に基づき、記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	31,241	—	7,657	23,584	8,831	8,136	14,752
工具、器具及び備品	61,533	21,225	5,570	77,188	44,757	17,692	32,431
リース資産	—	4,885	—	4,885	162	162	4,722
有形固定資産計	92,775	26,110	13,227	105,658	53,751	25,992	51,906
無形固定資産							
ソフトウェア	17,188	1,914	—	19,102	14,881	6,946	4,220
無形固定資産計	17,188	1,914	—	19,102	14,881	6,946	4,220
長期前払費用	84,297	300	—	84,598	47,547	21,021	37,050

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	サーバー増設に伴う増加	14,057千円
リース資産	複合機リース開始に伴う増加	4,885千円
ソフトウェア	会計ソフト等ライセンス購入に伴う増加	1,914千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	本社移転に伴う旧本社工事関連資産の減少	7,657千円
----	---------------------	---------

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	—	100,901	—	—	100,901

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日、毎年6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注) 1.	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所(注)1.	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料(注)2.
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.uzabase.com/
株主に対する特典	なし

- (注) 1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2)取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②	株式③	株式④
発行年月日	平成26年1月6日	平成26年7月25日	平成26年8月29日	平成27年4月3日
種類	普通株式	C種優先株式	C種優先株式	D種優先株式
発行数	2,000株	107,109株	12,691株	69,769株
発行価格	1,000円 (注)5.	3,940円 (注)5.	3,940円 (注)5.	4,300円 (注)5.
資本組入額	500円	1,970円	1,970円	2,150円
発行価額の総額	2,000,000円	422,009,460円	50,002,540円	300,006,700円
資本組入額の総額	1,000,000円	211,004,730円	25,001,270円	150,003,350円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当	有償第三者割当	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	—	—	—	(注)2.

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
発行年月日	平成26年4月30日	平成26年12月9日	平成26年12月9日	平成27年7月1日
種類	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (自社株式オプション)	第7回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 115,255株	普通株式 11,000株	普通株式 3,590株	普通株式 43,248株
発行価格	1,000円 (注)5.	1,000円 (注)5.	1,000円 (注)5.	3,500円 (注)5.
資本組入額	500円	500円	500円	1,750円
発行価額の総額	115,255,000円	11,000,000円	3,590,000円	151,368,000円
資本組入額の総額	57,627,500円	5,500,000円	1,795,000円	75,684,000円
発行方法	平成26年3月28日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っておりまます。	平成26年7月18日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(自社株式オプション)に関する決議を行っておりまます。	平成26年7月18日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っておりまます。	平成27年3月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っておりまます。
保有期間等に関する確約	—	—	—	(注)3.

項目	新株予約権⑤	新株予約権⑥	新株予約権⑦	新株予約権⑧
発行年月日	平成28年1月5日	平成28年1月5日	平成28年7月19日	平成28年7月19日
種類	第9回新株予約権 (ストック・オプション)	第10回新株予約権 (自社株式オプション)	第11回新株予約権 (ストック・オプション)	第12回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 23,320株	普通株式 7,200株	普通株式 137,100株	普通株式 28,806株
発行価格	3,500円 (注)5.	3,500円 (注)5.	1,167円 (注)5.	1,167円 (注)5.
資本組入額	1,750円	1,750円	584円	584円
発行価額の総額	81,620,000円	25,200,000円	159,995,700円	33,616,602円
資本組入額の総額	40,810,000円	12,600,000円	80,066,400円	16,822,704円
発行方法	平成27年12月18日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っておりま	平成27年12月18日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(自社株式オプション)に関する決議を行っておりま	平成27年12月18日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っておりま	平成27年12月18日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っておりま
保有期間等に関する確約	(注)3.	(注)4.	(注)3.	(注)3.

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下、「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下、「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成27年12月31日であります。
2. 同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
 3. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 4. 同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた募集新株予約権（以下、「割当新株予約権」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月を経過する日（当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
 5. 安定株主及び取引先との関係強化を目的としたもので、発行価格は、DCF法（ディスカウンテッド・キャッシュフロー法）、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき1,000円	1株につき1,000円
行使期間	平成26年5月1日から 平成36年3月28日まで	平成26年12月10日から 平成31年12月31日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

	新株予約権③	新株予約権④
行使時の払込金額	1株につき1,000円	1株につき3,500円
行使期間	平成26年12月10日から 平成36年3月28日まで	平成27年7月2日から 平成37年3月27日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第5経理の状況 1 連結財務諸表(1)連結財務諸表 注記事項 スッタ・オプション等関係」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

	新株予約権⑤	新株予約権⑥
行使時の払込金額	1株につき3,500円	1株につき3,500円
行使期間	平成28年1月6日から 平成37年12月18日まで	平成28年1月6日から 平成33年1月31日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

	新株予約権⑦	新株予約権⑧
行使時の払込金額	1株につき1,167円	1株につき1,167円
行使期間	平成28年7月20日から 平成37年12月18日まで	平成28年7月20日から 平成37年12月18日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権①については、退職等により当社の従業員14名16,996株分の権利が喪失しております。
 8. 新株予約権③については、買取により派遣従業員5名3,590株分の権利が喪失しております。
 9. 新株予約権④については、退職等により当社の従業員7名3,539株分の権利が喪失しております。
 10. 新株予約権⑤については、退職等により当社の従業員4名2,508株分の権利が喪失しております。
 11. 当社は、平成28年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、株式①～株式④及び新株予約権①～⑥については分割前で記載しております。

2 【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
株式会社 ウエスト・ブ ラニング 代表取締役 金子洋人 資本金 1百万円	東京都町田市金井町1825 番地60	経営コンサル ティング業	2,000	2,000,000 (1,000)	—

(注) 当社は、平成28年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当
株数(株)及び価格(単価)は、分割前で記載しております。

株式②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
テクノロジーベンチャーズ3号投資事業有限 責任組合 無限責任組合員 伊藤忠テクノロジーベンチャーズ株式会社 代表取締役 中野慎三	東京都港区北青山二丁目 5番1号	ベンチャーキ ャピタル	38,072	150,003,680 (3,940)	—
YJ1号投資事業組合 業務執行組合員 YJキャピタル株式会 社 代表取締役 平山竜	東京都港区赤坂九丁目7 番1号	ベンチャーキ ャピタル	25,381	100,001,140 (3,940)	—
Globis Fund III, L.P. 常任代理人 東西綜合法律事務所 弁護士 立石則文	South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	ベンチャーキ ャピタル	8,587	33,832,780 (3,940)	特別利害関係者 等(大株主上位 10名)
Globis Fund III (B), L.P. 常任代理人 東西綜合法律事務所 弁護士 立石則文	South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	ベンチャーキ ャピタル	2,413	9,507,220 (3,940)	特別利害関係者 等(大株主上位 10名)
三菱UFJキャピタル 4号投資事業有限責任 組合 無限責任組合員 三菱UFJキャピタル 株式会社 代表取締役 安藤啓	東京都中央区日本橋一丁 目7番17号	ベンチャーキ ャピタル	10,153	40,002,820 (3,940)	—
SMBベンチャーキ ャピタル1号投資事業 有限責任組合 無限責任組合員 SMBベンチャーキ ャピタル株式会社 代表取締役 石橋達史	東京都中央区日本橋茅場 町一丁目13番12号	ベンチャーキ ャピタル	10,153	40,002,820 (3,940)	—
株式会社新生銀行 代表取締役 工藤英之 資本金 512,204百万円	東京都中央区日本橋室町 一丁目4番3号	銀行業	5,150	20,291,000 (3,940)	—
GMO VenturePartners3 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 GMO VenturePartners株 式会社 代表取締役 熊谷正寿	東京都渋谷区桜丘町26番 1号	ベンチャーキ ャピタル	3,600	14,184,000 (3,940)	特別利害関係者 等(大株主上位 10名)
マネックスベンチャーズ株式会社 代表取締役 蓮尾聰 資本金 100百万円	東京都千代田区麹町二丁 目4番1号	ベンチャーキ ャピタル	3,600	14,184,000 (3,940)	特別利害関係者 等(大株主上位 10名)

(注) 当社は、平成28年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当
株数(株)及び価格(単価)は、分割前で記載しております。

株式③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
株式会社講談社 代表取締役 野間省伸 資本金 300百万円	東京都文京区音羽二丁目 12番21号	出版業	12,691	50,002,540 (3,940)	—

(注) 当社は、平成28年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数(株)及び価格(単価)は、分割前で記載しております。

株式④

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
Globis Fund III, L.P. 常任代理人 東西綜合法律事務所 弁護士 立石則文	South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	ベンチャーキ ャピタル	29,046	124,897,800 (4,300)	特別利害関係者 等(大株主上位 10名)
テクノロジーベンチャ ーズ3号投資事業有限 責任組合 無限責任組合員 伊藤忠テクノロジーベ ンチャーズ株式会社 代表取締役 中野慎三	東京都港区北青山二丁目 5番1号	投資事業組合	23,256	100,000,800 (4,300)	特別利害関係者 等(大株主上位 10名)
Globis Fund III (B), L.P. 常任代理人 東西綜合法律事務所 弁護士 立石則文	South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	ベンチャーキ ャピタル	8,164	35,105,200 (4,300)	特別利害関係者 等(大株主上位 10名)
GMO VenturePartners3 投資事業有限責任組合 無限責任組合員 GMO Venture Partners 株式会社 代表取締役 熊谷正寿	東京都渋谷区桜丘町26番 1号	投資事業組合	6,977	30,001,100 (4,300)	特別利害関係者 等(大株主上位 10名)
マネックスベンチャー ズ株式会社 代表取締役 蓬尾聰 資本金 100百万円	東京都千代田区麹町二丁 目4番1号	ベンチャーキ ャピタル	2,326	10,001,800 (4,300)	特別利害関係者 等(大株主上位 10名)

(注) 当社は、平成28年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数(株)及び価格(単価)は、分割前で記載しております。

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
梅田 優祐	神奈川県三浦郡葉山町	会社役員	26,188	26,188,000 (1,000)	特別利害関係者 等(大株主上位 10名) (当社の代表取 締役)
新野 良介	群馬県高崎市	会社役員	26,188	26,188,000 (1,000)	特別利害関係者 等(大株主上位 10名) (当社の代表取 締役)
村上 未来	東京都台東区	会社員	6,822	6,822,000 (1,000)	当社の従業員
佐久間 衡	東京都北区	会社員	6,822	6,822,000 (1,000)	当社の従業員
竹内 秀行	神奈川県足柄上郡松田町	会社員	5,900	5,900,000 (1,000)	当社の従業員
岩澤 健	Shing On Street, Hong Kong	会社員	5,900	5,900,000 (1,000)	当社の従業員
松井 しのぶ	神奈川県川崎市中原区	会社役員	774	774,000 (1,000)	特別利害関係者 等(当社の監査 役)(注) 3.

- (注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
 2. 上記の他、新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員は29名であり、その株式の
総数は19,665株であります。
 3. 松井しのぶは、当該新株予約権付与時においては、当社の監査役であり、本書提出日現在は当社の従業
員であります。また、本書提出日現在、当社海外子会社（上海優則倍思信息科技有限公司）の監事を兼
任しております。
 4. 当社は、平成28年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割
当株数(株)及び価格(単価)は、分割前で記載しております。

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
Financial Intelligence Services Limited 資本金 1香港ドル	111 How Ming Street, Kwun Tong, Hong Kong	情報ベンダー	11,000	11,000,000 (1,000)	当社の取引先

- (注) 当社は、平成28年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割
当株数(株)及び価格(単価)は、分割前で記載しております。

新株予約権③

新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下の派遣従業員は5名であり、その株式の総数は3,590株であります。

なお、当該新株予約権は、本書提出日現在において買取によりすべての権利が喪失しております。

新株予約権④

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
佐々木 紀彦	東京都港区	会社役員	6,699	23,446,500 (3,500)	特別利害関係者 等(当社子会社 の取締役)

- (注) 1. 退職の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
 2. 上記の他、新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員は63名であり、その株式の
総数は33,010株であります。
 3. 当社は、平成28年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割
当株数(株)及び価格(単価)は、分割前で記載しております。

新株予約権⑤

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
嶋田 敬子	東京都港区	会社役員	590	2,065,000 (3,500)	特別利害関係者 等(当社及び当 社子会社の監査 役)

- (注) 1. 退職の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
 2. 上記の他、新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員は32名であり、その株式の総数は20,222株であります。
 3. 当社は、平成28年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数(株)及び価格(単価)は、分割前で記載しております。

新株予約権⑥

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
Financial Intelligence Services Limited	111 How Ming Street, Kwun Tong, Hong Kong	情報ベンダー	7,200	25,200,000 (3,500)	当社の取引先

- (注) 当社は、平成28年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数(株)及び価格(単価)は、分割前で記載しております。

新株予約権⑦

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
杉浦 正明	千葉県市川市	会社役員	15,600	18,205,200 (1,167)	特別利害関係者 等(当社子会社 の取締役)
加藤 ミオ	東京都港区	会社員	15,600	18,205,200 (1,167)	当社の従業員
Mifnaz Jawahar	Srilanca Colombo-13	会社員	7,500	8,752,500 (1,167)	当社の従業員
大山 晋輔	東京都渋谷区	会社員	7,500	8,752,500 (1,167)	当社の従業員
伊藤 晋	中国上海市	会社員	7,500	8,752,500 (1,167)	当社の従業員
藤 健太郎	東京都杉並区	会社員	7,500	8,752,500 (1,167)	当社の従業員
松井 しのぶ	神奈川県川崎市中原区	会社役員	7,500	8,752,500 (1,167)	特別利害関係者 等(当社子会社 の監事) 当社の従業員
坂本 大典	東京都中野区	会社員	7,500	8,752,500 (1,167)	当社子会社の従 業員
Guan Ja Ng	Singapore Toa Payoh North	会社役員	4,500	5,251,500 (1,167)	特別利害関係者 等(当社子会社 の取締役)
宮内 匠	東京都世田谷区	会社員	4,500	5,251,500 (1,167)	当社の従業員
北内 啓	千葉県浦安市	会社員	4,500	5,251,500 (1,167)	当社の従業員
中島 泰	東京都目黒区	会社員	4,500	5,251,500 (1,167)	当社の従業員
佐藤 留美	神奈川県横浜市港北区	会社員	4,500	5,251,500 (1,167)	当社子会社の従 業員
櫻田 潤	東京都杉並区	会社員	4,500	5,251,500 (1,167)	当社子会社の従 業員
渡邊 桃子	東京都世田谷区	会社員	4,500	5,251,500 (1,167)	当社子会社の従 業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
文字 拓郎	東京都世田谷区	会社員	4,500	5,251,500 (1,167)	当社子会社の従業員
Carolyn Ng	Singapore The Minton	会社役員	1,800	2,100,600 (1,167)	特別利害関係者等(当社子会社の取締役)
石 翼	東京都国立市	会社員	1,800	2,100,600 (1,167)	当社の従業員
山中 祐輝	東京都港区	会社員	1,800	2,100,600 (1,167)	当社の従業員
土屋 翔	東京都渋谷区	会社員	1,800	2,100,600 (1,167)	当社の従業員
長澤 順平	東京都中央区	会社員	1,800	2,100,600 (1,167)	当社の従業員
戸邊 淳一郎	埼玉県川口市	会社員	1,800	2,100,600 (1,167)	当社子会社の従業員
馬場 道久	東京都小金井市	会社員	1,800	2,100,600 (1,167)	当社の従業員
Rangarajan Gangadharan	Singapore Melville Park	会社員	1,800	2,100,600 (1,167)	当社子会社の従業員
蒲原 慎志	千葉県船橋市	会社員	1,800	2,100,600 (1,167)	当社子会社の従業員
羽山 雄偉	神奈川県川崎市中原区	会社員	1,800	2,100,600 (1,167)	当社の従業員
後藤 直義	東京都世田谷区	会社員	1,800	2,100,600 (1,167)	当社子会社の従業員
池田 光史	東京都渋谷区	会社員	1,800	2,100,600 (1,167)	当社子会社の従業員
森川 潤	東京都渋谷区	会社員	1,800	2,100,600 (1,167)	当社子会社の従業員
佐々木 紀彦	東京都港区	会社役員	300	350,100 (1,167)	特別利害関係者等(当社子会社の取締役)

(注) 上記の他、新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員は4名であり、その株式の総数は1,200株であります。

新株予約権⑧

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
Mifnaz Jawahar	Srilanca Colombo-13	会社員	2,214	2,583,738 (1,167)	当社の従業員
山本 雄生	千葉県市川市	会社員	1,992	2,324,664 (1,167)	当社子会社の従業員
森 敦子	東京都世田谷区	会社員	1,770	2,065,590 (1,167)	当社の従業員
植木 善弘	東京都目黒区	会社員	1,770	2,065,590 (1,167)	当社の従業員
葛 瑛	Hong Kong Kowloon	会社員	1,770	2,065,590 (1,167)	当社子会社の従業員
蔡 潔萱	Taipei Taiwan	会社員	1,770	2,065,590 (1,167)	当社の従業員
田村 朋美	東京都世田谷区	会社員	1,770	2,065,590 (1,167)	当社の従業員
栗野 勝貴	埼玉県川口市	会社員	1,500	1,750,500 (1,167)	当社の従業員
馬場 道久	東京都小金井市	会社員	1,500	1,750,500 (1,167)	当社の従業員
Rangarajan Gangadharan	Singapore Melville Park	会社員	1,500	1,750,500 (1,167)	当社子会社の従業員
伊藤 晋	中国上海市	会社員	1,500	1,750,500 (1,167)	当社の従業員

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
後藤 直義	東京都世田谷区	会社員	1,500	1,750,500 (1,167)	当社子会社の従業員
蒲原 慎志	千葉県船橋市	会社員	1,500	1,750,500 (1,167)	当社子会社の従業員
池田 光史	東京都渋谷区	会社員	1,500	1,750,500 (1,167)	当社子会社の従業員
森川 潤	東京都渋谷区	会社員	1,500	1,750,500 (1,167)	当社子会社の従業員
Shalini Kurukulasuriya	Srilanca Colombo-7	会社員	1,500	1,750,500 (1,167)	当社の従業員
Amani Fathima Iqbal	UAE Dubai	会社員	1,500	1,750,500 (1,167)	当社子会社の従業員

(注) 上記の他、新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員は1名であり、その株式の総数は750株であります。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数 の割合(%)
新野 良介 (注) 1. 3. 4.	群馬県高崎市	1,932,564 (78,564)	26.25 (1.07)
梅田 優祐 (注) 1. 3. 4.	神奈川県三浦郡葉山町	1,932,564 (78,564)	26.25 (1.07)
稻垣 裕介 (注) 2. 3.	東京都目黒区	675,372 (27,372)	9.17 (0.37)
Globis Fund III, L.P. (注) 3.	South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	580,899	7.89
Financial Intelligence Services Ltd. (注) 3.	111 How Ming Street, Kwun Tong, Hong Kong	369,600 (54,600)	5.02 (0.74)
マネックスベンチャーズ株式会社 (注) 3.	東京都千代田区麹町二丁目4番1号	215,778	2.93
ログビジネスファンド投資事業有限責任組合 (注) 3.	東京都渋谷区桜丘町26番1号	198,000	2.69
テクノロジーベンチャーズ3号投資事業有限責任組合 (注) 3.	東京都港区北青山二丁目5番1号	183,984	2.50
Globis Fund III (B), L.P. (注) 3.	South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	166,731	2.26
竹内 秀行 (注) 3. 6.	神奈川県足柄上郡松田町	147,135 (21,135)	2.00 (0.29)
株式会社リヴァンプ	東京都港区北青山二丁目12番16号	90,000	1.22
YJ 1号投資事業組合	東京都港区赤坂九丁目7番1号	76,143	1.03
中島 泰 (注) 6.	東京都目黒区	52,821 (52,821)	0.72 (0.72)
佐久間 衡 (注) 6.	東京都北区	50,766 (20,766)	0.69 (0.28)
村上 未来 (注) 6.	東京都台東区	38,766 (20,766)	0.53 (0.28)
株式会社講談社	東京都文京区音羽二丁目12番21号	38,073	0.52
GMO VenturePartners 3投資事業有限責任組合	東京都渋谷区桜丘町26番1号	31,731	0.43
三菱UFJキャピタル4号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋一丁目7番17号	30,459	0.41
SMB Cベンチャーキャピタル1号投資事業有限責任組合	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	30,459	0.41
岩澤 健 (注) 4. 6.	Shing On Street, Hong Kong	29,952 (20,952)	0.41 (0.28)
佐々木 紀彦 (注) 5.	東京都港区	20,397 (20,397)	0.28 (0.28)
加藤 ミオ (注) 6.	東京都港区	18,183 (18,183)	0.25 (0.25)
杉浦 正明 (注) 5.	千葉県市川市	18,183 (18,183)	0.25 (0.25)
飯作 供史	神奈川県茅ヶ崎市	18,000	0.24
株式会社新生銀行	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号	15,450	0.21
坂本 大典 (注) 7.	東京都中野区	10,488 (10,488)	0.14 (0.14)
大山 晋輔 (注) 6.	東京都渋谷区	9,897 (9,897)	0.13 (0.13)
松井 しのぶ (注) 6. 8.	神奈川県川崎市中原区	9,822 (9,822)	0.13 (0.13)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
藤 健太郎 (注) 6.	東京都杉並区	9,657 (9,657)	0.13 (0.13)
伊藤 晋 (注) 6.	中国上海市	9,000 (9,000)	0.12 (0.12)
宮内 匠 (注) 6.	東京都世田谷区	6,990 (6,990)	0.09 (0.09)
渡邊 桃子 (注) 7.	東京都世田谷区	6,657 (6,657)	0.09 (0.09)
佐藤 留美 (注) 7.	神奈川県横浜市港北区	6,657 (6,657)	0.09 (0.09)
文字 拓郎 (注) 7.	東京都世田谷区	6,657 (6,657)	0.09 (0.09)
北内 啓 (注) 6.	千葉県浦安市	6,657 (6,657)	0.09 (0.09)
櫻田 潤 (注) 7.	東京都杉並区	6,657 (6,657)	0.09 (0.09)
株式会社ウエスト・プランニング	東京都町田市金井町1825番地60	6,000	0.08
石 翼 (注) 6.	東京都国立市	4,788 (4,788)	0.07 (0.07)
長澤 順平 (注) 6.	東京都中央区	4,620 (4,620)	0.06 (0.06)
Guan Ja Ng (注) 5.	Singapore Toa Payoh North	4,500 (4,500)	0.06 (0.06)
羽山 雄偉 (注) 6.	神奈川県川崎市中原区	4,122 (4,122)	0.06 (0.06)
戸邊 淳一郎 (注) 7.	埼玉県川口市	3,957 (3,957)	0.05 (0.05)
山中 祐輝 (注) 6.	東京都港区	3,957 (3,957)	0.05 (0.05)
土屋 翔 (注) 6.	東京都渋谷区	3,957 (3,957)	0.05 (0.05)
Rangarajan Gangadharan (注) 7.	Singapore Melville Park	3,300 (3,300)	0.04 (0.04)
蒲原 慎志 (注) 7.	千葉県船橋市	3,300 (3,300)	0.04 (0.04)
後藤 直義 (注) 7.	東京都世田谷区	3,300 (3,300)	0.04 (0.04)
森川 潤 (注) 7.	東京都渋谷区	3,300 (3,300)	0.04 (0.04)
池田 光史 (注) 7.	東京都渋谷区	3,300 (3,300)	0.04 (0.04)
馬場 道久 (注) 6.	東京都小金井市	3,300 (3,300)	0.04 (0.04)
その他 (119名)	—	255,213 (249,213)	3.47 (3.39)
計	—	7,362,063 (820,356)	100.00 (11.14)

(注) 1. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役)

2. 特別利害関係者等 (当社の取締役)

3. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)

4. 特別利害関係者等 (当社子会社の代表取締役)

5. 特別利害関係者等 (当社子会社の取締役)

6. 当社の従業員

7. 当社子会社の従業員

8. 松井しのぶは、当該新株予約権付与時においては、当社の監査役であり、本書提出日現在は当社の従業員であります。また、本書提出日現在、当社海外子会社（上海優則倍思信息科技有限公司）の監事を兼任しております。

9. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

10. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成28年9月7日

株式会社ユーザベース

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 岡 田 雅 史 
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩 村 篤 
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユーザベースの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユーザベース及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年9月7日

株式会社ユーザベース

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 岡 田 雅 史 
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩 村 篤 
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユーザベースの平成27年1月1日から平成27年12月31までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユーザベース及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年9月7日

株式会社ユーザベース

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡 田 雅 史 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩 村 篤 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユーザベースの平成28年1月1日から平成28年12月31までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成28年1月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ユーザベース及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年9月7日

株式会社ユーザベース

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 岡 田 雅 史 
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩 村 篤 
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユーザベースの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユーザベースの平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年9月7日

株式会社ユーザベース

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 岡 田 雅 史 
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩 村 篤 
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ユーザベースの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユーザベースの平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

Think beyond.